第二編　中　世

第一章　鎌倉幕府と大森・葛山氏

第一節　源頼朝の挙兵と富士の巻狩

源頼朝の挙兵

一一八〇(治承四)年八月十七日、三嶋大社の祭礼の夜、ある武士の一団が、伊豆国目代(国司の代官)であった山木兼隆の館(韮山町)を襲撃した。この一団の中心は北条時政だったが、それを命じた首謀者は源頼朝であった(『市史』二－五九号)。ここに、関東における源平の争乱が勃発したのである。

写真2－1　伝源頼朝像
(東京国立博物館所蔵)

この乱の首謀者である源頼朝は、源氏の棟梁であった源義朝の三男で、父とともに一一五九(平治元)年の平治の乱で平清盛らと戦った。しかし源氏は敗れ、父義朝をはじめ多くの源氏一族は捕らえられて斬られた。平頼盛(清盛の弟)に捕らえられた頼朝も、当然斬罪になるところであったが、平忠盛(清盛の父)の後妻で清盛の継母である池禅尼の命乞いにより伊豆国への流罪となったのである。以後、挙兵までの約二十年間、頼朝は流人としての生活を送ることとなったが、その間に伊豆国の土豪北条時政の娘の政子と結婚し、

図表2-1　鎌倉幕府将軍略系図

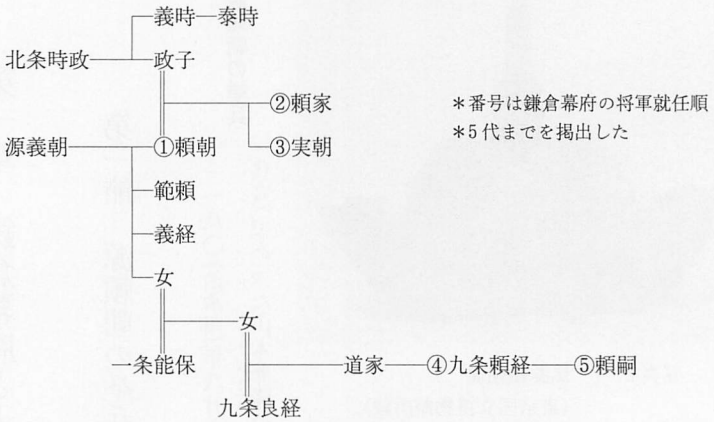

その援助を受けながら、かねてから源氏と関係の深かった関東の武士団と結び付きを強めて、平氏打倒の準備を進めていたのである。

一方、平清盛を中心とする平氏は、平治の乱ののちその勢力を拡大させ、一一七九(治承三)年には後白河法皇を鳥羽殿(京都市)へ幽閉し、法皇の側近である院の近臣の多くを解任するというクーデターを実行した。これにより平氏は完全に政治の実権を掌握したのであるが、逆にこのことは反平氏勢力の結集を促すことにもなった。そして、一一八〇年四月、後白河法皇皇子の以仁王により平氏討伐の令旨が発せられ、それが頼朝の叔父の源行家によって諸国に伝えられた。伊豆国にいた頼朝にもこの令旨は伝えられ、前述のような挙兵につながっていくのである。

さて緒戦に勝利した頼朝ではあったが、けっしてこの挙兵は準備万端調えられて行われたものではなかった。また相模国の大庭景親・伊豆国の伊東祐親など平家方の有力武士も周囲に多く存在し、安心できる状況でもなかった。そこで頼朝は、相模国三浦氏一族などと合流するため東へ向かい、八月二十三日に相模国石橋山(神奈川県小田原市)に着陣した。しかし、前方は大庭景親らにより塞がれ、

後方からも伊東祐親が頼朝を追って近づいてきていた。ここに石橋山の戦いが始まった。この戦いで頼朝軍は惨敗し、頼朝自らも危険な状況に直面した。大杉のうつろのかげに隠れていた頼朝を平家方の梶原景時がわざと見逃したという伝承もこのときのものである。なにはともあれ危機を脱した頼朝は、その後、父の代から源氏と好を通じていた行実が別当を務める箱根権現（神奈川県箱根町）に入り（『県史』資5－一一号）、真鶴（神奈川県真鶴町）から海路安房国（千葉県）へ逃れたのであった。

この石橋山の戦いの前後に、駿河郡（補注）でも源平の衝突がみられた。頼朝とほぼ同時に挙兵した武田信義や安田義定ら甲斐源氏討伐のために甲斐国に向かった平家方の大庭景久（景親の弟）と、石橋山の合戦を聞いて甲斐国から南下してきた安田義定らが、八月二十五日に駿河郡内と比定される波志太山で出会って合戦に及んでいる（『市史』二－六〇号）。また、頼朝の挙兵に参加した伊豆国の武士である加藤光員・景廉兄弟が、裾野市域を含んだ大岡牧で出会ったのも八月二十八日のことであった（『同』二－六一号）。

さて、安房国に逃れた頼朝であるが、そこで千葉常胤・上総広常らを味方につけ勢力を盛り返し、関東各地および甲斐国の武士へ参陣を呼びかけながら、西方へ進軍していった。多くの武士がこの呼びかけに応じ、頼朝のもとへ集まったが、その途中で平家方の武将との争いなどもあったようである（『同』二－六三、六五号）。こうして勢力をましつつ頼朝は、十月六日に鎌倉へ入り、ここを本拠地と定めた。

このような頼朝の動向に対して都の平家の対応は決して迅速なものとはいえなかった。やっと九月の末になって頼朝討伐軍が派遣され、十月十六日にようやくその軍勢が清見関（清水市）に到着したという状態である。一方、頼朝も黄瀬川宿（沼津市）へむかい、そこで北条時政に率いられた甲斐・信濃源氏らの軍勢と合流する。また、関

写真2-2　黄瀬川の景観(沼津市)

東の平家方の武士も都からの討伐軍と合流しようと集まってきた(『市史』二-六六～七〇号)。そして十月二十日、源平両軍は富士川をはさんで対陣し、いわゆる富士川合戦が始まることになった。しかし都から下ってきた平家方の軍勢は、脱落者などにより合戦が始まるころには四千余りに減少していた。そのうえいざ対陣というときにも、源氏方への投降や逃亡があり、その数は千、二千騎程度になっていたという(『県史』資5-五一号)。勝ち目がないと判断した平家軍は撤退の準備をはじめた。しかしその夜、富士沼の水鳥が飛び立った音を源氏軍の来襲と思いあわてふためいた平家軍は、混乱の中で都に向かって敗走するのである。総大将平維盛(清盛の孫)がわずか十騎たらずで命からがら都に帰りついたことは、このときの平氏方の混乱ぶりとその無力さをよくあらわしている。一方、平氏を敗走させた浮島原の頼朝の陣では、このとき頼朝と弟義経との涙の対面が行われたという(『市史』二-七二号)。

こうして平氏を敗走させた頼朝は、これを追って京都に攻めのぼろうと考えた。しかし、千葉常胤・三浦義澄・上総広常らが、まだ頼朝に従わない常陸国の佐竹氏の存在をあげ、「まず東夷を平ぐるの後、関西に至るべし」と進言した結果、頼朝はこれを受け入れ、黄瀬川宿、さらには鎌倉へと帰り(『同』二-七三号)、その後は鎌倉で関東経営にあたることとなったのである。こうして関東の実質的支配者となった頼朝は、その後、一一八三

（寿永二）年には朝廷からその東国の支配権を承認された（いわゆる「寿永二年の宣旨」）。そして、一一八五（文治元）年には壇ノ浦の戦い（山口県下関市）で平氏を滅ぼし、同年十一月には朝廷から守護・地頭の任命権を獲得し全国の軍事警察権を掌握した。次いで頼朝は、一一九〇（建久元）年に上洛して権大納言・右近衛大将に任命され、さらに頼朝と対立していた後白河法皇が一一九二年三月に没すると、七月には待望の征夷大将軍に任ぜられた。そして翌年には、いわゆる「富士の巻狩」を行っているのである。

（補注）駿河郡について　本『裾野市史』第二巻資料編「古代・中世」を含めて、多くのこの地域の歴史書において、古代では駿河郡と命名され、表されている郡域について、中世以降については駿東郡と記されてきたが、本通史編の中世においては駿河郡と記すことにした。それは、これまで駿東郡と記されてきたのは、近世・近代において駿東郡と表されてきたことと、戦国期に駿東郡と記された文書・史料（『市史』二－五〇四、五九六号・『市史研究』十二号－補四六号）が存在することによるといってよい。しかしながら、右記資料編「古代・中世」の「解説」にも触れたように、そもそも中世における郡名記載の史料はきわめて乏しく、そのなかで駿東郡と記された史料は右記のものに限られており、中世中頃の成立と考えられる「拾芥抄」（『〔新編増補〕故実叢書』、『国史大辞典』参照）や戦国期の棟札（『市史研究』十二号－補七四号）などには、むしろ駿河郡と記されている。しかも近世前期においても駿河郡と記す文書（清水八幡神社・桃園定輪寺文書中の徳川将軍家寺社領朱印状、『清水町史』資料編Ⅲ参照）も存在し、駿東郡として継続的に表され、安定的に使用されるのは近世中期からであって、近代になって、一八七九（明治十二）年の「郡制施行の県達」（『県史』資17－三四号）によって、はじめて公式に駿東郡が郡名となったのである。また、戦国期に駿東郡という郡名が登場するのには、駿河国の東部地域が、その領有権をめぐって政治・軍事的にひとつの焦点となるという、その時点固有の歴史的要因に起因すると考えられる。以上のことから、中世においては駿河郡が一般的な呼称であったと考えられることから、本編の中世においては、駿河郡と記すこととした。

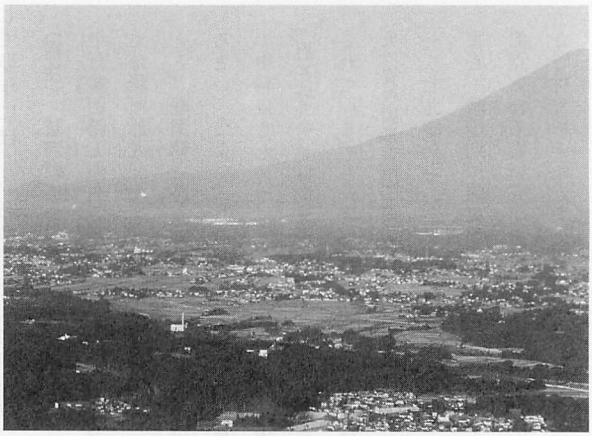

写真2-3　藍沢原の景観

富士の巻狩

一一九三(建久四)年五月八日、源頼朝は裾野市域を含む富士山山麓で大規模な狩りを開始した。これが有名な「富士の巻狩」である。巻狩とは周囲に多くの勢子を配置し、囲いを狭めながら獲物を狩り出させ、追い詰めて射るという大規模な狩りのことで、そこには軍事訓練の要素も含まれていた。ただこの「富士の巻狩」は、軍事訓練というよりも前年に征夷大将軍となって武家社会の頂点にたった頼朝の政治的デモンストレーションといった性格が強かったのではないだろうか。またこの年行われた頼朝の狩りは、この「富士の巻狩」だけではなかった。すでに三月には、下野国那須野(那須町・塩原町・大田原市などを含んだ栃木県北部一帯)と上野国三原(群馬県嬬恋村)などでも狩りを行っている。この狩りを実施した理由として頼朝は、前年亡くなった後白河法皇の一周忌が過ぎたことをあげている(『県史』資5-三八七号)が、やはり「富士の巻狩」と同様に自らの強勢を示すためのものであり、さらに富士山麓を含め狩りの行われた三か所が関東と他の地域との境界にあたることから、関東の支配者としてその支配領域を示したものとも考えることもできよう。

さて、富士山の山麓での狩りの実施は、この年が初めてではなかったようである。そのことは、那須野での狩

りのためにこの場所に構えてあった藍沢屋形（将軍の宿泊場所をも含んだ狩りのための施設か）が運ばれたということから推測できよう（『市史』二－九四号）。では、この富士山の山麓に狩倉が設定されたのはいつのことであろうか。これに関して明確に記した史料をみいだすことはできないが、一一八五（文治元）年二月に頼朝がこの付近を歴覧しており（『同』二－八一号）、その際に狩倉が設定されたとも考えられている。

次にこの狩倉の場所と範囲を考えてみよう。このことについても明確に示す史料は存在しないが、『曽我物語』に「東は足柄の峰のさかひ、北は富士野裾野をかぎり、西は富士川を際として」（『同』二－九八号）とあり、駿河郡を中心としてそこから富士郡にかけての富士山麓の広い範囲であったことをうかがい知ることができる。また、後述する源頼家の狩りの史料では、「伊豆国藍沢原」とみえる（『同』二－一〇五号）。この「伊豆国」というのは駿河国の誤りではなく、藍沢原が同国まで及んでいたということである。つまり富士山麓の狩倉は駿河国から伊豆国まで広がっていたことを示している。しかしこれだけの広範囲であるために、一度にこの狩倉すべての場所で狩りをすることはとうてい不可能といわざるをえない。「昨日の狩場より、富士野はひろければ」（『同』二－九八号）や「藍沢御狩、事終りて富士野の御旅館に入御す」（『同』二－一〇二号）という記述は、実際に広い狩倉を移動しながら数日間（実際には約一か月）にわたってこの狩りが行われていたことを物語っている。

では、一一九三年の頼朝の巻狩について、少し詳しくみていこう。前述のとおり、富士の裾野での巻狩の前に、頼朝は下野国那須野や上野国三原などで狩りを行っていた。とくに那須野の狩りには、本来は藍沢におかれていた屋形を壊して那須野に運ばせている。四月二十三日に那須野での狩りが終わると、その屋形は再び藍沢にもどされ、翌月二日には富士野の狩りの下見・準備のために北条時政が派遣されている。そして頼朝自身は、八日に

多くの随行者をともなって駿河国へ出発しているのである(『市史』二－九六号)。そして前述のように、場所を移動しながら狩りが行われ、斎日で狩りを休んだ日には、近くの黄瀬川・手越(静岡市)などの宿から遊女が呼ばれ、酒宴も設けられた(『同』二－一〇二号)。また、この狩りには頼朝の嫡男頼家も参加しており、初めて鹿を打ち取っている。これに喜んだ頼朝は、頼家を助けた家臣たちに褒美を振る舞うとともに鎌倉にいる政子に報告させたが、逆に政子にたしなめられたという(『県史』資5－三九六号)。しかし、この年の狩りでの最大の事件といえば、後述する曾我兄弟の仇討ち事件であった。そしてすべてがかたづいた六月七日、頼朝は鎌倉に帰還している(『県史』資5－四〇五号)。

さて、この頼朝によるいわゆる富士の巻狩以降も、この場所での狩りは何度か行われている。そのひとりが、二代目の幕府将軍となった源頼家である。頼家が鎌倉殿として臨んだ一回目の狩りは、一二〇〇(正治二)年の閏二月に行われた。前年に亡くなった父頼朝の一周忌が明けた直後の正月十八日に大庭野(神奈川県藤沢市)で狩りを催した頼家は(『県史』資5－四七五号)、閏二月八日に家臣を連れて「伊豆国藍沢原」に赴いた。そして数日間の狩りの後、同月十六日に鎌倉に帰っている(『市史』二－一〇五、一〇六号)。この頼家の行動は、父頼朝の後継者として、また、新たな支配者としての自らの立場を世に示すものであり、そういう意味では、前述の頼朝の巻狩と共通の背景をみいだすことができる。その後、頼家は、一二〇二(建仁二)年七月十七日から同月二十三日までの間、狩猟のために「伊豆国」に進発しており(『県史』資5－五〇〇、五〇一号)、また、翌年五月二十六日から六月十日までの間、「伊豆奥狩倉」から「駿河富士狩倉」へ赴いている(『県史』資5－五一一、五一五号)。頼家は、この年九月に伊豆国修禅寺(修善寺町)に幽閉されており、鎌倉殿の地位にあったわずかの間に、実に三度も富士

の裾野で狩りをしたことになる。

この頼家以降、将軍家の行事としての狩りの記述を史料にみいだすことはできない。しかしのちには、源氏滅亡後幕府の政治を掌握した執権北条氏によって狩りが行われるようになった。貞永式目を制定した北条泰時の孫で、泰時の後をうけて四代目の執権となった北条経時がその人物である。この経時が一二三七(嘉禎三)年七月に藍沢に赴いて初めて狩りをしている。ここで初めて鹿をしとめたので、矢口餅(射手が祝儀のために供えた餅)を祭って三人の随行者に与えている(『同』二－一四〇号)。これは頼朝の巻狩のときの頼家と同様である。しかし、この年には、まだ泰時が執権として健在で、経時は執権になる以前の一三歳のときであり、この狩りの目的は以前の頼朝や頼家のように自らの権力をしめすためのものとは考えがたい。次いで経時が狩りをするのは、一二四一(仁治二)年の九月である(『同』二－一四八号)。この当時もまだ執権は泰時であるが、翌年には泰時がなくなり執権の地位も経時へ移行する時期であった。また『吾妻鏡』の記載からうかがえる狩りの規模も前回より大きいと考えられ、狩りのもつ意味が前回とは変化しているように思われる。いずれにしろ、本来は将軍家が行っていた狩りを、源氏滅亡後、幕府政治の実権を掌握した北条氏がとってかわったと考えるべきであろう。

曾我兄弟の仇討ち　仇討ちは敵討とも呼ばれ、主人や親兄弟を殺された者が殺した者に復讐することをいい、自力救済をむねとする武家社会の中では当然のこととされていた。中世においての仇討ちは親兄弟の復讐を意味したが、その代表的なものが前述した一一九三年の源頼朝による富士の巻狩のときに起きた曾我兄弟の仇討ち事件である。これは、伊豆国土豪狩野氏の一門である伊東氏と工藤氏による伊豆国久須見荘(伊豆半島東海岸一帯)をめぐる紛争がもとで、工藤祐経が従者をつかって河津祐通(祐泰とも、曾我兄弟の父)を殺害したことに因を発

写真2－4　伝曾我兄弟の墓(神奈川県箱根町)

していた。

五月二十五日、すでに藍沢での狩りは終わり、狩倉は富士野へと移動し、将軍頼朝を含めて狩りの参加者は富士野の宿所へと移っていた。工藤祐経も同様で、富士野の神野(富士宮市か)の宿所で黄瀬川宿・手越宿の遊女らと「交会」していたところを曾我兄弟に襲撃されて殺されたのである(『市史』二－一〇三号)。一方、本懐を遂げた曾我兄弟も、兄祐成は新田忠綱に討たれ、弟時致も捕まり頼朝の前に引き出され、結局斬首された。

この曾我兄弟の仇討ち事件を記した物語が『曾我物語』である。当初、この『曾我物語』は語りものとして成立した。まず、仇討ちという本懐を遂げながらも無惨な最後を遂げた兄弟の霊魂を恐れ、それを鎮めるために語られはじめた物語が御霊信仰と結び付き、全国を遊行する念仏聖や古くから霊魂が浮遊したと考えられる箱根にかかわりのあった比丘尼たちによって伝承されていった。そして、南北朝時代以降にこれが書物として成立するのである。現存する『曾我物語』には、広く普及している仮名書きの流布本の系統のもの(大山寺本・彰考館文庫本・万法寺本など)と、特殊な変体漢文による真字本の系統のもの(妙本寺本・栄尭本・本門寺本など)があり、それらのなかでもまた幾つかの系統に分かれている。諸

本を対照すると記述の異なる部分や欠落している部分などが多くみうけられるが、一般に書物としての『曾我物語』成立は、真字本が古く、それをもとにして流布本の諸本が成立したと考えられている。

こうして成立した『曾我物語』は、中世以降の文化にも大きな影響をあたえた。まずは幸若舞(室町時代に越前国の幸若大夫の一派による曲舞)の材料となり、いくつかの作品が作られている。同様に謡曲のなかにも『曾我物語』の影響をうけて成立したものがあった。また、中世以降に仇討ちが多く行われ、復讐に関する話が多く作られていったことも、『曾我物語』の影響と考えられている。さらに近世になると『曾我物語』は、歌舞伎・浄瑠璃などの芸能や浮世草子・赤本などの文学にも取り入れられ、いわゆる「曾我物」として社会に流布していったのである。

第二節　足柄路を往来する人々

交通路の発展

裾野市域内を通ったと考えられる足柄路(東海道)は、古代以来都と東国とを結ぶ重要な交通路であった。しかし、古代と鎌倉幕府成立後では足柄路のもつ意味は、大きく異なっていた。古代律令制下において交通路は、調庸・雑物など国家への貢納物の輸送、および官吏の往還に主として利用されていた。これらは律令制の衰退とともに減退していったが、それにかわって荘園制の発展とともに荘園年貢の輸送が増加していくことになった。例えば、裾野市域にも伊勢神宮(三重県伊勢市)の所領の大沼鮎沢御厨が及んでおり、貢納物として内宮に布十段、外宮には布六段と雑用料を納めているが(『市史』二－二四九号)、これらも足柄路を通って伊勢へ運ばれたのであろう。このように古代における交通路は、それが国家への貢納物にしろ荘園への貢納物にしろ、都である京都と地方との間を結ぶもので、都を中心とした一元的なものであったといえる。

しかし、鎌倉幕府の成立によってこれに変化が生じた。全体としては都が交通の中心であり、古代から続けて荘園の貢納物が輸送の多くを占めてはいたと考えられるが、そのほかに鎌倉幕府が新たな交通の中心のひとつとなり、成長していったのである。

鎌倉幕府を中心とした交通においてもっとも重視されていたのは、のちに六波羅探題のおかれた京都と鎌倉を結ぶ東海道であった。そのため幕府は成立当初の一一八五(文治元)年十一月二十九日に駅路の法を定め、その後も京都と鎌倉の間の駅制の整備を行っている(『県史』資5－二〇一・三三七・四三四号)。

図表2－2　東海道の道筋図

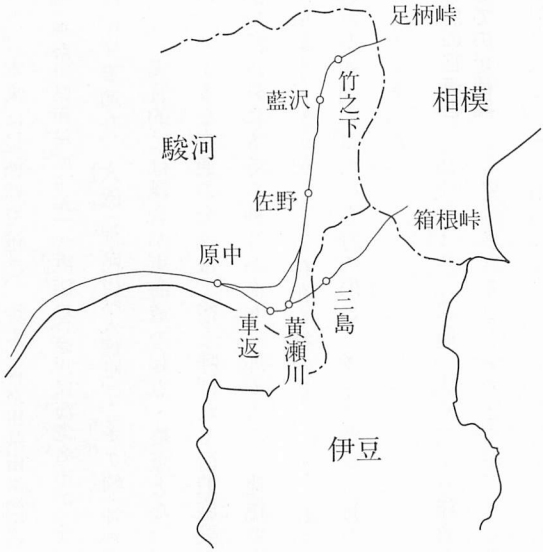

また、京都だけでなく各地方と鎌倉を結ぶ道路も重要視された。これは全国に散在していた御家人が、鎌倉と自分の所領とを頻繁に往還する必要があったからである。その往還理由のひとつが、鎌倉大番役であった。鎌倉大番役とは主として将軍の御所や幕府の諸門を警護する役で、東国十五か国の御家人に課せられたものである。かれらは一年に一度または二年に一度の割合で鎌倉へ上り、一か月ないし二か月の間この役を勤めた。ついでこの御家人の鎌倉往還の理由となったのは、訴訟であった。鎌倉時代における御家人の訴訟は、基本的に幕府が裁定を行っていた。それゆえ原告の御家人は幕府に訴状を提出するために鎌倉に上り、そののちの長い裁判期間の間に、原告・被告とも何度も法廷のある鎌倉へ足を運ばなければならなかったのである。

このように、鎌倉時代になると鎌倉を中心とした交通の発達が促されるが、このことは鎌倉をめぐる交通事情に大きな変化をもたらした。そのひとつが鎌倉に通じる道路の造成・整備である。現在も鎌倉街道の名を残す大部分の道路は、この時代に開発されたものであり、また、幕府が鎌倉の出入り口に開いた切通もその一例である。そして、鎌倉と都を結ぶ主要道路であった東海道も幕府の成長とともにその道筋をかえて

いった。本来は足柄峠を越え、坂本（神奈川県南足柄市）から小総（神奈川県小田原市）・国府（神奈川県中郡大磯町か）・箕輪（神奈川県伊勢原市か）・浜田（神奈川県海老名市か）をへて武蔵国に入っていた東海道であったが、鎌倉幕府成立後は沿岸を通り、大磯（神奈川県大磯町）・茅ケ崎（神奈川県茅ケ崎市）・藤沢（神奈川県藤沢市）をへて鎌倉へとつながって、実質的には鎌倉が東海道の起点・終点となっていったのである。

以上のような交通の発達は、宿と呼ばれる宿泊施設を中心とした集落を繁栄させることとなった。この宿には、宿泊施設以外にも寺や神社があり、馬や人など運送のためのものも備えられていた。また、旅人を相手とした遊女や傀儡（人形芸の使い手）の存在も第四章でふれられるように当時の宿の特色であった。一一九三（建久四）年に行われた源頼朝の富士の巻狩の際に、多くの遊女が狩の宿所に呼ばれているが、彼女らは黄瀬川・手越など近隣の宿のものであった。

幕府の官道としての足柄路

以上のように幕府の成立により鎌倉を中心とした交通の発達、とくに京都と鎌倉を結ぶ東海道の発達をみることができるが、その東海道の一部で、裾野市域を通り足柄峠から関本（神奈川県南足柄市）へぬける足柄路には、どのような人々が往来したのであろうか。

前述のように、幕府は東海道における駅制の実施を命じており、またその一環としての新宿建設の命令が一二一一（建暦元）年までに度々発せられている（『県史』資5－五七二号）。このことは、幕府が東海道を幕府の公用道路として認識していたものと考えられる。それゆえ多くの幕府の役人が、この足柄路を往来したと考えられるが、その最たるものが将軍であった。まずは初代将軍の源頼朝であるが、かれは一一九〇（建久元）年に上洛をしている。これは朝廷から権大納言・右近衛大将に任ぜられるためのものであるが、そのときの往路は酒匂宿（小田原

市）・関下（関本）宿を通っており、帰路は黄瀬川宿から竹之下宿（御殿場市または小山町）、そして酒匂宿を通行しており、往復とも足柄路を通ったことが確認される（『市史』二－九一、九二号）。これ以外で幕府将軍が足柄路を通った史料はみうけられないが、一一九三（建久四）年の頼朝の富士の巻狩や、一二〇〇（正治二）年・一二〇二（建仁二）年の頼家の富士の狩りのときも、おそらくは足柄路を通って狩倉に赴いたものと思われる。

一二一九（承久元）年に三代将軍実朝が甥の公暁に暗殺されると、源氏の正統は途絶えた。そののち幕府政治の実権は、北条氏に移っていくが、形式的には将軍の存在が不可欠であった。そこで幕府は、頼朝の遠縁で五摂家のひとつである九条家の頼経を将軍にむかえることとした。これを摂家将軍とか藤原将軍と呼ぶ。形だけとはいえ将軍である頼経も、鎌倉への下向・京への上洛のさいには足柄路を通り、駅・宿を利用している（『同』二－一四四～一四六号）。また、頼経は一二四六（寛元四）年にも鮎沢（藍沢、御殿場市）・黄瀬川を通って再度上洛しているが（『同』二－一五三、一五四号）、これは以前の上洛とは異なる性格のものであった。つまり、この二年前に頼経は息子の頼嗣に将軍職を譲らされ、この年名越光時らとともに企てた陰謀が露顕して、頼経は京都へ送り返されたのである。

父頼経のあと就任したこの五代将軍頼嗣も一二五二（建長四）年に廃され、続く六代目の将軍には後嵯峨天皇の皇子の宗尊親王が就任することとなった。以後、幕府滅亡まで四人の親王が将軍職に就くが、これを皇族将軍とか、親王将軍と呼ぶ。さて、この宗尊親王も将軍職就任のために鎌倉へ下向するときに足柄路を通っている。

御下向の御すく〳〵ならひにひるの御まうけの所

（中略）

はゝなか　　あの　　きせかわ
さの　　さのゝちとう
あゆさわ　　かいのくに
やまなか　　せきもと　かのゝしんさえもん

これは宗尊親王が鎌倉への下向の際に、宿泊や休憩した場所とそのもてなしを担当した者を記した『宗尊親王鎌倉御下向記』の記事であるが(『市史』二－一五八号)、これが当時の足柄路をもっとも詳しく知り得る史料である。これによれば、当時の足柄路は、沼津市の原中(史料の「はゝなか」は「ら」が「ゝ」と類似することによる誤写と考えられる)から阿野(沼津市)、黄瀬川を通り、裾野市佐野を経由して鮎(藍)沢へ通じている。そして山中＝足柄峠を通って関本へ抜けていたのである。ここで注目すべきはそのもてなしの担当者である。この宗尊親王の下向におけるもてなしは、本来は各国の守護が担当していた。例えば、遠江国橋本宿(新居町)から菊河宿(金谷町)までは遠江国守護北条朝直が、駿河国岡部宿(岡部町)から蒲原宿(蒲原町)までは駿河国守護北条時頼がその接待にあたっている。しかし史料にみえるように、駿河郡域では駿河国守護ではなく「佐野の地頭」が担当し、鮎沢宿にいたっては、隣国の甲斐国守護の担当となっていたのである。このことは駿河国にあって駿河郡だけは、その伊豆国との国境を接するというその地理的性格から駿河国守護の管轄権から独立していた、ということがうかがい知れよう。なお鮎沢についてはこの地が甲斐国との国境に位置したことから、その支配を隣の甲斐国の領主が行っていたと考えられるが、鮎沢宿の負担が甲斐国に課せられていたことは四代将軍頼経が上洛するときにも

みえており(『同』二－一四一号)、それが継承されていたものと推定される。

処刑の場としての足柄路　幕府の公用の道路として、将軍を筆頭に多くの幕府の役人が利用した足柄路(東海道)であったが、その一方では、幕府に反抗して捕らわれた人々も、ここを通って鎌倉に送られ、なかには鎌倉到着前に駿河郡内で処刑された者もいた。

源平の争乱のなか、壇ノ浦の戦いで捕えられた平清盛三男の平宗盛は、鎌倉への護送の途中に浮島ヶ原から千本松原(沼津市)を通っている。ただ、かれはそのあと三嶋社(三島市)に到着しており、そこから足柄路ではなく箱根路をへて鎌倉に入ったものと考えられる(『同』二－八二号)。同じく平維盛の子の高清も、鎌倉下向の途中に千本松原を通り、そこで誅される直前に文覚上人によって助命されている(『同』二－八八号)。

一二二一(承久三)年、後鳥羽上皇を中心とした朝廷側が、幕府に抵抗を示した。いわゆる承久の乱である。その背景には一二一九年の三代将軍実朝の暗殺があった。これで源氏の正統が途絶えてしまったため、幕府は次の将軍に後鳥羽上皇の皇子を要請したが、後鳥羽上皇はこれを拒絶した。そのうえ、みずからの寵愛する伊賀局(白拍子亀菊)の所領である摂津国長江荘(兵庫県尼崎市)・倉橋荘(大阪府豊中市から兵庫県尼崎市にかけて)の地頭の改補を幕府に要求してきたのである。幕府は当然これを拒否するが、ここに後鳥羽上皇と幕府との対立は決定的なものとなった。

一二二一年四月、後鳥羽上皇は流鏑馬と称して畿内近国の兵を集め、五月には北条義時追討の院宣・宣旨を発して、ここに承久の乱が勃発した。この乱はわずか一か月で幕府側の勝利となり、多くの朝廷側の人々が捕らえられ、鎌倉へ護送された。そのひとりが按察使中納言藤原光親であった。かれは、この乱の鎮圧に東山道大将軍

写真2-5-1　藤原宗行歌碑(御殿場市藍沢神社)

写真2-5-2　藤原光親碑(小山町籠坂峠)

として活躍した甲斐源氏の武田信光の預かりとなり鎌倉へ送られたが、処刑を命じる幕府の使者に車返(沼津市)で会い、七月十二日に駿河国と甲斐国の境の籠坂峠(小山町)で斬首となった(『市史』二-一二四号)。このとき光親は、心細さから出家を望み、僧に頭を剃ってもらい、そののち信仰していた法華経をとりだしその一巻を読んで、その後首を斬られたという(『同』二-一二五号)。

中御門中納言藤原宗行も光親と同様であった。宗行は、処刑される前日の七月十三日に、籠坂峠で処刑された

光親の遺骨を携えた使いと浮島ケ原で出会い、その翌日に藍沢原で首を斬られている。宗行は処刑の直前まで読経していたといい、その前に黄瀬川では歌を一首詠んでいる(『同』二一-一二六～二八号)。

光親・宗行と同じように甲斐宰相中将藤原範茂も足柄峠を越えた関本で処刑された。かれらはいずれも関東に護送されながらも、その直前の入り口、つまり関東との境界で処刑されている。このことは、この地域が鎌倉への出入り口という交通の要所であったという地理的な要因とともに、将軍のいる鎌倉やその支配領域である関東で処刑することを忌み嫌ったということがあったのではないだろうか。

文人・僧侶の往来　前述のように、鎌倉と京都を結ぶ東海道(足柄路)は、幕府の公的な道路として機能していた。しかし、その一方で一般の庶民を含む多くの人々もこの足柄路を利用していたと考えられる。なかでも庶民の旅の中心となっていたのが、寺社参詣である。平安時代から行われていた熊野詣、鎌倉時代末期以降に盛んになった伊勢参り・高野詣などは、御師・先達の活躍や講の普及などもあって、中世を通じて武士だけでなく一般庶民にも広がっていったのである。しかし、駿河郡内の人々が、そのような寺社参詣のために足柄路を往来したという事実を、史料にみいだすことができないのは残念なことである。

これに対して、京都と鎌倉の間を往来した多くの文人たちの記録は、その文学作品に残されている。そのひとつが『海道記』である。この作者は、浮島ケ原から車返をへて、まず黄瀬川宿に宿泊し、翌日は、黄瀬川宿から遇沢原(藍沢原)をへて竹之下に到着している。かれはこのとき通過した藍沢原を「この野、何里とも知らず、遥々と行けば」とあらわしており、ここから黄瀬川から裾野市域を通って竹之下に続く当時の足柄路の様子を少しだけうかがうことができる。翌日、竹之下をたったかれは、足柄山を越えて相模国に入っているが、この旅程

写真2-6　日蓮画像
（三島市・妙法華寺所蔵
提供　田畑みなお氏）

の各地で和歌を残している（『市史』二－一二九～一三一号）。

『海道記』の作者以外にも『東関紀行』の作者や飛鳥井雅有も、東海道を往来した文人の一人である。『東関紀行』の作者は、鎌倉への下向の際に、浮島ヶ原から車返を通っており（『同』二－一五〇号）、飛鳥井雅有はその日記『はるのみやまち』に、浮島ヶ原から原中宿、車返を通って黄瀬川宿から足柄峠へ向かっている様子を記している。また、その歌集『隣女和歌集』にも藍沢原を通っているとき富士山をみて詠んだ歌や、竹之下で詠んだ歌が載せられている（『同』二－一七四、一七五号）。さらに『閑谷集』の作者も、足柄路を通っている。かれは、一一八五（文治元）年ころから大畑（裾野市）に草庵を営みそこで多くの和歌を詠んでいる（『市史研究』十二号－補四、八、一〇、一一、一二号）。このほかにも多くの文人が足柄路を往来し、和歌集を中心とした文学作品にそれをみいだすことができる。

このような文人以外の人物としては、日蓮も足柄路を往来している。日蓮は、一二六〇（文応元）年に「立正安国論」を著し、幕政批判や他宗攻撃を行ったために伊豆、次いで佐渡へ流された。その後、許されて鎌倉へ戻ったが、一二七四（文永十一）年に甲斐国身延山（山梨県身延町）へ隠棲する。このときのことを支援者である富木胤継に書き送った手紙に「十二日さかわ、十三日たけのした、十四日くるまかえし、十五日ををみや」とあり、日蓮

が酒匂宿から足柄峠を越えて竹之下宿へ、さらに車返から大宮(富士宮市)を通って甲斐国に入ったことが知られる(『市史』二－一七〇号)。また、日蓮は、一二八二(弘安五)年に池上(東京都大田区)で亡くなっている。荼毘にふされたその遺骨は身延山に送られているが、その経路は「二十二日湯本、二十三日車返、二十四日上野」と、足柄路ではなく箱根路を通ったものと考えられる。

以上のように駿河郡域を通り足柄峠から関東へ抜ける足柄路は、鎌倉時代を通じて多くの人々が利用していた。その位置付けはまず幕府の官道として将軍の通行する道であり、さらに公家・文人・僧侶から庶民にいたるまで多様な人々が通った当時の幹線道路であった。これに対して箱根路は、伊豆国へまたは箱根神社への道として当時から利用されてはいたが、足柄路と比べると脇道的なものであった。それは足柄路と比べて箱根路の方が険しかったという地形的理由によるものであったと考えられるが、その後中世後期以降になると今度は箱根路の方が主要街道となっていくのである(『同』二－三四四号・『県史』7－二六三二号)。

第三節　鎌倉時代の大森氏と葛山氏

大森氏と葛山氏の出自

鎌倉時代以降、中世を通じて駿河郡内に本拠をおいていたと思われる主要な武士として大森氏と葛山氏がいる。この両氏の出自を示す史料の多くは、系図類である。その主なものとして『裾野市史』第二巻の別冊付録の『中世系図集』に収録した「大森系図」・「大森葛山系図」・「葛山家譜」・「葛山御宿系図」があり、これらの系図はすべて両氏の祖を藤原北家とする点で共通している。これ以外に藤原北家を祖としない系図もいくつか確認されるが、これらについては脚色と推定されたり、それを裏付ける史料も確認されていない。

さて、藤原北家を祖とする大森氏と葛山氏であるが、両氏は藤原道長と関白の地位を争って敗れた藤原伊周の流れで、その子忠親からが両氏の系譜となっている。「大森系図」では、この忠親の子が惟康で、その子のうち親康が大森氏の祖、惟兼が葛山氏の祖と記している。大森氏は親康のあと親家・頼忠・行頼・経頼・惟頼と続き、「小田原城主始」と記される頼顕へと続いている。

一方の葛山氏は、惟兼のあと惟忠と続くが、諸系図において共通する部分はここまでであり、以後はそれぞれの系図によって異なった人名が記されている。「大森葛山系図」では、惟忠のあと初めに竹下孫八郎と号しのち御宿殿と呼ばれた惟重と上田殿と呼ばれた景忠に分かれている。このうち景忠の子供には後述する葛山景倫や駿河局がおり、一方の惟重の方は広重・惟時と続き、その八代のちに戦国時代の氏元・信貞の名がみえる。これに

図表2-3　大森・葛山関係系図

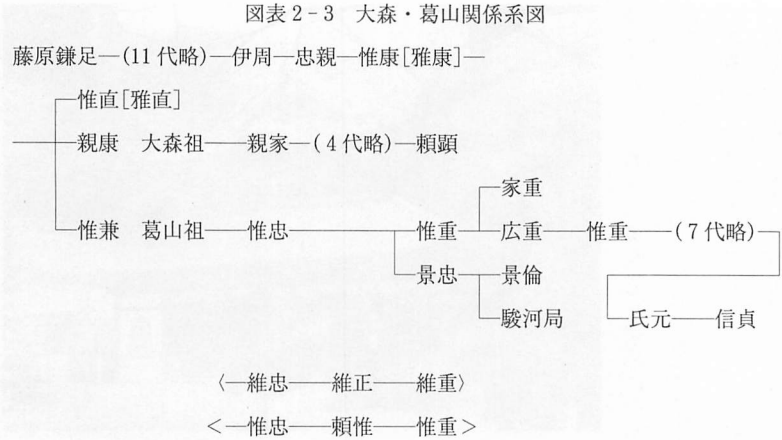

＊[　　]は，大森葛山系図
〈　〉は，惟忠から惟重までの部分の葛山家譜
＜　＞は，惟忠から惟重までの部分の葛山御宿系図

対して「葛山家譜」「葛山御宿系図」では、惟忠(「葛山家譜」では維忠)と惟重(同じく維重)の間に惟正(同じく維正)をおいている(「葛山御宿系図」では頼惟、ただし「若冠名乗竹下孫八惟正」とあり、その他の事績記事も「葛山家譜」の維正と一致する)。また、惟重のあとにでてくる人名も「葛山家譜」と「葛山御宿系図」ではおおきく異なっている。

幕府御家人としての大森氏と葛山氏　以上のような出自をもつ大森氏と葛山氏であるが、鎌倉時代を通じて何人かの名が史料のなかにあらわれてくる。しかしながらある程度詳しくその事績が確認できる人物は、前述の葛山景倫(出家後は願性)のみである。葛山景忠の子として生まれた景倫は、姉の駿河局が北条政子に仕えていた関係から、幕府三代将軍の源実朝に仕え、近習として活躍していた。それは、実朝が宋へ送る使節のメンバーの一員となるほどのものであったが(『市史』二—一一四号)、宋へ渡るために博多津(福岡県福岡市)に滞在してい

写真2-7　興国寺の景観(和歌山県由良町)

たときに実朝が暗殺されたため、景倫は出家し、実朝の菩提を弔うために高野山に登り金剛三昧院(和歌山県高野町)へ入った。そこで願性は金剛三昧院雑掌として活動する一方で、北条政子から紀伊国由良荘(和歌山県由良町)の地頭職を与えられた(『市史』二-一三三、一三四号)。その後願性は、由良荘に西方寺(現在の興国寺)を建立したり、師である退耕行勇との関係から禅僧の無本覚心の渡宋に経済的援助を行い(『同』二-一六〇号)、一二七六(建治二)年に入寂する(『同』二-一七二号)。

この願性以外に鎌倉時代にその活動が史料によって確認できる葛山氏としては、一二二一(承久三)年に起こった承久の乱に幕府軍として参加した次のようなふたりがいた。北条義時追討をかかげ挙兵した後鳥羽上皇を中心とした朝廷に対して、幕府は東海道・東山道・北陸道の三方から約二十万の軍勢を京都にむけて上洛させた。このうち東海道を京都に向かった北条泰時(義時子)の先発隊一八騎のなかに葛山小次郎の名がみえる(『同』二-一二二号)。この小次郎は六月十四日に行われた宇治合戦で負傷しているが、同じくこの合戦に参加した人物として葛山太郎の名もみえ、かれは敵一人を討ち取っている(『同』二-一二三号)。

承久の乱で活躍した小次郎と太郎は、前述の諸系図にもみうけられる。「大森葛山系図」では小次郎を惟重の

子で小二郎と称した広重に比定することができるが、その事績記載に承久の乱についてのものはない。「葛山家譜」では小次郎を維重の子の維高に比定し、太郎を同じく維重の子で太郎左右衛門尉と称した綱高に比定している。また「葛山御宿系図」では、小次郎を惟重の子で次郎を称した惟連に比定し、その子惟宗を太郎に比定している。以上のことから実名は不詳ながらも鎌倉時代の前半に、葛山小次郎・葛山太郎のふたりが実在していたことは確かといえる。

さて、この小次郎と太郎はどのような人物であったのだろうか。とくに小次郎については北条泰時に従って進発した一八騎のひとりということから、幕府御家人のなかでも有力な人物であったと推測される。「葛山御宿系図」で小次郎に比定した惟連の事績記事に「将軍頼嗣公鶴岡御社参の時、千葉・佐竹等と同じく烏帽子・直垂を着け剣を帯びる」とあり、有力御家人である千葉・佐竹氏と同等の立場にあったことがうかがえる。その一方で、このときに小次郎とともに名がみえる人物のなかに、のちの北条氏嫡流（これを得宗という）の被官と同じ苗字をもつものがいること、さらに小次郎を含んだかれらは北条義時から招かれ、兵具を与えられていることから、小次郎を幕府御家人と考えるよりも北条氏家臣、またはそれに近い関係のものであったとする指摘もある（『小山町史』六　第一二章）。

この小次郎と太郎以外にも、承久の乱に関連した葛山氏をみいだすことができる。「大森葛山系図」にみえる家重の事績記事には、「承久合戦の時、尾張国において討たれる」とあり、かれも幕府側としてこの乱に参加していることがわかる。

このように葛山氏の活動が確認できる一方で、承久の乱に関して大森氏の名前を史料にみいだすことはできな

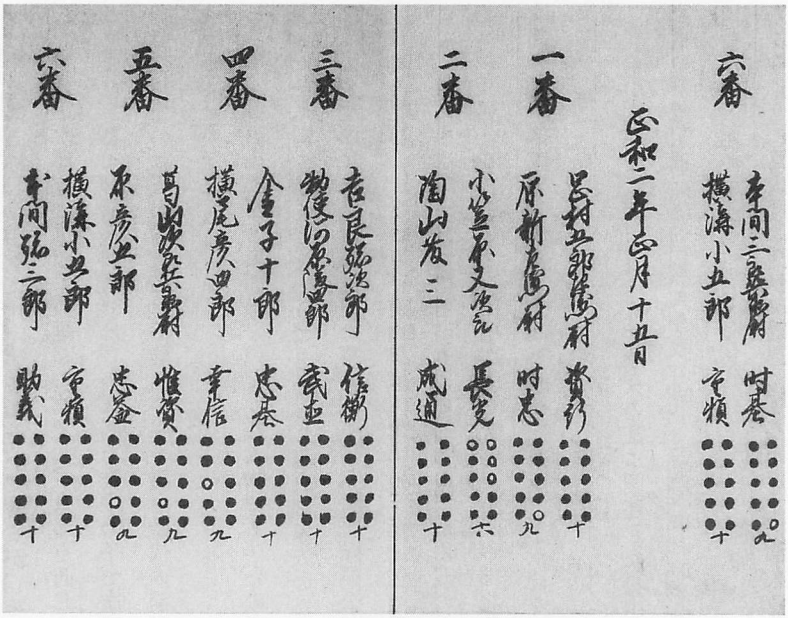

写真2-8　御的日記(国立公文書館内閣文庫所蔵)

い。ただ、「大森葛山系図」の親房の事績に「承久合戦の内手負し京において死す」とあり、また駿河郡の大森氏に関係するか不明ではあるが、慈光本『承久記』では北条泰時軍のなかに大森弥二郎兄弟がいたことが確認されている(『市史研究』十二号-補一三号)。

さて、鎌倉時代末期の史料にも葛山氏の名をみいだすことができる。それは、「御的日記」という史料である。これは正月に幕府で行われる弓始めという儀式の結果を記録したものであるが、その一三〇九(延慶二)年の四番に葛山小次郎惟資の名がみえる(『市史研究』十二号-補一五号)。この惟資は翌年には、葛山次郎兵衛尉惟資の名で登場し、以後、一三一六(正和五)年までほぼ毎年のように弓始めの儀式に参加している(『市史研究』十二号-補一六～二〇号)。また、惟資の最後から約十年後の一三二六(嘉暦元)年には、葛山孫六頼行の名を

みることができる(『市史研究』十二号-補二一号)。

この惟資と頼行のふたりは、前述の景倫(願性)以外で実名を知り得る鎌倉時代の数少ない実在の明らかな葛山氏であるが、残念なことに諸系図にその名をみいだすことはできない。わずかに、小次郎・次郎兵衛尉という通称から、惟重の系譜をひくものと推測しえる程度である。また、その立場も幕府御家人としてか、あるいは、後述する得宗被官として参加したのかも、はっきりとはしない。ただ、葛山孫六については第三章で扱う南北朝争乱において足利尊氏軍のなかにその名をみいだすことができる(『市史研究』十二号-補二二号)。この孫六は「御的日記」の頼行と同一人物と考えられよう。

さて「御的日記」にあらわれる葛山氏が惟資から頼行にかわったことは、このときに葛山氏の代替わりがあったことを推察させる。ただし惟資の跡を相続した人物が、ただちにこの頼行であったかどうかは留保すべきで、後述する「鎌倉殿中問答記録」にみえる六郎左衛門尉であった可能性もある。この「鎌倉殿中問答記録」が「御的日記」における惟資の終見から三年後であることは、その可能性を示唆するものといえよう。むしろ頼行は、葛山本宗家ではなかったがゆえに、幕府滅亡後も生き長らえることができた、という説明も可能なのかもしれない。

得宗被官としての大森氏と葛山氏

源実朝の暗殺により源氏の将軍が三代で滅亡すると幕府の実権は頼朝の妻政子の実家である北条氏へと移っていった。幕府創設以来、御家人同士の主導権争いに勝利していった北条氏は、義時の時代に侍所長官であった和田義盛を討伐し、政所と侍所別当を兼任するようになり、執権としての北条氏の地位は確立した。いわゆる執権政治の展開である。その後、北条氏の勢力は時代とともに強まって

いくが、なかでも得宗と呼ばれた北条氏嫡流はとくに強力となっていった。得宗家は代々の執権をその家系から出していたが、時代が下ると執権としてよりは得宗として幕府政治を動かすようになっていくのである。そこでは評定衆を中心とした本来の幕府政治の形である合議制はないがしろにされ、得宗がその私邸に被官を集めておこなう寄合(私的な会議)で事を決していった。これは北条時頼のころからその傾向があらわれはじめていたが、時宗の時に決定的になり、以後、貞時・高時と幕府滅亡まで行われていった。

このような得宗専制政治の展開は、当然得宗家の被官(御内人と呼ばれる)の勢力をも強めることとなった。そしてこの御内人のなかに大森氏と葛山氏が存在していたのである。

御内人としての大森氏と葛山氏がまずあらわれる史料は、「円覚寺大斎結番注文」である(『市史』二―一八七号)。これは鎌倉円覚寺で毎月四日に行われる北条時宗の法事の担当者を決めたものであるが、その二番に葛山左衛門尉、三番に大森右衛門入道と葛山六郎兵衛尉の名をみることができる。この結番注文の一番の筆頭は、長崎左衛門尉であり、これは長崎高綱であると考えられている。長崎高綱は御内人の筆頭＝内管領で、当時の幕府政治の実権を握っていた人物である。またこのほかにも、安東氏・諏訪氏といった御内人の名も多くみえ、大森氏と葛山氏もかれらと同様の御内人であったと考えられる。

この三人の大森氏と葛山氏は、系図上に名前のあらわれる人物に比定することができず、実名は明らかではない。しかし、その後の一三二三(元亨三)年に行われた前の執権であり得宗であった北条貞時の十三忌の供養記に、太刀一振と馬一匹を進上した葛山兵衛尉と銀剣一振と馬一匹を進上した大森右衛門入道の名がみえ(『同』二―一九一号)、おそらくこの二人は先にみた結番注文にみえる葛山六郎兵衛尉、大森右衛門入道と同一人物かその一

鎌倉殿中問答記録
御障子内　相模守平高時殿　長崎左衛門入道
左近太夫將監泰家　新左衛門四郎左
衛門尉
葛山六郎左衛門尉樟
道其外未遑記之
問答
守殿　泰家　高時舎弟也
左近太夫將監殿御障子之内御一族長
崎左衛門入道新左衛門同四郎左衛門尉葛山
六郎左衛門尉樟曽祢彦次郎入道等也此外不
遑記先葛山難云御訴訟可被捨余法之事無其
謂候其故衆生根性万差如来説法亦品々也仍
八万四千法蔵衆生八万四千塵勞之病對治為
也是皆逗機根法門多含也何是一非諸乎　答
云於八万法蔵隨他意隨自意之二義有之以何
八万法蔵治衆生病耶彼云隨他意隨自意者何
物耶　答云隨他意八万法蔵者四十余年諸経
也隨自意八万法蔵者霊山八年法花経是也夫
同九月四日於御乳父長崎左衛門入道息所

写真2－9　鎌倉殿中問答記録(国立公文書館内閣文庫所蔵)

族と考えられる。

ついで御内人として大森氏・葛山氏の名がみえる史料は、「鎌倉殿中問答記録」である(『同』二－一八九号)。これは一三一八(文保二)年から翌年にかけて幕府で行われた法華宗に関する争論の様子を記録したものである。この問答記録の最初には「御障子内(みしょうじのうち)」(部屋の中を障子で区切った部分か)にいた人物として七名の名がみえる。

上掲の写真にみえるようにここに登場する人物は、執権であり得宗でもある北条高時とその兄弟の泰家、内管領として活躍した長崎高綱(左衛門入道)と、父のあとをうけみずからも内管領となった高資(たかすけ)(新左衛門)とその一族(四郎左衛門尉)といずれも幕府権力の中心に位置する人物である。かれらから一段さがって名が書かれているとはいえこれらの人物に続いて葛山六郎左衛門尉の名がみえることは、かれが御内人

としてあり得宗高時や内管領長崎氏に極めて近い存在であり、当時の幕府権力に深く関わっていたことを示しているものと考えられる。そして、一三一九(元応元)年の九月四日に長崎高綱の休息所で行われた二度目の争論では、六郎左衛門尉みづからが口火をきって問答に参加しているのである。残念なことにこの六郎左衛門尉についての実名その他は不詳である。が、六郎という名や左衛門尉という官途名(かんとめい)から、前述の結番注文にみえる葛山左衛門尉や葛山六郎兵衛尉、「北条貞時十三年忌供養記」の葛山兵衛尉とつながりのある人物と考えることもできよう。

以上みてきたように、駿河郡を本拠とする大森氏・葛山氏一族のうち鎌倉時代に活動していた数名の存在が史料から確認でき、なおかつかれらのなかには幕府御家人として、また得宗被官として当時の権力のなかで重要な位置を占めていた人物が存在していたことも明らかとなった。しかしながらその多くは実名が不詳であり、いくつかに分かれていた大森氏や葛山氏のどの系譜をひく人物であるのか、またかれら相互の関係など不明な部分がまだ多く残されている。また、駿河郡におけるかれらの活動についても、鎌倉時代の史料からはほとんどうかがい知ることはできないのが現状である。

第二章　内乱の時代と大森・葛山氏

第一節　竹之下・佐野山合戦と南北朝内乱

鎌倉幕府の滅亡

後醍醐天皇の倒幕への道程は、「聖主の謀叛」(『花園天皇日記』)と呼ばれた一三二四(正中元)年の正中の変に端を発するが、その大きな画期となったのが一三三〇(元徳二)年の飢饉である。後醍醐は、新関停止による流通促進によって飢饉の収拾を図り、国家統治の根幹である交通路支配権を幕府から奪回して、王権としての自立を宣言するにいたる。つづく元弘の乱(一三三一＝元弘元年)の失敗を経て、後醍醐は隠岐に配流されるが、一三三三年閏二月には隠岐から伯耆へ脱出。さらに五月には京都の六波羅と鎌倉が相次いで陥落したことをうけて、六月に入京する。

こうした流れのなかで後醍醐は、得宗高時以下の北条氏旧領の処分を断行するが、そのなかには駿河郡域の荘園・公領も含まれていた。そこでまず、この旧領処分が歴史的にみてどのような意味を持つのかについて、簡単に述べておきたい。

一般に「……の乱」「……の変」と呼ばれるような国家への反逆事件を、律(古代の刑法)では「謀反」と呼ぶが、謀反・大逆という国家公権の根幹に関わる最重大犯罪に対しては、首謀者の斬(死罪)にとどまらず、その者の物的痕跡のすべてを社会から根絶するために、「没官」とよばれる没収刑が付加されることになっていた。鎌倉幕

府はその草創期において、朝廷の有するこの権限を、源義経の検非違使補任を通じて摂取し、武家による地頭職補任を正当化した。これに対して今度は後醍醐が、「高時法師一族以下、朝敵の輩知行の地」を没官して（『建武記』）、「元弘以来没官地頭職」「没官領新補地頭」と称して有功の武士に配分したのである（醍醐寺文書）。ここで興味深いのは、そもそも「新補地頭」とは、一二二一（承久三）年の承久の乱（第一章第二節参照）後に、鎌倉幕府が「承久兵乱時没収地」に対して設置した地頭の呼称であったことである。つまり後醍醐は、この承久の乱とは立場を逆転させた上で、「没官」という国家公権の根幹を朝廷の下に再確認しようとしたのである。

それではこの没官領地頭職の給与を示す史料をみていこう。現存史料はさほど多くはないが、鎌倉陥落から間もない五月二十九日、「高時法師跡」の若狭国国富庄地頭職が小槻匡遠に与えられた（『鎌倉遺文』三二二一九号）のを初めとして、七月十九日には「泰家法師跡」の駿河国大岡荘など一〇か所の地頭職が、岩松経家に給与され（『市史』二－二〇二号）、十一月三十日には「泰家法師跡」の備後国因嶋地頭職が浄土寺空教上人に給与される（『鎌倉遺文』三二七二一号）、などの例が知られている。そうしたなか、最も注目されるのが、足利尊氏・同直義所領目録（『市史』二－二〇三号）である。

この目録は、尊氏三〇か所、直義一五か所の地頭職給与地を記す大部なものであるが、直義を「左馬頭」とすることから、六月十二日以降のものと考えられる。駿河郡内の地名としては、北条泰家跡として泉荘、大仏貞直跡として佐野荘（佐野郷の誤記）がみえるが、これはさきの大岡荘とあわせ、この地域に北条氏旧領が密集していたことを示すものとして興味深い。そしてこの、裾野市域の佐野郷こそが、中世後期の駿河郡域の性格を代表するものとなっていくのである。

竹之下・佐野山合戦と軍忠状

駿河郡域が内乱の舞台となったのは、一三三五(建武二)年十二月の、いわゆる箱根・竹之下の合戦であり、つづいて佐野山で対峙した際の着到状、軍忠状が、数多く残されている。

一三三五年七月、北条氏最後の得宗高時の遺児、時行が信濃に挙兵し、鎌倉を占拠した。この、いわゆる中先代の乱は、その追討をめぐって、足利尊氏が後醍醐政権と袂を分かつ分岐点となったことで有名である。すなわち尊氏は、時行によって弟直義が鎌倉を逐われる、との報せを聞くや、惣追捕使と征夷大将軍の称を後醍醐に要求し、東国に下向しようとする。しかし後醍醐はこれを拒否し、尊氏は独断で時行追討へと下向する。そして八月十九日、反乱を鎮圧して鎌倉を奪回した尊氏は、直義の進言によりそのまま鎌倉に留まって、後醍醐に反旗を翻す。このため後醍醐は十一月十九日、尊氏追討のため新田義貞を差し向け、十二月五日には駿河国手越河原に直義軍を破り、十二月十一日、箱根・竹之下で再度対峙することになったのである。

『太平記』によると、足利尊氏軍は竹之下、直義軍は箱根路で京方を迎え撃ち、一方伊豆国府(三島市)に陣取る京方は、尊良親王軍が竹之下、新田義貞軍が箱根路へと向かって、戦いの火蓋が切って落とされる(『市史』二-二〇七、二一〇号)。そして敗れた京方の退いた場所が、まさに佐野原であった。

この佐野という地名は、現在でも三島市と裾野市の両方にみられるが、実は中世においても、伊豆と駿河の国境をまたいでみられるものであった。伊豆国には箱根神社領の佐野郷があり、一方駿河国には、のち円覚寺領となる北条氏没官領の佐野郷が存在したのである。『梅松論』では「京勢駿河に引き退き佐野山に陣をとるところに」とするが(『同』二-二一一号)、『太平記』では佐野原から伊豆国府へ退却したと記すことからみて、この佐野原は伊豆国であろう。実際、一次史料である着到状や軍忠状では、この合戦の舞台を「伊豆国佐野山」と記して

いる。

ところで着到状とは、合戦に馳せ参じた武士が、その旨を記して軍の統率者に提出し、「承り了んぬ」という承判を書き込んでもらうことで、のちの恩賞請求の証拠とするものであった。この合戦で注目されるのは、十二月十二日、豊後国守護大友氏の一族、大炊(狭間)正供が足利氏家臣の三浦貞連軍に着到して承判を得た着到状(『市史』二－二一三号)である。『太平記』によれば、この大友氏の足利軍への寝返りこそが、竹之下合戦の勝敗を決した、といわれる。ただ一次史料による限り、大友一族が足利軍に参陣した場所は、竹之下ではなく伊豆国佐野山であったようである。以下、佐野山における大友氏の寝返りに関する史料をまとめ、このことを確認しておこう。

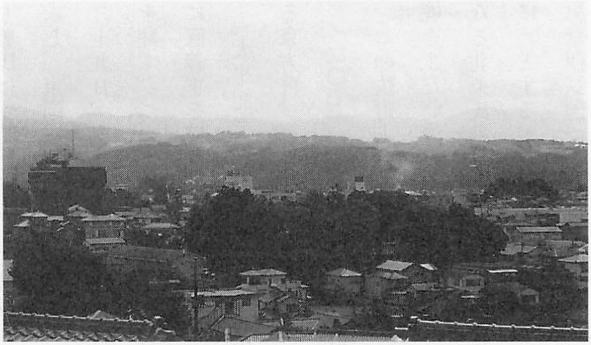

写真2－10　佐野山の景観(三島市佐野)

①着到状(『同』二－二一三号)……大友一族大炊正供

②軍忠状(『同』二－二二四号)……大友戸次頼尊

③軍忠状(『同』二－二二五号)……大友一族狭間大炊政直

④軍忠状(『同』二－二二六号)……野上資頼代資氏(＝大友貞載に属し、戸次豊前太郎が証人)

一般に軍忠状は、着到状とは違って、複数の戦功を後でまとめて申告するものであるが、②～④の三通は、いずれもこの「伊豆国佐野山」の参陣を自身最初の軍忠として書きおこしている点で、一致している。従ってさき

にみた①と合わせ、大友一族の足利氏への寝返りは、間違いなく佐野山合戦だといえる。なお、野本朝行子息鶴寿丸の軍忠状もあるが（『同』二―二三〇号）、これは大友一族の寝返りとは関係なく、はじめから足利方の武士として参戦し、伊豆国佐野河で軍功を挙げたケースである。

分郡守護石塔義房　さて、佐野の地が、佐野原、佐野山、佐野河というような自然地形をまたいで伊豆・駿河の両方にみられるのと同様に、玉川の地もまた、境川をはさんで伊豆・駿河の両方にみられる。この駿豆境こそは、中世を一貫して、東の権力と西の権力の対峙する場であった。のちに詳しくみるように、室町時代において伊豆国は鎌倉府（関東幕府）、駿河国は室町幕府の管領下にあり、戦国時代には伊豆国は北条氏、駿河国は今川氏の領国であった。そしてこの駿豆境に位置したのが駿河郡である。駿河郡は、駿河国にあって東国への玄関口、国境地帯にあたり、その結果、支配の在り方も駿河国内にあって特異なものとなっていた。

まず注目したいのは、一三三六（建武三）年十月十五日付の執事高師直施行状写（『同』二―二二七号、Aと図示）で、これは室町幕府が宛所の石塔義房に命じて曾我時助に駿河郡内の沼津郷を交付したものである。一般に所領の寄進や下地押領の排除のために、守護権力を通じて正当な権利者に現地を交付することを「沙汰し付け」というが、この仕組みを、文書

図表2-4　沙汰し付け文書の流れ

管領／執事
← （施行状＝将軍の下文／寄進状／御判御教書を執達する奉書）……A
守護
← （遵行状）
守護代
← （遵行状）
遵行使節
← （打渡状）
正当な権利者
（打渡状）……B

の流れとして図解すると、前頁の図表2－4のようになっていた。

すなわち、執事高師直の施行状を受けた石塔義房こそは、このとき駿河国守護であったとみなされる。一方、駿河郡内の土狩郷を伊豆国三嶋社に打ち渡した、一三三四(建武元)年十月十七日付の石塔義房打渡状(『市史』二－二〇五号、Bと図示)により、義房は、この段階では守護代(おそらく国衙の目代を兼帯)であったことが判明する。駿河国守護といえば代々今川氏が務めたイメージが強いが、一三三八(暦応元)年に今川範国が補任される以前には、この石塔義房こそが守護代、ついで守護を務めていたのである。

さて、ここで問題なのは、石塔氏の守護職権が果たして駿河一国におよぶものであったのか、という点である。実はAが沼津郷、Bが土狩郷の交付であることから明らかなように、現在知られる二例は、いずれも駿河郡内のものなのである。従って石塔氏の守護職権は、実質的には郡レヴェルの分郡守護に留まった可能性が高い。のちにみるように、駿河国には半国守護の置かれた事実が確認されるから、石塔義房の事例は、その先駆をなすものというべきであろう。そしてこの、駿河郡域の独立性は、実は鎌倉時代においても、駿河国守護権からの独立、地頭や隣国守護による管轄、という形で確認することができる(第四章図表2－22参照)。石塔義房の分郡守護補任の背景には、中世に一貫してみられる、駿河郡域の周縁的性格があった、といわねばならない。

内乱と葛山備中守

それではこの南北朝内乱の時代に、駿河国東部に勢力を有した葛山氏は、どのような動きを示していたのであろうか。まず、この間の経緯を整理しておこう。竹之下・佐野山合戦に勝利した足利尊氏は、西走した義貞軍を追って京へ攻め上り、翌一三三六(建武三)年正月十一日に入京。その前日、後醍醐は比叡山に逃れるが、間もなく奥州から攻め上ってきた北畠顕家軍によって尊氏は丹波へ敗退、後醍醐は京都を回復

する。そのご尊氏は摂津から九州へと走るが、再び東上して摂津国湊川（神戸市）の戦いに勝利する。このため五月二十七日、後醍醐は再び比叡山に逃れ、六月十四日、尊氏は持明院統の光厳上皇を奉じて入京する。

そうしたなか、六月五日の西坂本の合戦で尊氏軍に従軍していたのが、葛山孫六であった。同年七月日付の天野遠政軍忠状（『市史研究』十二号－補二二号）によると、伊豆国の住人天野遠政はこの合戦の先陣をかけ、塩谷四郎・葛山孫六・庄民部房らが証人である、として軍忠を申告し、高師冬から承判を得ている。つまり葛山孫六もまた、この足利軍のなかにいたのである。

写真2－11　天野遠政軍忠状（前田育徳会尊経閣文庫所蔵）

ところで、この葛山孫六の名が、「御的日記」にも孫六頼行としてみえるが（『市史研究』十二号－補二一号）、鎌倉幕府滅亡後も生きながらえていることからみて、本宗家ではなく庶流であったと思われる。六郎左衛門尉に代表されるように、得宗被官の中枢を占めた葛山氏本宗であれば、当然幕府とともに滅亡していると考えられるからである。

一方、さきの軍忠状の翌年には、一三三七（建武四）年正月十日付の足利直義感状（『市史』二－二二九号）があり、葛山備中三郎が、遠江国での合戦における軍忠を賞せられている。当時、遠江国には南朝方の武士井伊氏がおり、浜松荘（浜松市）・都田御厨（浜松市）・気

賀荘（細江町）など、南朝方の所領が多く分布していた。なおこの間、一三三六年十一月に尊氏は建武式目を制定し、十二月には後醍醐が吉野に走って南朝を建てており、備中三郎は北朝方の武士として遠江国の戦線で活躍していたわけである。

くだって一三五〇（観応元）年、尊氏・直義兄弟間の溝が決定的となり（観応の擾乱）、一三五二（文和元）年二月、直義が尊氏に毒殺されるや、翌閏二月には、前年十月以来続いた尊氏と南朝の一和（正平一統）が破綻し、旧直義派の新田義宗（義貞子）が西上野に挙兵する。『太平記』には、この挙兵に着到した外様衆として「大森・葛山」の名がみえるが（『市史』二―二四四号）、実際このころには、南朝方に属した武士として、葛山次郎の名をみいだすことができる。一三五四（正平九）年五月十九日付の考（孝カ）光奉書写（『同』二―二四六号）がそれである。この文書で兵部権大輔孝光が奉じているのは「春日殿の仰せ」であるが、袖判と奉者の官途からみてかなりの高位者が予想され、春日殿御教書とでも命名すべきものである。当時春日殿といえば、まず北畠氏一族の春日顕国（顕時）が想起されるが、本文書の一〇年前（一三四四年）に没しており、なおかつ本文書の尊大な様式になじまない。とすれば、北畠顕家弟で鎮守府将軍をも務めた顕信が、さきの春日殿である可能性が高いといえよう。顕信が春日を名乗ったことは『尊卑分脈』にみえ、その晩年は南朝の下で右大臣にまで昇ったとされる。

こうして南朝方の葛山氏が散見される一方、一三六二（貞治元）年には、再び足利氏の輩下に葛山備中守をみいだすことができる。『太平記』によれば、前年、関東公方足利基氏が執事畠山国清を失脚させると、国清は領国伊豆国に逃げ下り、三津（沼津市）など三城を構えて楯籠った。そこで基氏は、武蔵国の秩父系平氏を中心とする平一揆に国清討伐を命じるが、平一揆が伊豆国府周辺に兵粮米や人夫の徴発をかけたところ、それが葛山備中守

の所領におよんでしまい、両者合戦寸前のにらみ合いとなった、というのである(『同』二一-二四七号)。

ここで興味深いのは、第一に、葛山備中守の所領が伊豆におよんでいたということと、第二に、さきの直義感状とともに、北朝方に属した葛山氏の一流が代々備中守を名乗ったのではないか、と推察されることである。葛山氏については、改めて第四節で検討しよう。

第二節　佐野郷にみる東と西

室町幕府と鎌倉府

後醍醐による交通路支配権の奪回から書きおこした『太平記』が、足利義詮・基氏兄弟の死をもってこれを結んでいることは興味深い。そこでは「二翼両輪のごとくに華夷の鎮撫と成りたまいしかば」と描かれているように、京都―鎌倉が、華―夷として秩序づけられており、すなわち京都の室町幕府と関東の鎌倉府が、二つの国家として描かれている。鎌倉府は、当時の一次史料でも「関東幕府」と呼ばれており（『空華日用工夫略集』『空華集』）、その公方は、実質的に将軍権力を有していたといってよい。

二つの国家、二つの首都、二つの政庁、二人の公方が存在するということは、当然のことながら、その両者の間に、強い緊張、軋轢、ひいては敵対関係をも生むことになった。たとえば、一つの職をめぐって、東西両幕府が別々の人物を補任してしまう事態すら生じていたのである（『清水町史』資Ⅲ－八一号）。同様に、中世後期の裾野市域を代表する佐野郷、さらには大森・葛山氏についても、この東西二つの幕府権力の間にあって、独特の動きがみられるようになる。本節ではまず佐野郷について扱うが、そのためにもここで、鎌倉府（関東幕府）の発給文書について、解説を加えておきたい。

すでに述べたように、関東公方は将軍権力であり、鎌倉府は幕府である。従って、関東公方や鎌倉府が出した文書は、その様式といい機能といい、将軍や室町幕府のそれとまったく選ぶところではなかった。ただし、関東公方・鎌倉府発給文書が有効であった地域は関東に限られており、これを普通、関東分国と呼んでいる。静岡県

にあっては、遠江国・駿河国が室町幕府、伊豆国が鎌倉府（関東幕府）の分国であった。従って前節に図示した「沙汰し付け」手続きの命令主体もまた、駿河国と伊豆国を境に異なっていたのである。

さて、鎌倉府（関東幕府）の「沙汰し付け」文書をみていくと、大きく分けて二様のパターンがあることに気付く。

(a)関東管領奉書　→　守護

(b)関東管領奉書　→　非―守護（守護代／遵行使節）

(a)の管領奉書は施行状であり、(b)の管領奉書は遵行状までを兼ねたものである。(b)のようなことがおこりうるのは、関東管領が同時にある国の守護であり、その同じ国の案件について「沙汰し付け」の手続きをとる場合である。例えば、伊豆国の守護職を相伝する山内上杉氏が関東管領在職中に伊豆国に管領奉書を発給する場合、伊豆国守護宛てに出す手続きは不要であるから、必然的に(b)型となるのである。そして実は、駿河国佐野郷に対しても、この(b)タイプの奉書が発給されていたのである。

佐野郷の寄進

国衙領佐野郷の地頭職が元弘没官領として足利尊氏の手に渡ったことは、すでに第一節でみたところである。この佐野郷は、一三七五（応安八）年二月に、円覚寺伽藍再興料所として、同寺に寄進されている（『市史』二―二五一号）。寄進された権益が同じく地頭職分であったことは、一三七七（永和三）年十二月十一日付の官宣旨（『同』二―二五三、二五四号）によって明らかである。

さて、この寄進で注意しなければならないのは、第一に、「公議佐野郷をもって円覚寺に捨入す」とされ、第二に、「これすなわち府君のあらかじめ約せしところ」とされている点である。ここでの「公議」とは、「府君」

図表2－5　関東管領山内上杉氏と佐野郷遵行

	年・月・日	文　書　名	宛　所	出　典
①	1375(応安8)・3・22	関東管領宅間(山内)上杉能憲奉書	狩野介入道 (＋土肥兵衛入道)	2－252
②	1384(至徳元)・9・5	関東管領山内上杉憲方奉書	土肥参河守	2－258
③	1384(至徳元)・9・5	関東管領山内上杉憲方奉書	河村兵部少輔入道	2－259
④	1384(至徳元)・12・5	関東管領山内上杉憲方奉書	土肥参河守	2－260
⑤	1384(至徳元)・12・5	関東管領山内上杉憲方奉書	河村兵部少輔入道	2－261

〔注〕　出典は,『市史』の巻数－号数である

(関東公方足利氏満)とは別の主体(将軍足利義満)を指しているのではなく、実体的には同じ主体を指した用例である。「公議」とは本来、「公論」などと同様に、儒学の影響下にある禅林独特の概念であり、議論が公開的であることを表すものであったが、このように為政者の意思決定、ひいては為政者自身を指すようにもなったものである。すなわち、円覚寺に佐野郷を寄進した主体は、ほかでもない関東公方足利氏満であり、従ってここから、佐野郷が、これ以前のある段階で、室町幕府直轄領から鎌倉府(関東幕府)直轄領へと移管されていたことがしられる。佐野郷が、駿河国でありながら鎌倉府(関東幕府)発給文書によって「沙汰し付け」られることの根拠は、ひとつにはこの、寄進時の経緯、具体的には東西両幕府間で行われた直轄領の移管にこそ求めなければならない。

だが一方、それだけでは解決し得ない重要な問題が残されている。それは、佐野郷の円覚寺への「沙汰し付け」が、ほかならぬ(b)型関東管領奉書によってなされている、という点である。佐野郷が鎌倉府(関東幕府)から寄進されたとしても、その「沙汰し付け」がなぜ(a)型奉書によって駿河国守護今川氏に命じられないのだろうか。

そこでまず、関東管領山内上杉氏によって佐野郷が円覚寺に「沙汰し付け」られた史料を図表2－5にまとめてみよう。

ここで宛所となっているのは遵行使節であり、狩野介・土肥・河村氏はいずれも伊豆～西相模に勢力を有する者たちであるから、彼らが使節にえらばれた理由は、佐野郷が隣国伊豆・相模との国境地帯に位置していたことに求められる。そして、非―守護系への遵行命令がみられるということは、すなわち同地の守護権を関東管領自身が有しているということになるから、おそらく佐野郷を含む駿河郡域には、今川氏の駿河守護権とは別途に分郡守護権が存在し、これを関東管領山内上杉氏が、伊豆国の場合と同様に保有していた、とみなさなければなるまい。第一節で述べた駿河郡域の分郡守護権は、駿河守護権から独立性のあるものとして、依然継続していた、と考えられよう。

大高氏と鎌倉府

このように駿河国にありながら、駿河国ではなく伊豆国に準ずるものとして扱われた駿河郡佐野郷の、「関東」としての特色を際立たせているのが、大高氏の存在である。大高とは「だいこう」と読み、高師直の一族である。若狭国守護や小侍所、引付頭人を歴任した大高重成は、師直の父師重の従兄弟にあたる。大高氏の拠点については、重成の二男五郎重久の名が、一三五五(文和四)年八月にいたってなお若狭国太良保にみえるが(東寺百合文書は函一〇三号)、重成の三男重政の名が、一三六五(貞治四)年十月八日付の関東公方足利基氏近習連署奉加状(『神奈川県史』資3－四五五六号)に、

馬一疋　散位重政(花押)

としてみえることから、遅くともこの頃までに大高氏が関東公方の奉公衆となっていたことが確認される。さきの図表2－5にあげた史料①は、大高重成の家人らの抵抗を排除するために出されたものであるから、大高氏が鎌倉に拠点を移して以降、佐野郷にも権益を有することになった、と考えるべきであろう。

図表2－6　高氏・大高氏略系図

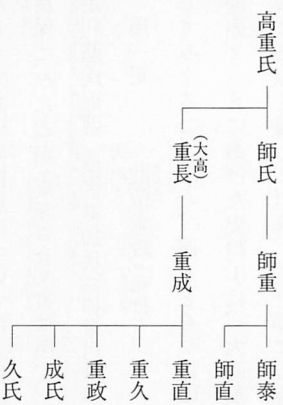

さて、ここで再び佐野郷が円覚寺に寄進された際の史料（『市史』二－二五一号）を想起するなら、佐野郷寄進の情報を、湯治で熱海に来ていた義堂周信（五山文学を代表する禅僧で、当時は在鎌倉）に伝えてきた人物こそ、実は、重政弟で重成四男の、刑部少輔成氏であった。すなわち成氏は、大高氏の権益に関わる問題だからこそ、事態を義堂周信に伝えてその打開を図ろうとしたのであろう。実際この成氏は、図表2－5の④⑤の「沙汰し付け」では、「遵行の旨に背き、違乱に及ぶと云々。はなはだ罪科を招くか」として、違乱排除の対象となっている。また、さきの①においても、重成（法智）は「罪科人」と呼ばれており、大高氏が円覚寺に対して示した抵抗の大きさを物語っている。

その抵抗の様をよく示しているのが、一三八二（永徳二）年二月十六日大高成氏押書（『同』二－二五七号）である。押書とは、ある事項の履行を確約する契約文書の一種で、ここで成氏は二〇〇貫の年貢請負を円覚寺に対し誓約している。だが実際のところ、この押書をたてに年貢を抑留していたとみられ、それゆえ円覚寺が鎌倉府（関東幕府）に訴え出たのである。ところで、この押書という様式の文書が、こと佐野郷に限って数多くみいだされる。そこでいま、『裾野市史』第二巻に収載した押書を図表2－7として一覧してみよう。

このように、次から次へと現地の年貢を請け負う代官が変わり、そのつど押書を書かせているところをみると、佐野郷から円覚寺への年貢収納には、よほど容易ならぬ困難がともなったらしい。特にvの矢部法立の場合など

図表2－7　押書一覧

	年・月・日	文書名	論所	請負内容	請負先	出典
i	1382(永徳 2)・2・16	大高成氏押書	佐野郷	年貢毎年200貫文	円覚寺	2－257
ii	1395(応永 2)・6・1	信広押書	佐野郷	不干渉	円覚寺	2－268
iii	1398(応永 5)・9・27	大森彦六入道押書	佐野郷	(内容不詳)	円覚寺	2－273 所引
iv	1406(応永13)・7・1	大森頼春押書	伊豆国府中関所	関の請料毎年150貫文	円覚寺	2－282
v	1416(応永23)・10・15	矢部伊勢入道法立押書	佐野郷	年貢毎年150貫文	円覚寺	2－293

〔注〕 出典は,『市史』の巻数－号数である

は、上杉禅秀の乱のさなかに、その当事者の一人が年貢を請け負ったもので、時宗関係の史料(『市史研究』十二号－補二三号、および『市史』二－二九四号参照)も残る交通の要所であった佐野郷の掌握こそが、軍事上急務であったことを物語っており、まさに臨場感あふれる史料となっている。

佐野郷遵行と今川氏

かくして関東公方奉公衆大高氏の違乱を受けつつも、鎌倉府(関東幕府)の「沙汰し付け」によって何とか維持されてきた円覚寺領佐野郷は、応永年間(一三九四～一四二八)に入ると、新たな段階を迎えることになる。さきにみた押書が応永年間に多くみられるのと軌を一にするかのように、駿河国守護今川氏がこの地に干渉してくることになるのである。

注目されるのは、(年不詳)五月三日付の関東公方足利満兼書状(『市史』二－二七六号)である。この文書は、足利満兼が花押を改める一四〇二(応永九)年六月以前のものであるが(『喜連川判鑑』)、そこには「当国守護人今河上総入道押領せしめ候」とみえ、駿河国守護今川泰範が佐野郷を押領しているというのである。これよりさき一三九五(応永二)年には、すでに図表2－7の事例iiにみるように、守護半済(年貢半分を守護方が収納し給人等に宛行うこと)をめぐるトラブルが発生しており、今川氏の駿河守護権が、佐野郷におよんできていることがわかる。この満兼書状の宛所は相国寺鹿苑院(京都市)の絶海中津(五山文学を代表する

禅僧)であり、佐野郷の問題が、鎌倉府(関東幕府)だけでは対応しきれず、室町幕府の解決を仰がなければならなかった事情を示している。つまり、駿河国守護今川氏が守護半済を通じて佐野郷に干与してきた結果、それまでのように、佐野郷を関東分国である伊豆国に準じた扱いとすることが、事実上不可能になったのである。

一四〇四(応永十一)年になると、駿河国守護今川泰範は、同氏庶流新野出羽入道に宛行っていた佐野郷半済分を円覚寺に返還しており(『市史』二―二七九、二八〇号)、円覚寺への遵行＝「沙汰し付け」を、駿河守護権のもとに行っている。すなわちここに、前代にみられた伊豆国守護山内上杉氏が駿河郡に有した分郡守護権の、明らかな後退をみてとることができる。国境に位置し、伊豆国に準じた扱いを受けた駿河郡の佐野郷も、ここに名実ともに、「京都御管領」(『同』二―二九二号)であるところの駿河国に包摂されたのだといえよう。

なお、このように佐野郷が鎌倉府(関東幕府)から室町幕府へと移管された背景事情としては、折しも一三九二～一四〇五年にかけて、伊豆国守護山内上杉氏が関東管領職を外れていたことを挙げなければなるまい。まさにこの間の十数年のうちに、今川氏の駿河守護権が佐野郷におよんだのである。

国境地帯としての駿河郡

とはいえ、今川氏の駿河守護権は、決して容易に駿河国東部までを包摂し得たわけではなかった。室町時代には、しばしば半国レヴェルの守護設置が確認されるのである。駿河半国守護については、今川貞世(了俊)が著した「難太平記」(『群書類従』第二十一輯)に「駿河国を半分わかちたまいし事を我ら望み申して、預かりたるように云いなして」とみえる記事が有名であるが、実際、『市史』に収載した史料にも、その痕跡をみることができる。たとえば伊豆国円成寺領駿河国沢田郷に関して、一三八七(嘉慶元)年九月二十三日付の室町幕府管領斯波義将奉書(『同』二―二六三号)で「仰せ」が執達されているのは今川上総介、すなわ

ち駿河国守護今川泰範である。が、一三九六(応永三)年に入ると同郷の案件に対して、同様の室町幕府管領斯波義将奉書(『同』二―二七一号)が今川伊与入道、すなわち今川了俊に宛てられているのである。文書形式からする限り、この時了俊は駿河国守護であったとみなさざるを得ないが、今川泰範の駿河守護権が否定・改替されたわけではなく、前年に九州探題を罷免された了俊が、新たにもう一人の守護として駿河に入部した、というのが実情である。

つまりこの半国守護とは、一国が単純に東西二地域に分割されているというよりは、むしろ一国に二つの守護権力が存在することにこそその本質があり、いわば日本列島に室町幕府と鎌倉府(関東幕府)という二つの中心が存在することにも似て、実際にその支配権は相互に入り組んでいた。このことを端的に示しているのが、一四三四(永享六)年八月、前年来の今川家家督争いに対処すべく室町幕府が設置した、山東半国守護である(『同』二―三二六号、本号は永享十年としたが、永享六年と訂正する)。この史料にみえる「山東」とは、駿河国のほぼ中央に位置する薩埵山以東とも考えられてきたが、おそらくは安倍山地域以東の駿河国東部全域を指すものであり、必ずしも面積上の半国を意味するものではなかった。範忠の家督継承がひきおこした今川家の内紛を収拾し、狩野介ら反範忠勢力の動きを掣肘するためには、一方では範忠に「安部山御判」を与えてその面目を保つとともに、他方ではその替わりとして、安倍山以東全域に対して、範忠ではない別人を守護として立てることが必要となっていたのである(『清水町史』資Ⅲ―八六号)。

かくして山東半国守護となった今川貞秋の、いまひとつの任務は、関東公方足利持氏の不穏に備えることであった。上杉禅秀の乱(一四一六=応永二十三年)以来、関東への玄関口にあたる駿河郡域の情報は、室町幕府に

とって大きな関心事となっていたのである。佐野郷に即していえば、この地の支配は、一四二八(正長元)年、室町幕府の手によって大森氏から葛山氏へと転換させられることになるが、ここにも室町幕府と鎌倉府(関東幕府)の確執をみることができるのである。そこで以下、この大森・葛山氏の動きを通じて、東西両幕府の国境地帯にあたる同地の様相を明らかにしていこう。

第三節　大森氏と鎌倉府

関東公方奉公衆大森氏

大森氏は関東公方奉公衆とされ、そのため鎌倉円覚寺の文書のなかに、かなり早い段階からその痕跡を残している。すでにみたように、大森彦六入道長親（図表2－8の系図参照）が佐野郷年貢を請け負う押書を円覚寺に提出しており（図表2－7、ⅲ）、大森頼春は、円覚寺法堂造営料に宛てられる伊豆国府中関所の関料一五〇貫文の代官請負を、円覚寺に誓約しているのである（図表2－7、ⅳ）。

前者に関してまず注目されるのは、大森氏が、一四世紀末の大高氏の排除以降、一四二八（正長元）年にいたるまで、ほぼ三十年にわたって佐野郷を当知行してきたことである。途中、佐野郷年貢の請負権を、敵対する矢部氏に取って代られる（図表2－7、ⅴ）ことはあっても、それは軍事情勢上の一時的なもので、基本的には鎌倉府（関東幕府）を後ろ盾に、佐野郷の在地領主として君臨し続けたといってよい。円覚寺もまた、この大森氏を介してしか佐野郷の支配は果たし得なかった、と考えられる。

次に後者で注目されるのは、大森氏が円覚寺の関料徴収の代官請負を担っていたことを示す、いまひとつの史料である（『市史』二－二五六号）。そこでは、「円覚寺造営要脚関所の事、大森・葛山の関務半分の替えとして、寄附するところなり」として、三か年に限って筥根山葦河宿に関所を設けることが円覚寺に認められている。大森・葛山氏が請け負ってきた関料

図表2－8
大森氏推定略系図

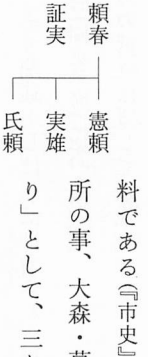

の替りとして、円覚寺が直務（直接支配）によって関銭を徴収する、というわけである（第四章第一節参照）。これは、代官として押書を提出しても、その関銭がしばしば抑留され、円覚寺に入ってこなかったという実情を物語っており、それゆえ円覚寺が鎌倉府（関東幕府）に訴え出て、こうした裁定が下ったのである。佐野郷年貢といい、関料といい、駿河郡域の在地勢力の抵抗は概して頑強であり、そこからの収取には容易ならぬものがあったのだといえよう。

上杉禅秀の乱と箱根別当証実

一四一六（応永二十三）年、その後の関東の情勢を方向づける決定的な事件が勃発する。関東管領犬懸上杉氏憲（禅秀）が、関東公方足利持氏と不和になって職を辞し、反持氏派を結集して挙兵し、持氏を襲撃したのである。

『鎌倉大草紙』『鎌倉九代後記』などの軍記によれば、この時持氏は、箱根別当証実の案内によって十月七日、駿河国大森氏の館に落ち延びている（『市史』二－二八八～二九一号）。持氏の手引きをしたのが箱根別当・大森刑部少輔であったことは『喜連川判鑑』のごとき良質の史料によって確認されるが、その落ち着き先が大森氏の館であったことについても、『看聞日記』に「駿河国堺」（『同』二－二九二号）、『満済准后日記』に「当国駿河大森」（『同』二－二九五号）、『八幡愛染御修法雑記』に「大森の館」（『同』二－二九六号）とみえ、少なくとも京都においてそのように認識されていたことは確実である。問題は大森氏館の所在地であるが、通常『駿河記』等の近世の地誌によって、浄土宗大森山西安寺付近に比定され、裾野市深良の堀ノ内ないし城ケ尾あたりと考えられている（『市史』一－遺跡七五、七六号）。ただ、いずれの場合も確証を欠いており、今後の検討がなお必要である。

しかしながらより重要な問題は、持氏の落ち延びた先がなぜ大森氏の館であったのか、という点である。これ

図表2－9　城ヶ尾と堀ノ内(写真上＝深良中学校校庭，下＝深良高雄山付近)

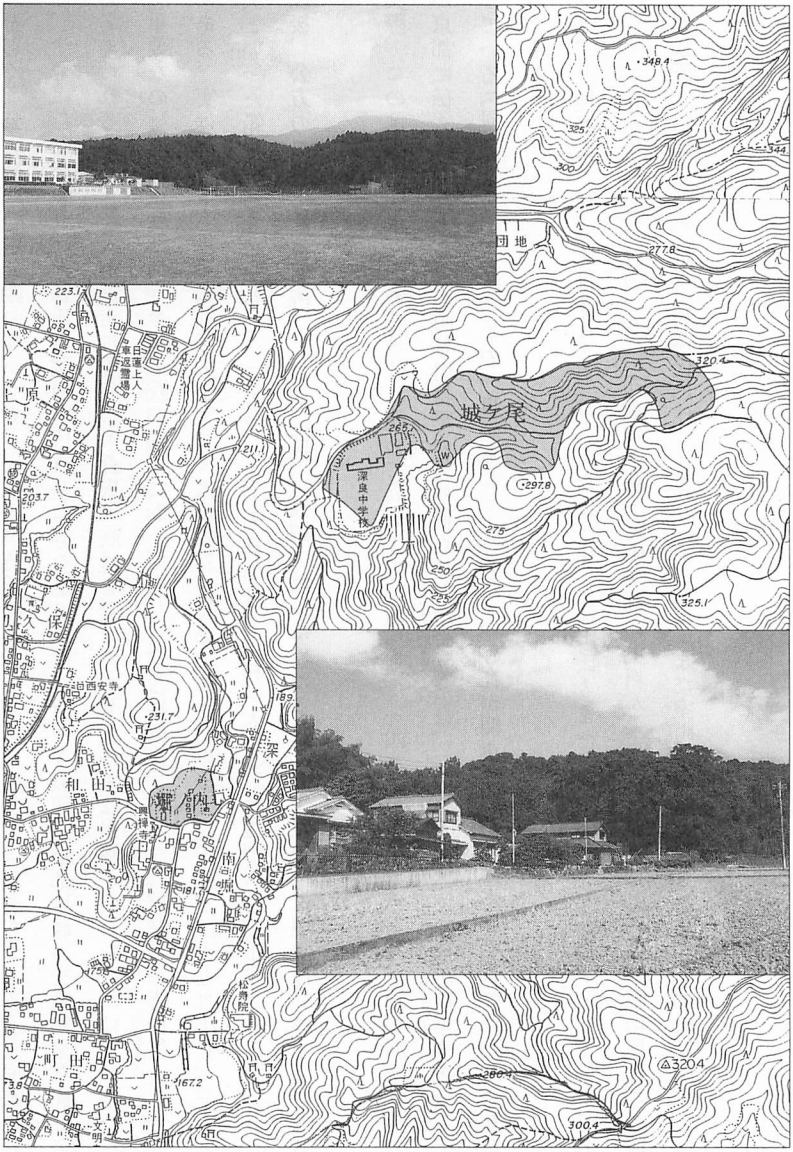

はおそらく、公方持氏の奉公衆のなかでも、大森氏が持氏に極めて近い立場にあったからであろうと推定される。また、すでにみたとおり、大森氏は関所の代官請負等を通じて伊豆府中～駿河国東部地域の交通路を掌握していたと考えられるから、持氏が逃走に際して大森氏の庇護を受けたのも、まずは当然といわなければなるまい。加えて重要なのは、箱根社別当寺金剛王院が関東において有した宗教的権威、いうなれば公方の護持僧としての役割である。実は第三十六世箱根別当の証実こそ大森頼春の兄弟であり、以後大森氏は、三十七世実雄、三十九世海実といった箱根別当を輩出しているのである。大森山は「山林ニ入テ」とも描かれ(『市史』二－二八九号)、これ以後、公方のアジール(避難所)としての性格が強調されるにいたることも、たいへん興味深いことといえるだろう。

実際、この証実の関東に占める地位は極めて高いものがあった。一四三〇(永享二)年十月、箱根別当証実の訃報が京都に伝えられたとき、室町幕府将軍の護持僧たる三宝院満済は、「関東、もってのほか周章すと云々」と記している(『同』二－三一六号)。この一事からしても、証実の存在が関東でいかに重んぜられていたかを知ることができよう。

さて、上杉禅秀の乱で注目されるのは、大森氏に加え葛山氏もまた、持氏方として戦っていることである(『同』二－二九七、二九九、三〇〇号)。さきの大森・葛山関務の史料からもうかがえるように、葛山氏はこの段階では大森氏と同様、関東公方足利持氏に仕える存在であり、いまだ室町幕府への接近を果たしていない、といえそうである。

永享の乱と箱根別当実雄

足利持氏が討伐した上杉禅秀の残党に、京都扶持衆（関東・奥羽の親室町幕府的な国人諸氏）が多く含まれていたこともあって、禅秀の乱後の東西両幕府間には確執が残り、その結果として一四三八（永享十）年、再び関東に戦乱が巻きおこった。関東公方足利持氏が、その子息賢王丸の元服に際して室町幕府将軍の一字を受ける先例を破って義久と命名した結果、関東管領山内上杉憲実と決裂し、将軍足利義教が持氏追討軍を関東に差し向けるにいたったのである。

ここで注目されるのは、またも箱根別当の活躍がみられることである。『今川記』『今川家譜』等によると、同年九月十日、箱根山から水飲関所（三島市）にかけての戦いにおいて、大森憲頼・箱根別当実雄兄弟が足利持氏方として幕府軍を破っており（『同』二―三二七、三二八号）、禅秀の乱における頼春・証実兄弟の活躍の再現を思わせる記述となっている。

さて、永享の乱における大森氏の動静については、京都においてもことさら重視されていたようである。『看聞日記』九月二十四日条によれば、遠江国人大谷氏に敗れ討死した大森氏の首級十二、三が、わざわざ京都に送られている（『同』二―三二九号）。それというのも、この直前、大森氏が小田原城から没落、逃走した旨を伝える同日記九月二日条の記事に、

関東の事、管領上杉分国伊豆、大森拝領す。しかるに大森城郭没落すと云々。

とみえるように、これより以前、関東では持氏によって山内上杉憲実の伊豆国守護職が改替され、大森憲頼がこれに任じられていたからである（『市史研究』十二号―補二四号）。一四二四（応永三十一）年頃までは民部少輔の官途を名乗っていた大森憲頼（『市史』二―三〇三、三〇九号）が、一四三八（永享十）年と推定される八月二十一日付の関

東公方足利持氏書状(『小山町史』一－五九六号)では伊豆守と官途を改めているのも、おそらくはこの伊豆国務の掌握に絡んでのことであろう。

そして憲頼・実雄の兄弟は、こののち一四四〇(永享十二)年、足利持氏遺児(安王丸・春王丸)を結城城に擁して結城氏朝が挙兵した、いわゆる結城合戦においても、「筥根別当・大森伊豆守、元来無二の御所方なりければ」として、持氏の遺児方に参陣して鎌倉奪回をうかがっていたという(『市史』二－三三〇、三三一号)。これらは軍記史料ではあるが、箱根別当の護持僧的性格を際立たせているものとして、興味深い記述といわねばなるまい。

なお、この箱根別当実雄に関連しては、「葛山家譜」(『同』二－系図四号)において「葛山備中守」と註記されているのが目を引く。葛山氏については次節で詳述するが、禅秀の乱では持氏方に属し(『同』二－二九九、三〇〇号)、永享の乱では今川氏に属して幕府方として戦っていて(『同』二－三二七号)、この間に反持氏方に転じていることが明らかである。ところが、すでに反持氏方に転じているはずの一四三五(永享七)年六月の長倉合戦において、葛山備中守が足利持氏に従って長倉義成を攻撃している、とする記述が『長倉追罰記』にあり、しかもそこでは備中守と御所持氏が同じ紋章の旗を掲げていたとさえいわれている(『同』二－三二二号)。同史料が軍記ながら比較的信憑性が高いとされてきたこともあって、なぜ葛山氏が持氏方に与しているのか説明に苦慮せざるを得ないところであるが、さきの「葛山家譜」の註記に従うなら、この備中守は箱根別当実雄その人ということになるから、持氏方であっても矛盾しないことになるのである(『同』二－解説九四七頁)。そしてもし、「家譜」の記述と『長倉追罰記』の記述との符合を、後世の作為ではないとするならば、実雄の父大森頼春が葛山氏から大森氏へ養子として入った、という「家譜」の記述についても、改めて吟味される必要があるだろう。

図表2－10　大森氏と二岡神社

	年・月・日	史料名	寄進地・施入物	寄進先	出典
①	1421(応永28)・8・吉日	大森憲頼寄進状	相模国西郡飯田郷の内	二岡社	2－303
②	1422(応永29)・4・5	大森頼春寄進石燈籠銘	石燈籠	二岡社	2－304
③	1422(応永29)・8・18	大森頼春寄進状	鮎沢御厨の内，新橋の内，竹の内在家田	二岡社 覚智院	2－305
④	1422(応永29)・8・18	大森頼春寄進状	相模国狩野荘の内	二岡社 覚智院	2－306
⑤	1422(応永29)・8・18	大森頼春寄進状	相模国狩野荘の内，沼田郷	二岡社	2－307
⑥	1424(応永31)・4・22	大森憲頼寄進状	相模国西郡小松郷の内	梵篋寺 覚智院	2－309

〔注〕　出典は，『市史』の巻数－号数である．

大森氏の小田原入城

さて、それでは大森氏は、いつまで駿河郡域にいたのであろうか。大森氏の滅亡、すなわち伊勢宗瑞（北条早雲）が大森氏の楯籠もる小田原城を攻め落としたのは一四九五（明応四）年九月のことであるが（『鎌倉大日記』）、そもそも大森氏が小田原城に入城したのがいつのことであるかは、必ずしも詳らかでないのである。『鎌倉大草紙』によれば、前々項にみた上杉禅秀の乱後、大森氏は禅秀方の土肥・土屋氏の跡地を得て小田原に移ったとされる（『市史』二－三〇一号）が、大森氏は現御殿場市東田中の二岡神社に社領を寄進するなど、この段階では依然駿河郡域にも拠点を有していたとみられる。ただし、同社に寄進された田地は相模国の荘郷がほとんどであり（図表2－10）、明らかに大森氏の勢力の中心が東の相模国へと移動していることを確認することができる。従って、現小山町乗光寺に残る大森氏代々の宝篋印塔についても、そのすべてが大森氏の駿河郡域在住時期の造立とはみなし得ないことに、注意する必要があるだろう。

裾野市域における大森氏の最後の史料は、室町幕府が甲斐国守護武田信重に佐野郷・沢田郷を宛行い、ついで葛山氏に佐野郷を本領安堵した一四二八（正長元）年十月である（『同』二－三一三、三一五号）。そこに「大

森当知行」とみえるごとく、この段階までは大森氏が佐野郷を知行していたことは確実であるから、おそらくは佐野郷の知行主変更が、大森氏の拠点の東漸に拍車を掛けたものと思われる。大森氏一族の出身で定輪寺二世となる禅僧安叟宗楞の伝記に「永享年中、相州小田原城主大森氏、海蔵寺を早川に建つ」とみえるのは(『市史』二－三四五号)、史料の二次性を考慮に入れるとしても、充分に有りうべき年代といえるだろう。実際、大森氏の小田原入城が永享年中(一四二九～四一)であったと推測させる材料は皆無ではなく、『鎌倉大草紙』の一四五六(康正二)年ごろの記述の中に、「大森安楽斎入道父子は竹の下より起こりて、小田原の城を取り立て、近郷を押領す」とある(『同』二－三三八号)。安楽斎入道とは、「大森葛山系図」(『同』二－系図三号)によれば頼春であり、頼春は、「乗光寺日牌過去帳」(『同』二－系図二号)によれば一四三一(永享三)年八月二十八日に没している。従って、これらの記述を信じるならば、さきの佐野郷当知行の否定以後間もない、永享初年ごろの入城と想定するのが、ひとまず穏当な解釈ではないだろうか。

第四節　葛山氏と室町幕府

室町幕府将軍奉公衆葛山氏

大森氏が関東公方奉公衆であったのに対し、葛山氏は室町幕府将軍奉公衆として、三種の奉公衆番帳にその痕跡を残している。その最初のものが一四四四(文安元)年五月から一四四九(文安六)年正月までのある時期のものとされる「文安年中御番帳」(『市史』二－三三四号)である。そこには五番編成の奉公衆のうち、四番方の在国衆として「葛山」と名字のみが記されている。この番帳については、蜷川家文書に異本があるが、そこでは「葛山」の「葛」という文字に「高か」と傍註が付され、その字形の類似から「高山」である可能性が示唆されている。実をいうと葛山氏と高山氏は同じ四番方奉公衆であったため、その可能性もなくはないのである。しかしながら、同史料で三行前にみえる「高田上野入道」は、蜷川家文書の異本や、つづく「室町殿文明中番帳」(『同』二－三三六号)に「高山上野入道」とみえる人物の誤写と考えられるから、ここは「葛山」とみるのが妥当であろう。

さて、その「室町殿文明中番帳」(以下、彰考館本と記す)であるが、これは「永享以来御番帳」(『群書類従』第二十九輯)として知られるものの異本であり、記載の排列は異なるが、基本的には同じ史料である。「永享以来御番帳」は、従来の研究で、一四五〇(宝徳二)年正月から一四五五(享徳四)年正月までのある時期のものと考えられている。そして実は、この「永享以来御番帳」には葛山氏の名がみえないことから、この時期葛山氏は奉公衆ではなかった、とも考えられてきたのである。従ってさきの「文安年中御番帳」についても、蜷川家文書によって

図表2－11　群書類従本番帳と彰考館本番帳

番方	群書類従本のみに見られる人名	彰考館本のみに見られる人名
一番衆	伊勢因幡守・伊勢駿河入道・伊勢十郎・伊勢左京亮・伊勢備後入道・伊勢八郎左衛門尉・伊勢掃部助・伊勢新左衛門尉・伊勢孫次郎・伊勢七郎三郎	吉田四郎左衛門・小侯十郎
二番衆	伊勢次郎左衛門尉	
三番衆		
四番衆	上野民部大輔・土岐肥田中務少輔	萩野三郎・宮信濃守・同下総守・同三河入道・高山上野入道・久下三郎左衛門・葛山源次六・本郷千代若丸・佐野豊左衛門入道・杉原因幡守・同新蔵人丞・同隼人佐・同彦四郎・和田中務丞入道・佐野下野入道
五番衆		大館三郎

高山の誤写とみる見解が、場合によっては成り立ち得たわけである。しかしながら、この通説的理解を覆すことになったのが、『裾野市史』第二巻に掲載した彰考館本（内閣文庫本も同系統）であった。そこでいま、この彰考館本を周知の群書類従本と比較し、片方のみにみられる人名を図表2－11として一覧してみよう。

この表からうかがえる第一の点は、群書類従本にみえる番帳中の伊勢氏の名が、彰考館本ではすべてはずされているということである。これは、彰考館本が「伊勢加賀入道所持の本」であるとする奥書の記述に符合するものと考えられる。第二の点は、群書類従本では四番方交名のうち、宮信濃守以下一四名の名が欠落していることであり、従来広く利用されてきた群書類従本が、実は極めて不完全なものであったことが、ここに明らかとなる。そして葛山源次六の名もまた、この欠落部分にみられるのであり、彰考館本は、葛山氏がこの時期においても紛れもなく将軍奉公衆であったことを示す、極めて重要な史料であるといえよう。

最後は、一四五九(長禄三)年末から一四六五(寛正六)年八月までのものとされる、久下文書の室町幕府将軍奉公衆番帳四番方交名案(『市史』二―三四〇号)である。久下氏の含まれる四番方のみを一五一三(永正十)年に書写したもので、このなかに葛山兵庫助の名がみえる。「葛山家譜」(『同』二―系図四号)には、一四四一(嘉吉元)年没という友俊の弟として、兵庫頭三綱の名がみえ、活躍した年代としては許容範囲内といえそうだが、一般に室町時代の葛山氏はいずれも実名不詳であり、確定はしがたい。また武蔵国にみえる別系統の葛山氏との関係についても、依然不詳のままであり、今後の研究が必要である。

ともあれ、かく室町幕府将軍在国奉公衆として、関東公方輩下の大森氏とは対照的な位置を占めた葛山氏であるが、それではその地位は、いかにして獲得されていったのであろうか。以下、この経緯をみていこう。

葛山氏の佐野郷安堵

さて、葛山氏が初めて裾野市域の舞台に登場するのが、一四二八(正長元)年十月のことであった。実をいうと、これ以前には、葛山氏が駿河郡域にいたことを示す確実な史料は存在しないのである。すでに前節でも概略述べたように、この時幕府は、甲斐国守護武田信重に佐野郷と沢田郷を宛行おうとした(『同』二―三一三号)。これはあたかも、鎌倉時代に駿河郡の宿駅管轄権が甲斐国守護に分有されていたこと(『同』二―一五八号)を想起させ、駿河郡域の立地の境界性を改めて認識させられるが、実際これは、上杉禅秀の乱後、永享の乱への伏線をなす関東公方足利持氏の不穏に対して打ち出された、幕府側の牽制ともいうべき措置であった。だからこそ、関東公方に属する大森氏の佐野郷当知行が否定されたのである。ところがこの佐野郷に関しては、葛山氏が自分の本領であるとして、支証(証拠文書)をもって幕府に訴え出てこれが認められ、武田氏には替地が与えられることになったのである(『同』二―三一五号)。本領安堵と当知行安堵とはいわば対概念であり、そ

のどちらへ転ぶかはどちらを味方に付けたいかにかかっている(近藤成一「本領安堵と当知行安堵」『都と鄙の中世史』)とするならば、この大森氏の当知行否定の経緯は、極めて興味深いものといわねばなるまい。武田氏、あるいは葛山氏は、幕府にとってまさに駿河郡に配置するにふさわしい勢力であったわけである。

さて、ここで気になる問題は、葛山氏が本領安堵をいいだした際に調え、提出した支証が、いったいいかなるものであったのか、という点である。残念ながらこの支証は今日伝わらず、しかも、第二節にみたとおり、円覚寺文書の佐野郷関係史料に葛山氏の名は一切みえない。ところが第一節にみたとおり、南北朝期の葛山氏が伊豆国府近くに所領を持っていたことはどうやら確かであるから、葛山氏が佐野郷を本領だといいだす根拠が、国境を隔てて隣接する伊豆佐野郷の領有であった可能性は考えられるのではないだろうか。実際、伊豆佐野については、間接的ながらも葛山氏との関係を推測させる材料がないでもない。すなわちこの伊豆佐野郷は、伊豆土倉郷とともに鎌倉幕府草創期に寄進されて箱根神社領となり(『市史』二－七七号)、戦国時代にいたってなお箱根別当領としてみえるわけであるが(『同』二－四〇一号)、実は「大森葛山系図」(『同』二－系図三号)には、この伊豆佐野・土倉領主として惟経なる人物の名がみえるのである。加えて第三節に述べたとおり、箱根別当実雄と葛山備中守が同一人物であるとするならば、葛山氏と伊豆佐野との関係はますますありうべきものとなる。第四十世箱根別当である北条長綱(幻庵)が葛山氏を名乗ったとする伝承(『同』二－四六五、六九二号)もまた、葛山氏と箱根社との関係を示す間接的な材料から創作された可能性も考えられるのではないだろうか。もちろん、いずれの場合も事実レヴェルでの検証は不可能だが、葛山氏と箱根領との関係を示唆する諸伝承の符合がいかにして形成されていくのかについて明らかにすることは、それ自体興味深い研究テーマとなりうるだろう。

葛山駿河守と駿河東部情勢

葛山氏は、幕府から佐野郷の本領安堵を得てからというもの、急速に室町幕府への接近をみせるようになる。一四三一（永享三）年四月四日、将軍足利義教は葛山駿河守から太刀一腰と柏樹一本を進物として受け取り、神妙との御内書をこれに与えている（『同』二－三一七号＝写真2－12）。同様の進物受領の御内書は一四三四（永享六）年十月九日にもみられ、葛山駿河守は将軍義教に対し、実に太刀一腰、黒毛の馬一疋、富士松二本、富士川苔三百帖、鵞眼三千疋（銭三〇貫文）を進上している（『同』二－三一九号）。ここに葛山氏が、大森氏の佐野郷撤退～小田原入城後、駿河郡域を代表する在地領主に成長していたことをうかがわせるとともに、進物として富士松・富士川苔がみえることは、のち戦国期の葛山氏が、駿河郡域ばかりでなく富士郡域にまで勢力を有したことの、まさに前提をなす事例といえるだろう。

そして第二節でも述べた、一四三三（永享五）年の今川範忠の家督継承をめぐる内訌が生ずるや、葛山氏は富士大宮司富士氏とともに駿河国内の混乱を京都に注進しており（『同』二－三一八号）、在国奉公衆としての相貌を明らかにし始める。翌一四三四（永享六）年八月に、今川貞秋が山東半国守護として入部すると、葛山

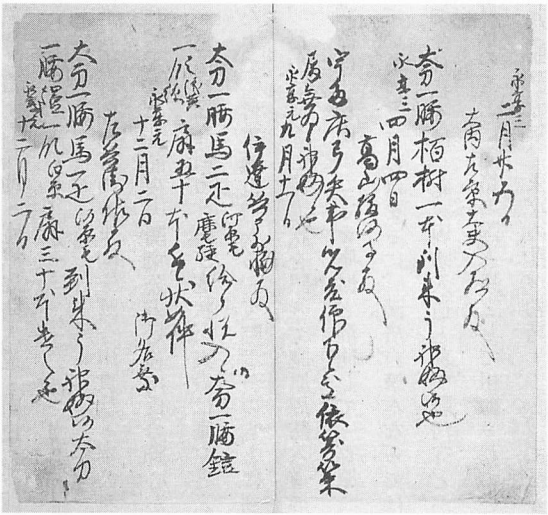

写真2－12　葛山駿河守宛将軍足利義教御内書写
（天理大学附属天理図書館所蔵大館記）

駿河守は狩野介・入江尾張守・興津美作守国清・富士大宮司・富士右馬助・庵原周防入道・由比(左)衛門入道常栄(「備前入道」は誤り)といった国人衆ともに、貞秋のもとに配属される(『市史』二－三二六号、『清水町史』資Ⅲ－八六号)。そして同年十月には、駿河国守護今川範忠の注進状とは別に、山東半国守護今川貞秋・奉公衆一番方在国衆今川下野守・葛山駿河守らの注進状が京都に届けられ、永享の乱前夜の関東公方足利持氏の野心が報告されている(『市史』二－三二〇号)。葛山氏の注進状はこの時、「葛山(の)今河方への注進状、表書は庵原と云々」と記されているように、半国守護今川貞秋の下にまとめられた上で、将軍護持僧たる三宝院満済のもとに到来したようである。その際、火急の事態であったためか、貞秋は、葛山駿河守の注進状を誤って庵原周防入道の上書きのある封紙(懸紙)に入れてしまったようである。そのため満済は、葛山のことを庵原と混同して「葛原」と書き誤り、さらに自らその誤りに気づいてこれを葛山と訂正している。ここにはまさに、満済自筆本ならではの臨場感がみてとれると言ってよい。この思わぬ書き誤りによって今日我々は、庵原周防入道と葛山駿河守とが、さきの史料(『同』二－三二六号)でもみたとおり、半国守護今川貞秋のもとに同格の国人衆として組織されていたことを、改めて確認することができるのである。そして一四三八(永享十)年、永享の乱が勃発すると、またも葛山駿河守の注進状が幕府に届けられることになる(『同』二－三二五号)。この際、葛山氏の注進状は駿河国守護今川範忠を介して幕府に注進されたようであり、おそらくこの頃には半国守護今川貞秋は引退していたとみられ、駿河守護権は晴れて範忠の下に一元化されていたのではないか、と推察される。そして葛山駿河守こそが、半国守護貞秋に代わって駿河東部地域の情勢を掌握し、この地を代表する存在となっていたことがうかがえるのである。

かくして葛山氏は、将軍奉公衆四番方在国衆として三種の奉公衆番帳にその名をみせ、やがて一四七九(文明

十一)年三月に始まった願阿弥の清水寺再興勧進に氏広の名で柱一本を施入するといった活躍をみせる(『同』二-三四九号)。また一四九六(明応五)年十二月には、富士大宮司富士氏とともに、前々年十二月の将軍足利義高(のち義澄)代始めへの欠礼を、幕府から叱責される(『同』二-三七六号)など、一貫して室町幕府関係の史料にその痕跡を残すことになるのである。そして同時に将軍代始めへの欠礼は、葛山氏が室町幕府奉公衆であることを脱皮して、在地に強く根を張った戦国期国人領主へと変貌しつつあったことを物語っており、一四八二(文明十四)年、曾我氏の知行する沼津郷の侵犯(『同』二-三五一号)などは、その徴候を示す早い事例といえるだろう。戦国時代に活躍する葛山氏の基礎は、ここに整いつつあったのである。

第三章　戦国の動乱と葛山氏

第一節　戦国大名の登場と抗争

北条早雲の登場

一四九三(明応二)年、駿河国守護今川氏親の属将であった伊勢新九郎長氏(北条早雲)は、伊豆国に侵攻し、同国北条の堀越(韮山町)にいた鎌倉公方足利茶々丸(堀越公方と呼ばれた)を襲撃する。茶々丸は、御所を持ちこたえることができず退去し、流浪の身となる(『市史』二―三六八～三七二号)。一方、早雲は、近くの韮山に城砦を構え、同国平定に取り掛かり、以後、東日本における最大の戦国大名領国となる後北条領国の足場を築いていく。ここに、東国(東海・関東)における戦国時代の幕が開かれたといえる。

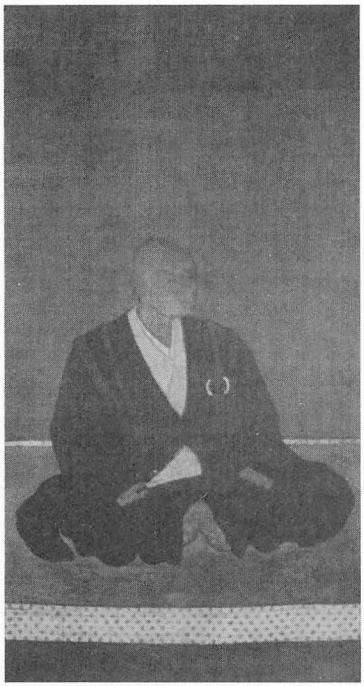

写真2-13　北条早雲画像
(箱根町・早雲寺所蔵)

近年の研究では、この早雲による茶々丸攻撃は、彼の野心とか単独行動によるものではなく、おりから京都の幕府内部で画策され敢行された、事実上管領職にあった細川政元による第十代室町将軍足

利義稙を廃し、前堀越公方足利政知の子義澄を将軍に擁立するクーデターと結びついたものであることが明らかにされてきている。早雲の宗家は、幕府政所執事伊勢氏と考えられ、早雲自身もこれより以前将軍の申次（取次役）を務めており、おそらくこのクーデターに深く参画していたと思われる（家永遵嗣『室町幕府将軍権力の研究』一九九五）。茶々丸も、政知の子ではあるが、義澄とは異母弟にあたり、父の死後、異母円満院と同じく異母弟の潤童子を殺害し、また、家臣外山豊前守や秋山蔵人を誅伐したと伝えられており、こうした茶々丸の専横が攻撃を受ける直接の原因であったと思われる。その背景には、享徳の乱以後のいわゆる関東錯乱状況が関係していると考えられる。すなわち、一四五四（享徳三）年、鎌倉（関東）公方足利成氏が、幕府とつながる関東管領の山内上杉憲忠を謀殺して以後、成氏は下総国古河（茨城県）に移り（古河公方と呼ばれた）幕府と対立、幕府が送り込んだ堀越公方と古河公方とが併存することとなり、室町時代に東日本の支配を管轄した鎌倉府（関東幕府）は事実上解体する。その後、関東管領上杉氏において扇谷家と山内家（各家が鎌倉近辺に構えていた館の所在地名からこのように呼ばれている）など一族諸家の間での対立が顕在化し（一四八七年の長享の乱など）、伊豆国守護山内上杉氏は、古河公方と結びつき、また茶々丸と連携して幕府と対立していた。それに対して、扇谷上杉氏は、山内上杉氏との対抗上、今川氏や幕府と連携するといったように、まさに錯乱状況にあったといえる。一方、早雲は、姉（今川義忠妻北川殿）の婚家先である駿府（静岡市）の今川氏のもとに下向し、属将として重きをなしていた。そもそも、今川氏は、足利氏の一族であり、関東・東北の抑えとして代々駿河国守護に任じられていたという由緒をもち、幕府将軍家や京都公家社会とも関係が深かった。ところが、一四七五（文明七）年に当主今川義忠が急死したことにより、家督相続をめぐる内紛が引きおこり、早雲は、甥である龍王丸（氏親）を援け、その功によって駿河国富士郡下方

十二郷(富士市)と駿河郡阿野荘(沼津市)に存在する興国寺城を与えられたという。早雲は、同城から伊豆国侵攻を行ったとされている(『県史』資7－二六三六号)。

このように、一四九三(明応二)年の早雲による伊豆国侵攻は、当時の東国における政治情勢を反映したものであった。これ以降、中央の政治情勢も混迷の度を加え、一方、少なくとも東国社会においては、激しい戦乱状況のなかから新たな政治権力として数々の戦国大名が覇を競いあうこととなり、まさに戦国の幕開けとなったのである。

甲斐国都留郡に所在した法華寺院常在寺(山梨県河口湖町)の僧侶の記した年代記「勝山記」(「妙法寺記」とも呼ばれる)の一五〇〇(明応九)年の条に、関東兵乱により富士信仰の道者が駿河郡須走(小山町)に押し寄せたことが記されている(『市史』二－三七九号)。当時、民間の間で、富士山に登山すると災難からまぬがれると信じられ、富士山やそれをご神体とする浅間社への参詣が盛んとなっていたが、このように戦乱から身を守り、安穏を祈願する人々の多かった様子から、いかに戦乱が各地で頻発していたかがうかがえる。

戦国の幕開けと駿河郡

北条早雲が、今川氏親から与えられ拠城とし、伊豆国侵攻の足掛かりとしたのが前記興国寺城であったということは、各種戦記物の一致して記しているところである。しかしながら、その所在地が、同じく氏親から与えられた領地富士郡下方の地とは郡を異にし、また、興国寺城の確かな文献史料の初見が一五四九(天文十八)年のことで(『同』二－四九〇号)、その時点で、今川義元によって、城郭普請が行われていることなどから、近年疑問が出されてきている。むしろ、富士郡下方の中心部に存在した善得寺城(富士市)の誤伝ではないかということである(見崎闘雄「善得寺城について」『駿河の今川氏』第十集、一九八七)。検討の余地のある

写真2-14　今川氏親木像
（静岡市・増善寺所蔵）

問題といえよう。

早雲は、伊豆国平定が一段落すると相模国に侵攻し、少なくとも一五〇一（文亀元）年頃までには小田原城の大森氏を滅亡させ（『小田原市史』通史編　原始古代中世）、関東の制覇に乗り出す。一方、氏親は、早雲の援けを受け、遠江国に進出して同国から守護斯波氏の勢力を駆逐して行く。また、北の甲斐国では、守護武田氏内部において家督相続をめぐる抗争がくすぶり、それと結びついた国人層や在地領主層の争いなどが引きおこり、今川氏や北条氏の介入もあって、国内統一が進まなかったが、一五〇七（永正四）年に信虎が家督をつぐことによって、次第に統一への動きがみられる。

こうして、伊豆・相模・甲斐・駿河・遠江国といった東海から関東にかけての諸国が、強力な戦国大名の出現によって、同盟と対立の交差する戦国の動乱時代に入ってゆくが、その国境に位置する駿河郡の状況は、前代に引き続いてきわめて複雑な状況にあった。北条・武田・今川の三戦国大名にとって、この地域の動静が直接的に各領国の伸展に影響することから、これ以降、この国境地帯に対する影響力の行使をめぐってさまざまな動きが展開されていくのである。

そこに盤踞していたのが、室町幕府の将軍家奉公衆の一員であり、駿河郡のほぼ中央に位置する葛山の城館を本拠とし、自立的な地域権力として存在した国人領主葛山氏であった。葛山氏は、すでに、一四八二（文明十四）

年に沼津郷へ進出していたことが幕府奉行人連署奉書(『市史』二－三五一号)にみられる。早雲の伊豆国侵攻に際して葛山氏が大将として参戦していたとか、早雲と姻戚関係にあったとか伝えられていることは(「今川記」「豆相記」『市史』二－三七一、三七二号)、確実な裏付け史料を欠くものの重要な伝承といえよう。すなわち、早雲による伊豆国侵攻にとって、将軍家奉公衆としてこの地域に強力な領主権を有していた葛山氏の参与が不可欠な状況であったといえる。葛山氏は、一四九六(明応五)年に、幕府より将軍代始めの欠礼に対して叱責を受けているが(『同』二－三七六号)、これは、葛山氏が自立化を強めつつあったことを示すとともに、上述した将軍義澄擁立と早雲の伊豆国侵攻との経緯のなかで、早雲＝幕府方に与みした葛山氏への期待のあらわれと受け取ることができる。葛山氏もまたこの地域における歴史の立役者であったのである。

北条・今川氏の同盟関係　今川義忠の急死や家督相続をめぐる内紛によって中断されていた今川氏の遠江国以西への領国拡大の軍事行動は、早雲の伊豆国侵攻直後の一四九四(明応三)年より、当初は早雲の強力な支援を受けて繰り返し行われ、一五〇一(文亀元)年には、ほぼ守護斯波氏の勢力を遠江国より駆逐し三河国にまでも侵攻する状態であった。その後、一五〇四(永正元)年には、武蔵国で引き起こった山内上杉氏と扇谷上杉氏との争いで、扇谷上杉朝良を支援する早雲に対して、氏親も直々出陣しており、帰途伊豆国熱海で湯治し、同国韮山城に立ちより、三嶋大社で戦勝報賽として行われた連歌師宗長の千句独吟に際して発句を詠んでいる。このように、早雲と氏親とは互いに助け合いそれぞれの領国の拡大に努めていたといえる(『県史』資7－三七〇、三七一、三七三号)。

そのことは、この間の沼津および周辺の駿河郡南部における両氏の支配の様子をみてもうなずけることである。

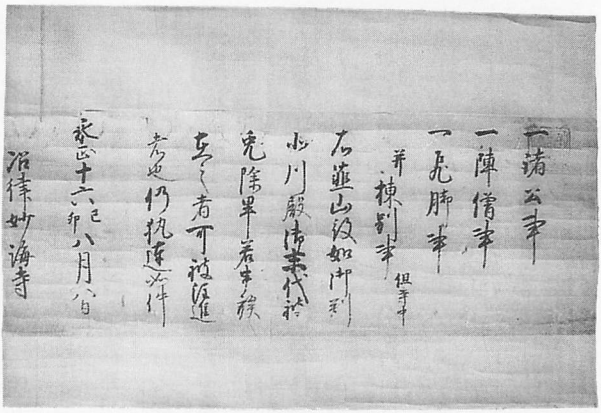

写真2－15　今川氏親判物（沼津市・妙海寺所蔵）

まず、一五〇一（文亀元）年には、早雲の姉であり氏親の母である北川殿が、のちの時宗西光寺となる沼津道場に四町余りの田畠を寄進している（『市史』二－三八〇、三八一号）。また、三〇年近くのちの文書であるが、今川氏親後室の寿桂尼が、沼津北部の沢田郷住人の後藤善右衛門に与えた朱印状に、「きたかわ殿御とき、けんちあって」と記されており（『同』二－四二〇号）、この地域には北川殿の所領が存在し、検地などの領地支配が行われていたことがわかる。そうした地域に対して、一五一二（永正九）年には、氏親が沼津道場に棟別役免除の朱印状を出している（『同』二－三九四号）。また、三年後には、早雲が同じ沼津の妙海寺に、北川殿の奉者（上意を伝える者）として、諸公事を免除しており（『同』二－三九七号）、一五一九年には、氏親が、同じく同寺に「韮山殿（早雲）の御判のごとく」として、北川殿末代まで同様のことを認める奉書を出している（『同』二－四〇四号）。このように、少なくとも駿河郡南部においては、北川殿の所領を子であり守護である氏親と弟である早雲が共同して補佐していた。このことは、今川氏と北条氏とが同盟関係にあったことを示すとともに、国境地帯において共同統治ともいうべき形の支配を行うことによって、在地の諸勢力の進出を牽制する意味をもっていたということができよう。

一方、この間、今川・北条両氏と武田氏との関係はどうであったろうか。武田氏の庶流や国人層の反乱、抵抗が相次ぎ、信虎は新府中に城館を築き家臣団を集住させるなど強力な施策をとらざるをえず、ようやく永正末年（一六世紀一〇年代）に甲斐国国中地域を掌握することができ、戦国大名武田氏としての領国化がすすめられることとなる。

この間、今川氏は、一四九二年に、武田氏の兄弟（信縄・信恵）争いに乗じて甲斐国に侵入したことが、「塩山向岳禅庵小年代記」などに記録されている（『県史』資7－一七六、一七七号）。また、一四九五（明応四）年八月には、伊豆より伊勢入道（早雲）が甲斐国へ打入り、籠坂（小山町）に陣を張ったことが「勝山記」にみえる（『市史』二－三七四号）。このころ、伊豆国を追われた足利茶々丸が、武田氏を頼って武蔵から甲斐国へ逃れていたようで、一四九八年には、早雲の御敵とする伊豆の御所（茶々丸のこと）が自害したことが同国の年代記「王代記」に記されている（『県史』資7－二五二号）。

写真2－16　武田信虎画像
（甲府市・大泉寺所蔵）

これまでの経緯や伊豆国からの打ち入りということから考えて、早雲の行動には、当然氏親の了解や援軍があったことと思われる。一方、前述した武蔵国における両上杉氏の争いにおいて、早雲や氏親が支援する扇谷上杉

写真2-17　今川義元木像
（名古屋市・長福寺所蔵）

朝良に対立する山内上杉顕定が、武田信縄に援軍を要請している（『市史』二-三八七、三八八号）。今川氏は、一五一五（永正十二）年に引き続いて、翌年にも甲斐国に出兵し、一時勝山（山梨県）から吉田（同富士吉田市）にかけて占拠する事態もあった。一五二一（大永元）年から翌年にかけては、氏親の軍勢が再び甲斐国に侵入するが、家臣福嶋正成が敗死し、今川方の敗北となっている。こうした駿河郡およびその周辺を主な舞台とする今川・北条氏対武田氏の抗争の構図は、その後も変わらず、一五二六年には、籠坂の麓の梨木平（小山町）で、武田軍と北条軍とが衝突している（『同』二-四一五号）。

今川義元の登場と葛山氏

一五二六（大永六）年、今川氏親が没し、嫡男氏輝が家督を継いでおり、こうした代替りによるものか、翌年今川氏と武田氏との間で和睦が行われている。しかし、一五三四（天文三）年から翌年にかけて、両氏の間で互いに侵入しあい小競り合いをしていたことが記録されているが、ついに、同年七月、早雲のあとを継いだ北条氏綱の一万の軍勢の支援をうけて、氏輝は甲斐国に大規模な軍事行動を起こし勝利をおさめる（『県史』資7-一三四九～一三五二号）。

このように、今川氏と北条氏との同盟関係、武田氏との敵対関係が続き、そのことを象徴的に示しているのが、一五三六年二月の相模国小田原城での氏綱と氏輝とが同席した歌会である（『同』資7-一三六三、一三六四号）。ま

さに北条・今川氏の蜜月時代ということができる。しかし、氏輝が駿府に帰国直後に、弟彦五郎とともに同じ日に亡くなるといった謎の展開があり、事態は一変する。すなわち、今川氏において、いずれも出家していた氏輝の弟の玄広恵探（駿河国志太郡遍照光院）と承芳（同国富士郡善得寺）との間で、国を二分するような深刻な家督争い（花蔵の乱）が生じ、争いに勝った承芳が還俗して義元と名乗り、ここに、戦国大名今川義元が登場することになるのである。義元は、家督を継承するとすぐに、それまで敵対していた武田信虎の娘と縁組を結ぶ（『同』資7－一四二二号）。このことは、これまでの今川氏の外交政策を一八〇度転換させたばかりでなく、この地域の政治地図を一変させたことになる。北条氏は、即座に今川氏と断絶し、駿河国に侵攻することとなり、信虎の支援をうけた義元との間で、富士川以東のいわゆる河東地域において、これ以降十年近くにわたって戦うことになる（有光友學「今川義元の生涯」『静岡県史研究』九号）。

写真2－18　葛山氏広判物
（吉野郷雄氏所蔵）

では、ここに至るまでの葛山氏の動向はどのようなものであったろうか。一五一六（永正十三）年の氏親の甲斐国侵攻に際しては、庵原氏や福嶋氏などといった今川氏の有力家臣とともに葛山氏も出兵している（『市史』二－三九九号）。さらに、一五二六（大永六）年には、早雲と信虎との籠坂の麓の梨木平での合戦において、同じく葛山氏が、実名は不詳であるが、須走氏や御宿氏、高田氏といったこの地域における在地土豪などと一緒に出陣し、

討ち死にを遂げている(『市史』二－四一五号)。なお、これ以前の一五〇三(文亀三)年には、葛山孫四郎が、富士上方の梨木沢で自害したことが「勝山記」にみえるが(『同』二－三八六号)、地名の類似性から考えて、この梨木沢は右記の梨木平とも考えられる。そのころの当主と考えられる葛山氏広が、富士郡山本(富士宮市)の住人吉野九郎左衛門尉に下遠嶋での戦功を賞する感状を与えている(『同』二－四一〇号)。この下遠嶋とは、甲斐国八代郡十島(山梨県南部町)のことと思われ、武田氏との合戦のなかでのことと考えられる。このように断片的史料ではあるが、北条氏と今川氏とが敵対関係に入るまでのこの時期、葛山氏が、後述するような姻戚関係や、幕府体制のもとにおける守護と奉公衆との関係にもとづいて、北条・今川氏の側に属し、武田氏と敵対していたことは間違いないといえる。言いかえれば、西の遠江国の領国化をすすめる今川氏や、東の関東地域への進出を企図する北条氏にとって、葛山氏は、対武田氏に対する軍事力として欠かすことのできない存在であったと思われる。しかしながら、このあと北条・今川氏の同盟関係が破れたことにより葛山氏の動向も大きく変化していくのである(有光友學「戦国期領主権力の態様と位置」『戦国期権力と地域社会』所収、一九八六)。

河東一乱

前述したように一五三七(天文六)年二月十日、今川義元は、武田信虎の娘と結婚する。義元が、どのような目論見でこのような縁組を行ったのかについては明らかでないが、北条早雲以来今川氏と同盟の関係にあり、武田氏と敵対していた北条氏綱は、すぐさま軍勢を駿河国に侵攻させる。北条軍の進撃は破竹の勢いといってよく、同月二十一日には沼津の妙覚寺や大平郷、富士郡の大石寺(富士宮市)に軍勢の濫妨狼藉を停止する制札を掲げる一方、富士川を越えた興津までも焼け払っている(『市史』二－四四三～四四五号)。同二十六日には、氏綱自身出陣し(『県史』資7－一四二六、一四二七号)、三月七日には、早くも鎌倉鶴岡八幡宮寺に戦勝

を報じている(『市史』二－四四六号)。これに対して、今川方の対応は、次のようであった。富士浅間社大宮司家の富士宮若が、富士郡小泉の上坊に楯籠もり応戦した戦功に対して、義元が、三月八日に感状を出していることや(『県史』資7－一四三〇号)、北条方の記録といってよい鶴岡八幡宮寺の供僧快元の日記である「快元僧都記」に、今川方と思われる富士下方衆が、北条軍の陣所である同郡吉原(富士市)において戦ったことが記されている(『同』7－一四三二号)。義元もまた、五月十五日に、敵地に退いた在地土豪の土地を没収して富士宮若に給恩として与えている(『同』資7－一四三八号)。一方、武田信虎は、駿河郡の在地土豪御宿氏を案内者として須走口に出陣していることが記録されている(『市史』二－四四三、四四七号)。こうして武田・今川両軍と北条軍との富士川以東の河東地域(富士・駿河郡)の領有をめぐって、河東一乱と呼ばれる争いが展開していくこととなるのである。北条氏にとっては、河東地域は、前述したように早雲が、氏親より与えられた富士下方十二郷や興国寺城(あるいは善得寺城か)の存在する地域であって、その後駿河郡南部が北条・今川両氏の共同統治ともいうべき支配が行われていたところで、その領有化をめざしたものと考えられる。

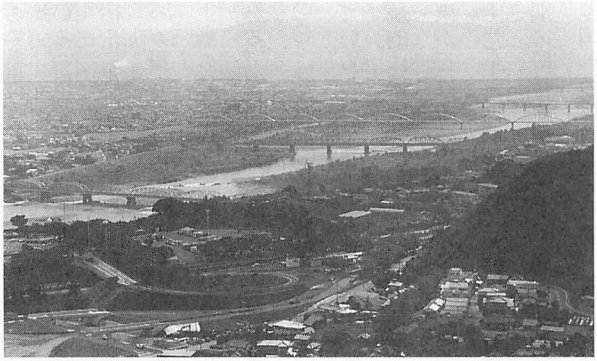

写真2－19　富士川の景観

北条氏は、翌年五月に沼津の妙覚寺に対して諸役を免許しており(『同』二－四五一号)、八月には富士郡本門寺(富士宮市)に禁制を与えてい

る(『県史』資7－一四七三号)。「快元僧都記」の十月十五日条には、氏綱が駿河半国を領していることが記されている(『同』資7－一四七七号)。また、「勝山記」には、同月十二日に、須走殿とハカ殿が談合して、甲斐国上吉田宿(山梨県富士吉田市)へ夜討ちをかけ、宿の住人を皆殺しにしたことが記されている(『市史』二－四五三号)。このハカ殿とは、垰和氏のことで北条氏の家臣であり、北条軍が武田領国にまで攻め入っていることがわかる。在地土豪の須走氏が加わっていることにより、北条氏の駿河郡における影響力は、郡北部にまで及んでいたことがわかる。翌年七月には、義元が、家臣たちに蒲原城における戦闘の戦功を賞しており(『県史』資7－一四九九、一五〇〇・一五〇一号)、北条氏もまた、戦勝を祈願した相模国松原大明神社(神奈川県小田原市)に社領の寄進を行っている(『同』資7－一五〇二号)。こうしたことから両軍の争いはこのときまで、河東地域の境界地帯において断続的に続いていたと考えられる。一五四〇(天文九)年三月には、沼津桃源院に、家督継承者とされている北条氏康が百姓らの濫妨狼藉を止めることなどを命じた法度を出している(『市史』二－四五五号)。また、一五四二(天文十一)年には、垰和又太郎に駿河郡北部御厨地域内の古沢(御殿場市)以下の地を含めた同氏の所領に対して、棟別・段銭や国役などの諸役の免除を言い渡している(『同』二－四五八号)。この古沢以下の地は、垰和氏の先の甲斐国への夜討ちの戦功に対して与えられたものと思われる。さらに、一五四四(天文十三)年十二月には、沼津妙海寺に諸役免除の判物が出されているし(『同』二－四六二号)、折から東海道を下ってきた連歌師宗牧は、その紀行文「東国紀行」に、駿豆再乱により今川方の遠江国引間城(浜松市)代飯尾乗連が蒲原城当番を勤めていたことを記し、自ら田子の浦に船で渡った際に、吉原に北条方の松田氏の陣所がおかれ、そこに迎えられた様子を不安げに書き残している(『県史』資7－一七一六号)。このように、このあと一五四五(天文十四)年に行われる今川方の

反攻に至るまで、北条氏による河東地域への進駐や経営は引き続く。

これに対して、武田氏は、一五三八(天文七)年二月に、駿河郡佐野口で討死した家臣の戦功を賞し、遺領をその子息に安堵していることから(『市史』二－四四九、四五〇号)、北条氏の進撃を食い止めるべく引き続いて軍勢を送り込んでいたことがうかがえる。しかし、一五四一年六月、当主信虎が、突然嫡男晴信(信玄)によって、駿河国に追放されるという事態がおこる。各種の年代記では、信虎の悪行とか無道によると記されているが(『県史』資7－一五五五～一五五八号)、真相は明らかでない。おそらく信虎の専制的支配に対する甲斐国内の国人層と仕組んだ信玄の無血クーデターではなかったかと考えられる。いずれにしろ、このあと武田軍の河東地域への動きには目立ったものがみられない。

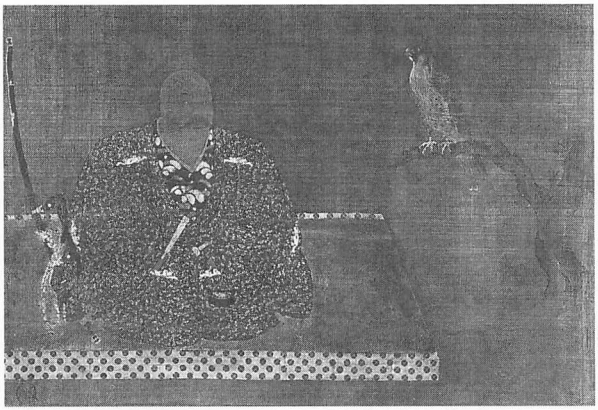

写真2－20　伝武田信玄画像(和歌山県・高野山霊宝館所蔵)

また、今川方も、おそらく武田氏の援助によるのであろうが、富士浅間社(富士宮市)や大石寺などを含む富士郡北部の富士上方地域に対しては、その後も引き続いて支配を維持していたようであるが、北条氏に対する防衛ラインは、前述した蒲原城の戦闘や、「東国紀行」の記述から富士川西岸であったと思われる。

駿甲相三国同盟

こうして、一五三七(天文六)年に勃発した河東一乱は、北条氏が駿河郡から富士郡南部を占領するのに対して、

図表2－12　北条・今川・武田三氏の姻戚関係系図

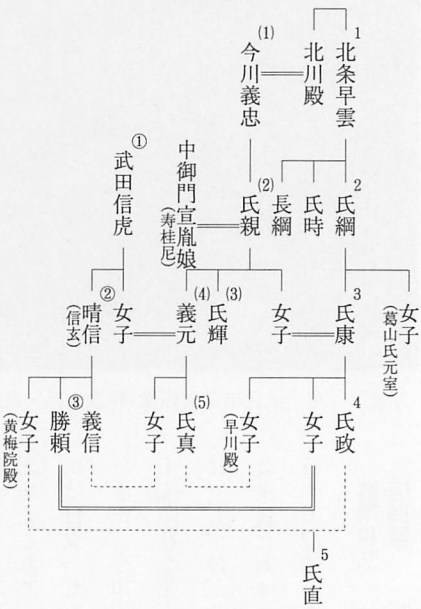

注　一、数字は、北条・今川・武田氏それぞれの戦国期の当主の順序である。
二、……で示したのが三国同盟を成立させた姻戚関係。
三、兄弟の長幼の順は不同である。
四、母子関係は示されていない。

今川方が富士川を防衛ラインとして対峙する状態がしばらく続くが、一五四五（天文十四）年七月、今川義元の反攻が開始され状況は再び大きく変化する。それ以前に京都聖護院門跡道増によって内々に行われていた和与の交渉は不調に終わり、同月二十四日、義元は、駿府臨済寺門前で馬揃いを行い出陣、富士郡善得寺城に着陣する（『県史』資7－一七四三号）。八月十一日には、同城で信玄と対面、その後、北条氏の占領する吉原で北条軍と戦闘を交え、九月十六日に吉原を奪還する。引き続いて、義元・信玄両軍は東進し、十九日には、北条方の楯籠もる長久保城（長泉町）周辺で戦っている。北条氏は、急遽氏康が小田原を発するが、利あらず、信玄の仲介で和睦し、長久保城を開城して、領国内の三島に撤退した（『市史』二－四六六、四六七、四七〇～四七二号・『県史』資7－一七四四、一七四五、一七四八、一七四九～一七五一、一七六三、一七六四、一七七五号）。この背景には、関東で北条氏と対立していた上杉憲政に、義元が北条方の川越城（埼玉県）の攻撃を働き掛け、そのことが北条氏の動きを鈍らせ和与に同意せざるをえなかった事情があったと思われる（『市史』二－四六五、四七九号・

『県史』資7－一七五二、一七五三号）。いずれにしろ、八年余り続いた河東一乱はここに一応終息するのである。今川氏は、十月から暮れにかけて、沼津の妙覚寺や西光寺に、禁制を掲げ、寺領を安堵している（『市史』二－四六八、四七三～四七五号）。一方、武田氏も千福の普明寺に禁制を与えており、駿河郡への影響力を残す（『同』二－四六九号）。このあと、駿河郡の支配は、河東一乱においては北条氏に与みし、それがため後景に退いていた感のある葛山氏が前面に表れ、同氏を軸として今川氏や北条氏がかかわるなかで展開する。そのことについては次節以降で詳述することとする。

いずれにしろ、一五五一（天文二十）年七月頃よりすすめられたと思われる、今川・武田・北条三氏の子女の間での縁組による駿甲相三国同盟が（『県史』資7－二〇六一号）、一五五四（天文二十三）年十二月の氏康の嫡男（のちの当主氏政）と信玄の娘との縁組によって最終的に成立することによって（『勝山記』天文二十三年条）、三戦国大名の緩衝地帯である駿河郡地域が安定し、葛山氏の支配も進展していくこととなるのである。

第二節　葛山氏の系譜と動静

葛山氏広と氏尭

葛山氏の戦国時代における歴代当主については、ながらく氏時・氏尭・氏広・氏元の四人の名前があげられてきた(『御殿場市史』八)。そして、氏時は、北条早雲の第二子で葛山氏に養子に入り、改名して氏尭と名乗り、氏時と氏尭は同一人物であるとか、あるいは、氏尭は氏時の子であるとか考えられてきた。しかしまず、北条領国における重要な支城である相模国玉縄城(神奈川県鎌倉市)主であった氏時が、同時に葛山氏の当主であったとは考えがたく、また、駿河郡北部の御厨地域に存在する二岡社(御殿場市)や宝持院(同上)に発給文書を残している氏尭と同一視することもむつかしく、現にそれらの文書の氏尭の花押型と氏時が相模国で発給した文書の花押型の特徴が、次頁写真2－21にみられるように異なっていることが明らかにされた(有光友學「戦国期葛山氏の系譜と『氏時』」『戦国史研究』十一号)。さらに、氏尭が、北条氏の諸種の系図で、氏綱の子としてみえる氏尭と同一視する考えもだされていたが、明確な裏付けもない状態であった。こうしたことから葛山氏の歴代当主から氏時がまずはずされ、改めてほかの三人について、その系譜的関係が北条氏などとの関わりのなかで考察されるようになった。

そこでまず、氏尭、氏広、氏元の三名の支配した時期について、従来は、残された文書の発給年代から、上記の順序で当主の地位についていたと考えられていたが、現在では、氏広の発給文書の方が氏尭のそれより早くみられ、また、それらの発給対象地域が必ずしも一致しないということもあって、これら三名についてもその順序

や継承関係について見直されてきている。そして、もっとも早く発給文書を残している氏広について、氏広の駿府(静岡市)における歌会のことが記録されている「為和集(ためかずしゅう)」の注記を根拠として(『市史』二－四二七号)、前述の氏時の子であるという説がだされた(前掲有光論文)。しかし、一五二四(大永四)年にすでに文書を発給している氏広が(『同』二－四〇九号)、一四八七(長享元)年に生まれた北条氏綱の弟である氏時の子とするには、氏時の二〇歳前

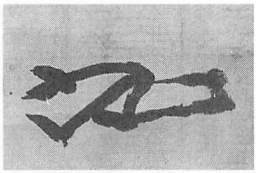

北条早雲花押影
(妙海寺文書
永正12年5月8日付)

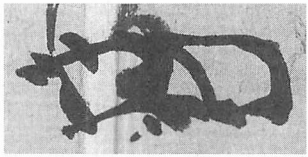

葛山氏広花押影
(日枝神社文書
天文3年12月2日付)

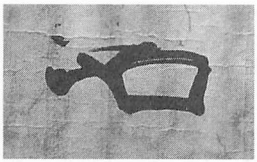

北条氏綱花押影
(星谷佳功氏所蔵文書
天文6年2月21日付)

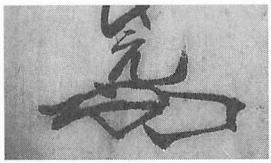

葛山氏元花押影
(吉野郷雄氏所蔵文書
天文15年4月22日付)

北条氏時花押影
(二伝寺文書
享禄2年8月19日付)
(藤沢市教育委員会博物館建設準備担当所蔵)

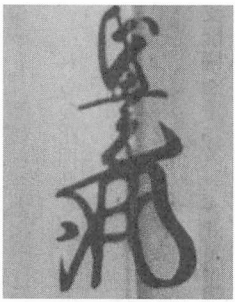

(葛山か)氏尭花押影
(二岡神社所蔵文書
大永8年2月18日付)

写真2－21　北条早雲・氏綱・氏時・葛山氏広・氏元・(葛山か)氏尭花押影一覧

後の時期の誕生としても氏広が一〇代のなかごろで、元服したかどうかの年頃であって、まったく可能性がないわけではないが、年代的にかなり無理が生じることから、現在では、早雲の子ではないかという説が有力となっている（黒田基樹「駿河葛山氏と北条氏」『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、一九九七）。ただ、数多く伝えられている北条氏の諸種の系図において、早雲の子として氏広の名を載せたものは見当らず、その点なお、検討の余地を残しているといえる。

次に、氏尭が果たして葛山姓を名乗っていたのかということについても疑問がだされている。氏尭については、前述したように駿河郡北部の二岡社や宝持院に、一五二五（大永五）年から二八年にかけて発給文書を四通残しているだけで（『市史』二－四一二、四一三、四一六、四一九号）、しかも、それらのすべては、氏尭という実名のみの署判であって葛山という姓はどこにも記されていない。また、それらの花押型も氏広や氏元のそれとは形態的に異なっており、この氏尭を葛山氏とする根拠は乏しいということが指摘されている。そこで考えだされたのが、前代に相模国へ進出し、小田原に拠城を構えていた大森氏が、その後も依然として駿河郡北部御厨地域を支配領域としており、早雲がそれを倒すことによって、その地域の支配権を手に入れ、北条氏の一員である氏尭を配したという考えである。すなわち、氏尭は北条氏の一族であるという見方である（『小山町史』六）。

問題は、早雲が小田原城の大森氏を打倒した一五世紀末に、なお大森氏が駿河郡において支配権を有していたかということである。大森氏は、一五世紀中期の関東錯乱に巻き込まれるなかで一族が分裂し、その一方（頼春・憲頼父子）が、小田原に城を築いて相模国に本拠を移し、駿河郡からは基本的に撤退していたと考えられる。大森氏が、御厨地域に領主権を有していたと考えられる最後の確実な史料は、一四二四（応永三十一）年の憲頼に

よる二岡社神宮寺である梵篋寺覚智院宛の相模国小松郷（神奈川県真鶴町か）の田地三町の寄進状である（『市史』二－三〇九号）。これ以降、大森氏の御厨地域に対する領主権行使の明証は見当らない。それゆえ、北条氏が、大森氏の旧領である駿河郡北部を手に入れ、一族の氏尭を配して支配していたといいきることには疑問が残る。なお、検討の要する説といえよう。大森氏撤退後、葛山氏がその旧領に勢力を扶植し、その一族である氏尭などが支配していたとも考えられる余地が残されている。

写真2－22　氏尭判物（御殿場市・宝持院所蔵）

なお、氏広については、これよりはるか以前の一四七九（文明十一）年三月に始まった京都清水寺の再興勧進に「駿河国葛山氏広」という名で、柱一本二〇貫文を施入している（『同』二－三四九号）。もし、この氏広が前述の氏広と同一人物とすれば、氏広の判明する事績の最後は一五三四（天文三）年に沼津日枝社に発給した判物であることから（『同』二－四三五号）、その間五十五年の長きにわたってこの地域に勢力を築いていたということになり、先述の早雲の子であるという出自も再考されなければならないことになる。これについて同名ながら別人ではないかという考えも出されている（前掲『小山町史』六）。

葛山氏元の出自と家族

次に、氏広のあと葛山氏を引き継いだのが、氏元であることは残された史料や研究においても疑問の余地のないところであるが、ただ両者が実の父子相承の関係ということではなく、養父子の関係であったと思われる。ただ、氏元の実父が誰であり、どうした家であったかについては、早雲

図表2－13　葛山氏元家族関係系図

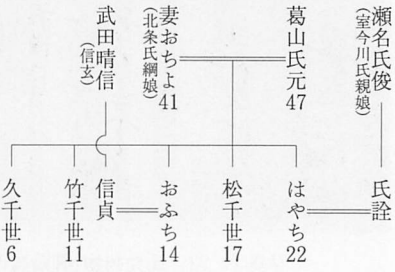

注　数字は、一五六六（永禄九）年時点の年齢である。

の末子であるとか（「大森葛山系図」『市史』二－付録「中世系図集」所収）、御厨地域の竹之下の地名を名乗る竹之下一族であるとか（『同』二－四八二号）、種々の伝承があり、はっきりしない。氏広弟の子とする伝承もある（『同』二－四二七号）。

なお、氏元の家族について、夫人のおちよが、一五六六（永禄九）年に、京都吉田社の神主卜部兼右に家族のお守りを所望したことにより、その時点における家族構成がその日記に記録されている。それによると、氏元が四十七歳で、四十一歳の妻おちよとの間に、男子三名、女子二名のあわせて五人の子供がいたことがわかる（『同』二－六一〇号）。このおちよは、「北条系図」によると北条氏綱の娘にあたり、娘二人は、瀬名氏詮と葛山信貞に嫁している（黒田基樹「葛山氏元とその妻子」『ぐんしょ』再刊二十一号、一九九三）。この瀬名氏は、もともと今川氏から分かれた今川一門の流れをくむ家であり、氏詮自身今川氏親の娘を母としており、今川氏においても重臣に位置付けられる人物である。もっとも、後述するように、この瀬名氏詮は、この記録の二年後の一五六八（永禄十一）年に、今川氏が滅亡する契機となった武田信玄の駿河国侵攻にあたって、葛山氏元とともに、信玄に内通し、手引きをした人物でもある（『市史』二－六二五～六三〇号）。もう一人の葛山信貞は、後述するように信玄の六男で、氏元のあと葛山氏を継承した人物である。

氏元は、このように北条氏の娘を妻とし、娘を今川一門の瀬名氏や武田氏に嫁がせているように、引き続いて

周辺の巨大な戦国大名権力と姻戚関係をとり結びながらその力を維持しようとしていたことが浮かび上がってくる。三大名領国にはさまれた緩衝地帯にその支配領域を有するものの宿命といってもよいであろう。氏元は、一五七〇(永禄十三)年に至るまでおよそ三十年間にわたって、五十余通の発給文書を残しており(「葛山氏発給文書目録」『市史研究』十二号掲載)、葛山氏の支配領域をもっとも進展させた人物であり、その領域支配に苦心した様子がうかがいしれる。しかし、その最後は、一五七三(天正元)年に、信玄に見捨てられ信濃国諏訪湖(長野県)に身を投げるといったような悲劇的なものであった(『市史』二－七八四～七八七号)。

以上、戦国期における葛山氏の当主の出自と継承関係について、これまでの研究の成果を受けて概略記してきたが、なお、不明な点が多く、今後のさらなる検討がまたれよう。次項以降においては、それぞれの時期における動静を明らかにしてゆきたい。

河東一乱と葛山氏　河東一乱において、葛山氏の立場は、基本的には、北条氏の側に与みしていた。葛山氏広が、前述したように北条早雲の子であったかどうかについては断定しがたいが、いずれにしろ、北条氏を実家とする者であった。一方、少なくとも一五三二(天文元)年四月には、今川氏の権力の膝元である駿府に屋敷をもち、そこで歌会を催しており(『同』二－四二四号)、それは一五三四(天文三)年の九月まで、記録されているだけでも九回におよんでいる。翌年には、氏元が同じく歌会の当人(世話人)を勤めている(『同』二－四三七号)。また、氏広は、沼津の日枝社の社領について、今川氏輝の新寄進を受けて、自己の被官の所持分についても年貢の徴収権を保障している(『同』二－四三五号)。さらに、歌人冷泉為和が、旧領回復を求めて今川氏に訴訟を行っている際に、仲介を内々依頼されている(『同』二－四三八号)。このように、今川氏との関係においても、きわめて緊密

写真2-23　鶴岡八幡宮の景観
（提供　鎌倉鶴岡八幡宮）

な関係にあったといえる。こうした、葛山氏の今川・北条氏に対する両属的関係は、河東一乱以前の今川氏と北条氏とが同盟関係にあるときは、何ら矛盾が生じないが、河東一乱のように、両氏が敵対関係になり、実際に戦闘を交えるということになると、そのような曖昧（あいまい）な立場は許されなくなる。

前述したように、乱以前においては、氏広・氏元が駿府で頻繁に歌会を催していたが、乱勃発の一五三七（天文六）年以降は、乱が一応終息した後の一五四七（天文十六）年六月まで（『市史』二-四八二号）、葛山氏の参加した駿府における歌会の記録は見当らない。このことは、乱の勃発によって、氏元は、駿府を引き払っていたことを推測させるものであり、今川氏との間は敵対関係になったことをうかがわせる。これに対して、乱中の一五三八（天文七）年には、鎌倉の鶴岡八幡宮寺で建長寺（けんちょうじ）と円覚寺（えんかくじ）の僧が、葛山氏のための祈願を行っていることが「快元僧都記」に記されている（『同』二-四五二号）。なお、その記事には「葛山殿」のことを「氏綱舎弟（しゃてい）」と注記されている。この「葛山殿」が氏広のことであれば、前述したように氏広が早雲の子、すなわち氏綱の弟であるという説を補強することになる。しかし、前記したように、一五三五（天文四）年には、駿府で氏元が歌会の頭人を勤めており、この時点までに、すでに氏広から氏元に葛山氏の家督が継承されていたとも考えられ、その三年余り後に記載されている「葛山殿」を即座に氏広と比定して

よいかどうかについてはなお検討の余地があるであろう。これまで、この鶴岡八幡宮寺における祈願は、病気平癒のためのものであり、一五三九(天文八)年までに確実に亡くなっていると考えられる氏広の病気平癒の祈願とされてきた。しかし、氏広の事績の確実な終見は、前記一五三四(天文三)年十二月二日の沼津日枝社神主へ与えた判物であり、前述したように翌年正月二十二日の駿府東漸寺月次歌会をとりしきる頭人(世話人)は氏元が勤めており、すでに、この時点で氏広の死没、氏元の家督相続が行われていたとも考えられる。ということになると、八幡宮寺での祈願は、氏広の病気平癒ということでなくなる。後述するように、後世の戦記物の記述ではあるが、氏綱の舎弟で葛山氏に養子に入り、長久保城を守備していたとされる長綱の河東一乱中での武運なり戦勝祈願であったとも考えられるのである。なお、右の氏元の駿府での最初の歌会において、氏元が「八郎氏元」と記され、官途名が記されていないことをもって、元服しているが家督相続に至っていないという疑問も生じるが、氏広が死没したあとの一五四七(天文十六)年の歌会においてもなお「八郎氏元」と記されており、そうした疑問は生じないであろう。いずれにしろ、前記「氏綱舎弟」を氏広のこととするのには慎重でなければならない。

次に、一五四二(天文十一)年に、氏元が沼津光長寺に出した判物(氏元の初見)において、寺領であった上石田(沼津市)と別に長久保(長泉町)の年貢が、小田原における家中(家臣)の年貢調査によって半済を受けたことにより、寺側が、上石田か長久保かいずれか一所にまとめてほしいという願いを受けて、長久保にまとめるということが記されている(『同』二-四五七号)。ここに書かれている半済とは土地の半分が取り上げられ、寺に納入されるべき年貢の半分が北条氏の兵粮の名目で納められ、寺納分が削減されるということであり、北条氏における乱中での戦費捻出の方策としてとられた処置と考えられる。また、上石田と長久保の地は、「竜光院の合力によって光

写真2－24　葛山氏元判物写（沼津市・光長寺所蔵）

長寺に寄進された」と記されている。この竜光院とは、氏広の没後の院号と考えられ、これらの地は葛山氏の所領であったことが知られる。すなわち、この文書は、葛山氏広が光長寺に寄進した寺領を、北条氏が小田原で兵粮の確保のために半済し、その処置に葛山氏元も従っていることを示している。葛山氏が北条氏と単に同盟関係にあったというよりは、服属的関係にあったことを示しているであろう。

長久保城の戦い　河東一乱が終息するのは、前述したように、一五四五（天文十四）年の、武田氏の支援を受けた今川義元の、北条軍が楯籠もる長久保城に対する攻撃において勝利したことによる。そのことを記した史料のなかに、江戸時代中期に成立した「関八州古戦録」という戦記物があり、そこには、北条氏綱が、長久保城に「舎弟葛山三郎長綱後号幻庵、伊豆国竹ノ下ニ在リシニ附属シテ相守シメラル」と記されている（『市史』二－四六五号）。この長綱とは、北条氏関係の諸系図において早雲の第三子として登場する人物で、永正初年（一五〇四＝永正元年）の生まれで、幼名を菊寿丸といい、長綱は箱根別当時代の法名であり、別に宗哲幻庵とも称した。一五八二（天正十）年頃まで生存が確認されており、その晩年の居住地を冠して久野北条氏と呼ばれ、歴代当主の後見人的役割を果たしていたといわれている（黒田基樹「久野北条氏に関する一考察」『三浦古文化』四五号）。

こうした長綱が、葛山氏を名乗り長久保城の城主的立場にあったという「関八州古戦録」の記述について、長綱の生涯の事績から、この時期還俗(げんぞく)していたとは考えられず、葛山氏の養子となっていたとは考えられないとする否定的説が出されている(前掲黒田論文)。ただ、このような後世の編纂物(へんさんぶつ)では、人名の表記においてその時点における正確な表記が行われているとは限らず、この時点で「葛山三郎長綱」と名乗っていたかどうかは問題ではない。むしろ諸種の北条系図の中にも、長綱を「葛山三郎」とか「三郎長綱」と記されたものがあり(『市史』二－付録「中世系図集」所収「北条系図」、『寛政重修諸家譜』所収「北条系図」)、また、長綱の長子が三郎を称していた事実もあり(前掲黒田論文)、長綱が一時葛山氏を称し長久保城を守備していた可能性は高いと考えられる。前述したように一五三八(天文七)年の鶴岡八幡宮寺における祈願を受けた「葛山殿」が、氏広である可能性とともに、あるいは、この長綱のことである可能性もあり、検討の余地があるであろう。いずれにしろ、この記述は、葛山氏が、北条氏に与みしていたことを示す史料のひとつといえよう。

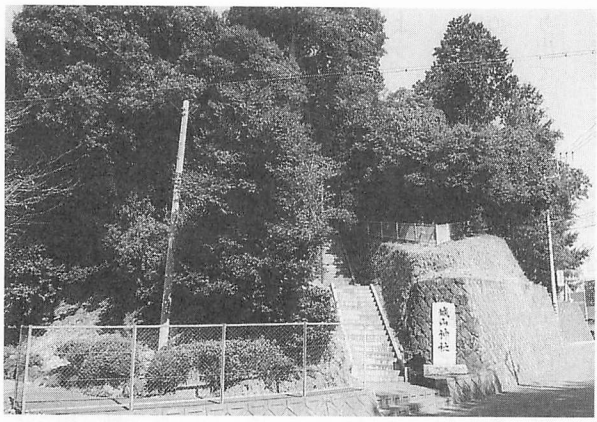

写真2－25　長久保城址の景観

なお、年欠文書であるが、おそらく一五四五(天文十四)年の長久保城における戦闘の際のものと考えられるが、氏元が、家臣である富士郡山本(富士宮市)の住人吉野郷三郎(よしのごうさぶろう)に対して長久保城高橋口に

おける戦功を賞する感状を与えている(『市史』二－四六七号)。上述の経緯からいえば、これは北条・葛山軍が守備する長久保城に対して、今川・武田軍が攻撃を加えた戦いにおいて、結果として葛山氏側は敗れたわけであるが、その戦闘に対する家臣の戦功を賞したものと読み取ることができよう。ただ、後世の地誌のなかには、上記の感状とほぼ同文の義元の発給したものが所載されているものがある(「駿河志料」、『県史』資7－一七五一号)。この文書は、現存しないが、もし実際に出されたものということになれば、義元が、氏元と同様に葛山氏の家臣に感状を与えていたことになり、氏元は、義元側にたって戦ったことになり、上述の葛山氏の位置付けが逆転していたことになる。こうしたことから、近年、河東一乱の最終段階で、葛山氏は今川氏に寝返ったのではないかという説も出されている(前掲『小山町史』六)。これについても、他に検証する史料に欠いており今後の課題といえよう。

以上、河東一乱における葛山氏の立場をみてきたが、それは、基本的に北条氏に与みし、今川氏に敵対するものであったといえよう。あるいは、より踏み込んで、この時期、駿河郡における支配において北条氏が前面に躍り出て、それまで地歩を築いていた葛山氏が、北条氏に服属して後景に退いていたともいえよう。

駿府における葛山氏

河東一乱が終息すると、葛山氏元は、今川領国における国衆(国人領主としての独立性を保持しつつ、同国という連帯意識によって守護今川氏を盟主として外部勢力に一致してあたる存在)として、再び駿府の社交界に復帰する。一五四七(天文十六)年六月以降、駿府の自邸で立て続けに歌会を催している(『市史』二－四八二、四八三、四八五号)。その前年の四月には、歌道弟子入りの起請文をおそらく冷泉家への入門を取次いだ人物と考えられる小野将監なるものに提出している(『同』二－四七六号)。氏元は、入門に際して多額の献納を行っ

たとみえて、翌年正月に、為和が藤原定家自筆本の伊勢物語を書写したものを贈っている(『同』二－四八一号)。おそらくこうした歌道入門や冷泉為和との贈答のやりとりは、駿府で行われたものと考えられる。戦国期における駿府の文化性の高さは、西の大内文化と並び称せられるものであったが、葛山氏も駿府の社交界に交わることを通じて、高い文化性を会得していたことがうかがえる。

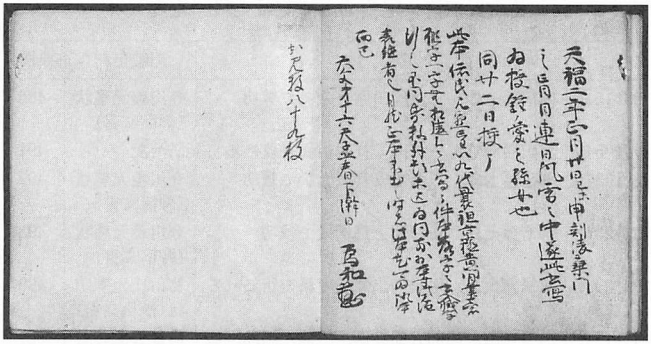

写真2－26　伊勢物語奥書(宮内庁書陵部所蔵)

一五五六(弘治二)年九月に、公家山科言継が駿府に下向しておよそ半年滞在するが、その間に、葛山与介・左衛門佐・三郎といった人たちが、言継と対面したり、言継も招かれた義元や氏真館での歌会などに参列している(『同』二－五三四～五四一号)。この内とくに左衛門佐は、同じ参列者の名前からみて地位の高さがうかがえ、氏元その人ではないかと考えられる。また、この間に葛山亭の近所から出火して、東漸寺の寮社(僧侶の寄宿する住居)を含めて、百余間の家々が消失したことも記録されている(『同』二－五三九号)。東漸寺は、現在の静岡市伝馬町円光院の地にあったと伝えられており(「なをりその記」)、葛山氏の居館もその近くとすれば、当時の今川館の南、現在の静岡市の中心部に所在していたと考えられる。さらに、一五六二(永禄五)年に、駿河郡神山宿(御殿場市)の伝馬役相論に際して、氏元は、駿府の屋敷において裁許を下しており(『同』二－五七八号)、氏元は、今川氏の膝元の駿府にしばしば滞在し、駿府に集う公家や文化人と交わる

図表2－14　葛山氏三河・尾張国出陣記載史料一覧表

年　月　日	記　載　内　容	記載史料	典拠
1547(天文16)年 9月15日	御宿藤七郎，三河国田原舟蔵口で戦功	今川義元感状(御宿文書)	486
1549(天文18)年11月 5日	葛山播磨守，三河国安祥城南面を攻める	三河記	491
1549(天文18)年12月23日	御宿藤七郎，三河国安祥城大手で戦功	今川義元感状(御宿文書)	492
1549(天文18)年12月23日	御宿藤七郎，三河国上野端城で戦功	今川義元感状(御宿文書)	493
1550(天文19)年 8月20日	植松藤太郎，尾張国出陣支度料宛行われる	葛山氏元朱印状(植松文書)	499
1553(天文22)年 4月17日	かつら山，岡部五郎兵衛，三浦左馬助，飯尾豊前守，浅井小四郎五人，笠寺に在城	信長公記首巻	527
1557(弘治 3)年春	葛山播磨守，三浦左馬助，飯尾豊前守，浅井小四郎ら，尾張国笠寺に楯籠もる	三河記	543
1558(永禄元)年 3月 3日	葛山播磨守，三浦左馬助，飯尾豊前守，浅井小四郎，笠寺城中衆，戦功を上げる	今川義元書状(真田博物館文書)	548
1560(永禄 3)年 5月15日	葛山播磨守，三浦左馬助，朝比奈兵衛尉，浅井小四郎を，笠寺の城に入れ置く	三河記	565

注1．典拠欄は，『市史』二収載の史料番号である．
　2．499号文書以外は，検討の余地のある史料である．

とともに、政務もとっていたことがわかる。

河東一乱が終息し、駿甲相三国同盟の成立へ事態が進行するにつれ、今川領国の東部方面の情勢が安定し、義元は、太原雪斎長老を代行者として、三河国の平定と尾張国への侵攻に勢力を注いでゆく。その際に領国の国衆の一員として氏元がその一翼を担っていたことが各種の史料から明らかとなる。そのことを確実に示すのは、一五五〇(天文十九)年に、氏元が、駿河郡内浦沿岸の口野(沼津市)の津元(この地方における漁場の占有権をもつ建切網漁業経営者)であり、葛山氏の家臣として口野五か村の代官を務める植松藤太郎に対して、尾張国出陣のための支度を調えるために一〇貫文の知行を与えていることである(『市史』二－四九九号)。また、この前後の時期に、図表2－14にみられるように今川氏の三河・尾張国各地における戦闘を示す史料に、葛山氏の名前がしばしばみえる(『同』二－四九一～四九三、五二七、五四三、五四八、五六五号)。ただ、これらの記

述は、史料的に検討の余地のあるもので、記載どおりには受け取ることはできない。しかしながら、こうした史料が作為的にしろ作成されているということは、その前提になんらかの根拠があってのことと考えられる。少なくとも、今川軍の三河・尾張国への進攻に際して、葛山氏も同道していたことは疑えないことであろう。こうしたことから、河東一乱後、葛山氏は、今川氏に服属し、その家臣となったという説が出されているが、葛山氏の位置付けについては、次節以降で考えていきたい。

第三節　葛山氏の支配領域

葛山城と周辺城址遺跡

葛山氏の拠城は、愛鷹山から東方へ延びた尾根の末端、海抜二七〇㍍余りの通称愛宕山と呼ばれている丘陵部に築城された葛山城である。今日まで発掘調査はもとより、実測調査も行われていず、また、文献史料もまったく存在しないことから、その規模や構造については正確なところは不明である。ただ、頂上部に、東西一七㍍、南北二七㍍ほどの平場があり、ここが主曲輪と考えられ、現在北側と西側の一部に土塁址があり、門址や櫓台らしき土壇状のものが認められる。また、主曲輪から山裾にかけて、人為的に構築されたとみられるいくつかの平場や堀状遺構が存在し、山城としては小規模ながら構造的にはかなり堅固な城郭であったと考えられる。これがいつごろ構築され、また、どのように改変されてきたのか、あるいは、様式的特徴がどのようなものであるのかなどについても、未調査の現在明らかでない。

城の南側裾の城への登り口に位置するところに葛山氏関係のものと思われる数基の宝篋印塔が存在し（『市史』二―二六六、二六七号）、その前面の平地に葛山氏の菩提寺とされる仙年寺が存在する。同寺は、一四八〇（文明十二）年に没した文蓮社隆誉光冏が開山とされている（「駿河志料」）。葛山氏の拠城が鎌倉時代の御家人であった頃からこの葛山城であったとすると、この仙年寺の開基は時代的に整合せず、あるいは、この寺域には、本来は居館が設けられていたが、後述するように居館がこれより二百㍍ほど南に移されて、その跡地に菩提寺が創建されたとも解することができる。「駿河志料」によれば、「先年火災に、堂宇焼失せし時、古記共に烏有となりて、古へ

の事審ならず」とあり、その経緯は不明といわざるをえない。

葛山城の周囲には、約二キロメートル西の尾根上に「葛山かくし砦」の伝承地があり、平場や空切堀が認められ、なんらかの構築物が存在したと考えられるが詳細は不明である。また、東の方向に約一・五キロメートルの黄瀬川流域の平地との境目のところには、金沢字手城山という小字が存在し、現在は削平されているが、以前は高さ約二五メートル程度の小丘が存在したということである。「手城」とは「出城」の転化したものと思われ、葛山城の出城が存在した可能性が強い。

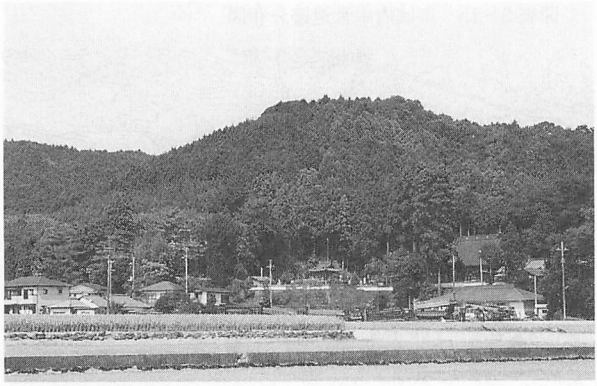

写真2－27　葛山城址の景観

次に、また、葛山城址東南方向に二キロメートルほど離れた足柄道から葛山へ抜ける道の分岐点に近いところには海抜二百メートルほどの独立丘陵を利用して構築された千福城が存在する(字名から平山城とも呼ばれる)。この城の南側裾には普明寺が存在する。同寺は、一四八四(文明十六)年に没した安叟宗楞を開山と伝えており(「駿河志料」)、また、この城の南方平坦地には字馬場添があり、一六世紀の国産や中国産の陶磁器などが出土している(千福馬場添遺跡)。

さらに、千福城から南へ約一キロメートル弱のところに黄瀬川と佐野川の渓谷を、北側と東側の防御濠として利用するようなかたちで構築された大畑城が存在する。この城の南側には、方一〇〇メートル余りの「上屋敷」「中屋敷」「下屋敷」「殿屋敷」といった小字が連なり、熊野神社や大

図表２－15　市域内中世遺跡分布図

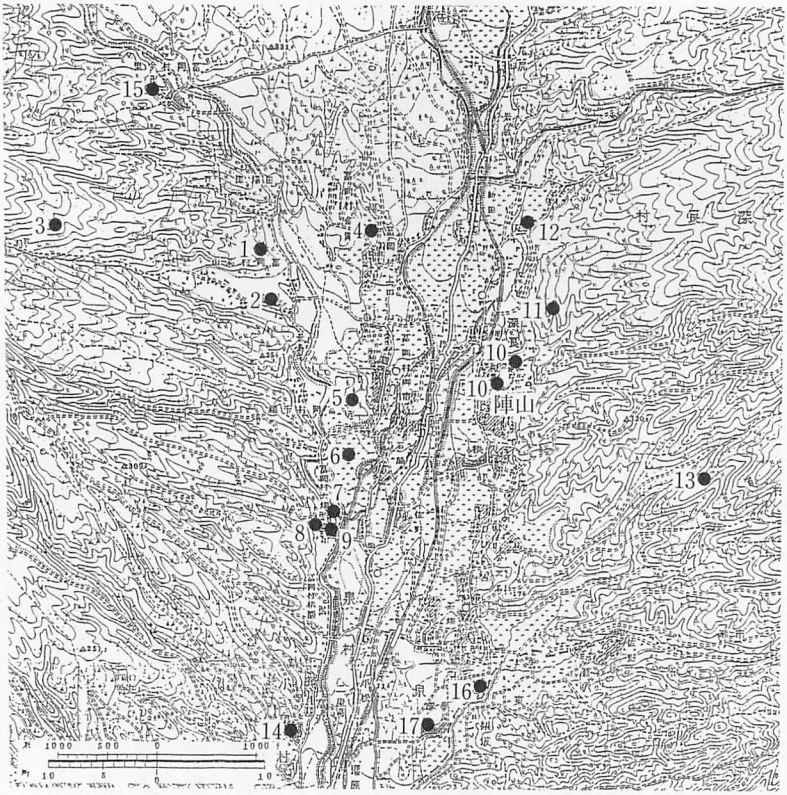

1　葛山城址
2　葛山居館址
3　葛山かくれ砦
4　金沢手城山
5　千福(平山)城址
6　千福馬場添遺跡
7　大畑城址
8　大畑経塚
9　大畑遺跡
10　深良陣山・堀ノ内
11　城ケ尾遺跡(城館跡)
12　深良上丹屋敷(居館跡)
13　茶畑城山
14　富沢牧橋尾遺跡(古鏡出土)
15　今里中村遺跡(古銭出土)
16　茶畑柏木屋敷址
17　麦塚勝俣屋敷址

日堂が存在し、城と居館が一体となって存在していた様子がわかる。また、大畑地区には、中世前期の小鍛冶場遺構を伴う大規模な掘立柱建物址が検出された大畑遺跡が存在し、一二世紀から一三世紀にかけてと考えられる経筒を納める容器の出土した経塚もあり、中世を通じて人々の重要な活動の拠点であったと思われる。鎌倉時代の私家集「閑谷集」には、この地の風物が繰り返し詠みこまれている(『市史研究』十二号－補四号以下)。

以上、葛山城の周囲には、葛山かくし砦・手城山・平山城・大畑城などが、二、三キロメートルの範囲内に存在し、葛山氏の軍事的拠点として有機的に結ばれていたものと思われる。なお、裾野市域内には、これら以外にも様々な城址遺跡などが前頁図表2－15に示したように存在するが(『市史』一)、それらの相互関係については、明らかにし得るほどの資料に恵まれていず今後の課題とされるところである。

葛山居館址と堀之内

葛山城の存在する尾根と平行する形で愛鷹山から西に派出する琴比羅山尾根の脚部に大久保川が西から東に流れ、深さ五～八メートルの浸食谷が形成されているが、その北側に葛山城と向かい合うようにして、二〇三頁見取図のように、東から葛山氏居館址(新条)・半田屋敷(中条)・荻田屋敷(下ナカヤ)とその北に隣接する岡村屋敷(上ナカヤ)との連郭式居館址が存在する。これらの屋敷名がいつ頃からそのように呼ばれていたものか明らかでないが、戦国期の文献史料にはみられない。葛山氏居館址は方一〇〇メートルで、現在、一部削平されているが四周には土塁が廻り、地内は平坦な芝植生地となっている。かつては、土塁の外側に水堀が捲いていたということである。もっとも、この屋敷地への出入口は、西側の土塁の三分の一のところに現在も切れ目があり、そこに門があったことが実測によって明らかにされている。ということは、西側に隣接する半田屋敷に通ずる出入口ということになり、これらふたつの屋敷地は一体のものであったとも考えられる。

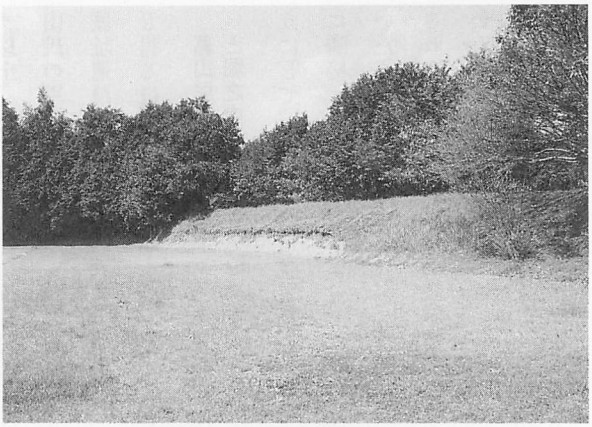

写真2－28　葛山居館址の景観

この居館址については、一九八九(平成元)年に、地内の井戸址一か所が発掘調査されたが、井戸底から近代所産の遺物が出土したことから、近世末に掘られ近代になっても使用されていたことが確認され、中世の遺構でないことが判明した(『葛山居館跡井戸発掘調査報告書』裾野市教育委員会市史編さん室刊)。ついで、一九九二年に地内の東側よりに、ほぼ南北五十㍍の長さの二条のトレンチ状の発掘調査が行われた。その調査結果は、『葛山居館跡遺構確認調査概報』(「裾野市史調査報告書」第三集)として公表されている。それによると遺構としては、集石遺構・焼土址・柱穴址・置石列址・溝状遺構などと、別の調査区(右のトレンチと東土塁との間に四×五㍍形の調査区)から地下式横穴遺構一基が検出されている。集石遺構が庭園地の組石ではないかと推定される以外、それぞれの遺構の時代や原形物などについても、また相互の関連についても明らかにできるような特徴的な情報はえられなかった。出土遺物としては、刀子や銀環などの金属製品、中国銭、砥石などの石製品、木炭片や鉄滓・銅滓、かわらけなどと共に、数多くの中国産や国産の陶磁器の破片が出土している。このうち、焼土址の遺構や木炭片・鉄滓・銅滓などの出土から地内に鍛冶を行う工房があった可能性が高いと思われる。居館址の東側の外は、字鍛冶屋敷でありなんらかの関連がうかがわれる。次に、陶磁器の器種の多様性とその編年様

図表2－16　葛山城館址見取図

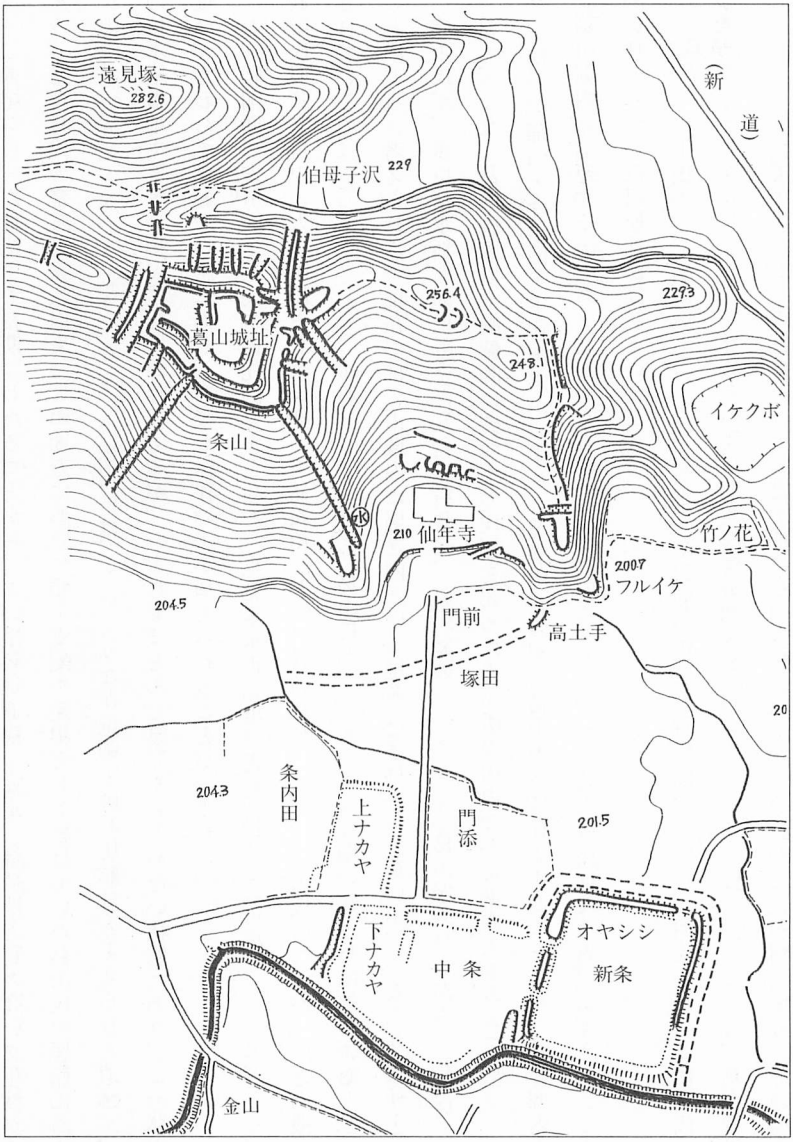

注　『市史研究』一号より転載.

式が一二世紀から一六世紀まで長期にわたることから、この屋敷地遺構の安定、継続性と質の高い文化性がうかがえる。鎌倉時代の幕府御家人以来、この地方において領主支配を連綿として続けていた葛山氏の居館にふさわしい遺跡ということができよう。なお、市域内には、このような在地領主層の居館址と考えられる遺跡が、茶畑の柏木屋敷址や麦塚の勝俣屋敷址が存在するが、いずれもほとんど原形をとどめない状態にあり、この葛山居館址は、きわめて良好な状態にあり、今後も保存の手が加えられることが望まれる。

なお、戦国期の安房国里見氏の書札例をまとめた「里見家永正元亀中書札留抜書」(『市史』二－八九七号)や、坂本武雄氏旧蔵文書中の大森氏頼や北条氏綱・里見義頼などの書状の宛名として、葛山氏のことが「堀之内殿」と記されているのは(『同』二－三七三、四四八、八九六号)、葛山氏が、上記のような堀の廻った屋敷を居館としていたことによると考えられる。現在では、市域内に堀之内という地名は深良にしかないが、一五六九(永禄十二)年に、北条氏が、家臣清水新七郎に与えた知行宛行状に、葛山領の一つとして「葛山堀内分」がみられ(『同』二－六六七号)、また、葛山氏広以来轆轤師に槻の木の伐採を認めた五か所の山のなかに堀内山がみえ(『同』二－四五四号)、他の千福山・今里山・下和田山がいずれも黄瀬川の西側の葛山周辺に存在することから、この堀内山も前記葛山堀内と関連する山であったと考えられる。以上のことから、この葛山居館址及び周辺が地名としても堀之内と呼ばれていた可能性が高いといえよう。

葛山氏の支配領域　葛山氏の支配領域については、河東一乱以前の氏広の時代については、前述したように、氏姓のはっきりしない氏尭なる者が駿河郡北部御厨地域を支配していたが、氏広については、葛山城館を中心として、駿河郡中央部から南部にかけてと富士郡にその支配地が広がっていたことが判明する。その場合、

氏広自身の発給した文書によってわかる支配地と、氏広死後に、氏広の院号（戒名）と考えられる竜光院殿が発給した文書を受けて、氏元が発給している文書が幾通か残されており、それらから、氏広の支配地であったことがわかる地域とがある。前者としては、関孫九郎なる者に対して与えている駿河郡南部の石田（沼津市）かその周辺と思われる三か村や（『同』二－四〇九号）、前述した今川氏輝の日枝社領新寄進を受けて、自己の被官人の所持分についても年貢・公事の徴収などの所務を認めている沼津日枝社周辺（『同』二－四三五号）、さらに前記感状を与えている吉野九郎左衛門尉の給地である富士郡山本（富士宮市）の周辺などである（『同』二－四一〇号）。後者としては、いずれも現在沼津市に存在する熊堂大泉寺（『同』二－五二九、五八二号）・口野多美村竜雲寺（『同』二－五一七号）、岡宮光長寺（『同』二－四五七号）の寺領や、前述の轆轤師に槻の木の伐採権を認めた堀内山など五か所の山などである（『同』二－四五四号）。以上のことから、氏広の支配地が、駿河郡中央部から南部一帯にかけてと富士郡に散在していたことがわかる。しかし、日枝社領が今川氏によって寄進、安堵されているように（『同』二－四二九号）、実際には、今川氏支配地と入り組んでいたといえ、いまだその支配が広域的に存在するにいたっていなかったと思われる。それが、支配領域として一円的に想定できるようになるのは、氏広のあとの氏元の時代を待たなければならない。

氏元の時代になると、その支配地は格段に広がっていることがわかる。まず、駿河郡北部についてであるが、氏尭が支配していた二岡社（御殿場市）や宝持院（同上）に、権禰宜職を安堵したり、寺領の安堵を行っており、その支配権を継承していることがあげられる（『同』二－五二八、五四五号）。さらに新たに、茱萸沢宿（御殿場市）の伝馬や須走（小山町）の関所に対する支配文書が出されており（『同』二－五三〇、五八三号）、領域的にその支配が広

がっている様子がわかる。次に、郡中央部についてであるが、これまでも支配領域であったと考えられる神山宿や佐野郷などについて、後述するように宿伝馬役相論を裁許したり、検地を実施したりしており、支配の深化がうかがえる。沼津および周辺の郡南部についても、今川氏親の後室寿桂尼が百姓職として田畠・屋敷などを安堵していた沢田(沼津市)の住人後藤氏に対して、所領の給与や富士関の宛行などを行っており(『市史』二－四七八号)、また、内浦湾北岸の口野五か村に対して、あらたに、津元であり、代官である植松藤太郎(石京亮)などを通して漁業権や水運権の安堵、問屋取り立てなど多面的な内容の支配が行われている。さらに、富士郡については、吉野孫九郎(九郎左衛門尉と同一人物か)の所領である久日・山本・小泉内(いずれも富士宮市)を安堵するだけでなく(『同』二－四七七号)、新たに、山本の高原関の支配を認め関銭の上納を命じている(『同』二－五五二号)。また、同郡淀士(富士宮市)の新四郎名を市川権右衛門に給与するなど(『同』二－六二二号)、富士郡における支配も拡大する方向にあった。

ただ、駿河郡南部の沼津やその周辺地域については、先記した日枝社をはじめ岡宮浅間社や妙海寺・妙覚寺・西光寺(いずれも沼津市)などの寺社に対して、今川氏が寺社領を安堵したり、諸役の免除をしていることから、今川氏の支配地であったことがわかる。そうした今川領は、さらに北側の泉郷(清水町)や桃園の定輪寺にまでおよんでおり、この地域における今川領と葛山領との境界は不分明で互いに入り組んでいたといえよう。そうしたこともあって、今川氏は、こうした地域における支配について、この時期国衆として今川氏と良好な関係にあった葛山氏元に、その支配の実行を委ねていた面がある。すなわち、日枝社や岡宮浅間社、定輪寺に対して氏元の支配文書が出されているのは、そうした事情によると思われる。その際、氏元は「御屋形の御判をもって」とか、

第3節　葛山氏の支配領域

図表2－17　葛山氏支配地分布図

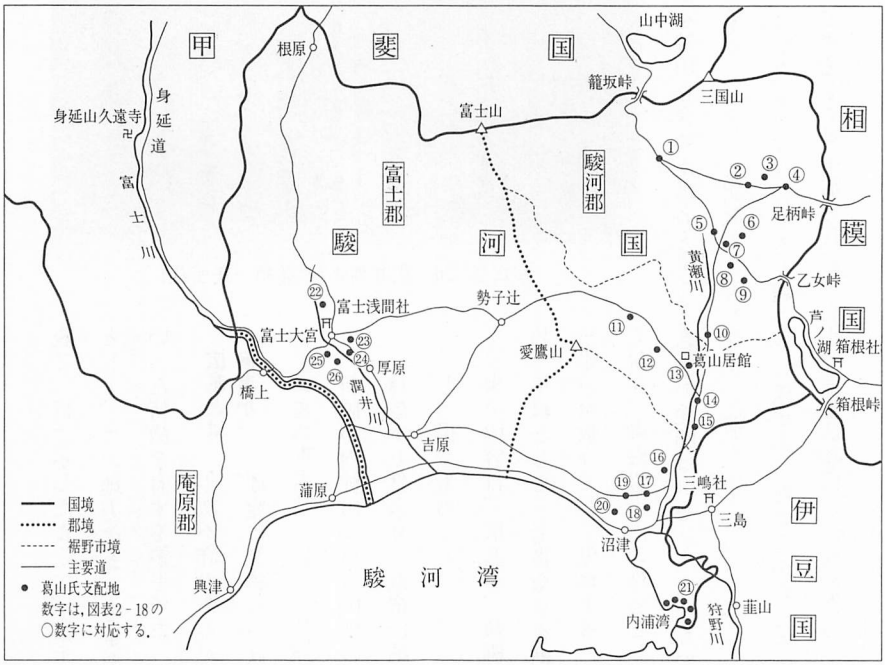

「御判の旨にまかせて」と記して、今川氏当主の意向を奉じて「下知」を行っている。このことなどをもって、葛山氏は、今川氏の家臣であり、従属していたと解する見解もあるが、葛山氏が今川氏から、所領の宛行とか安堵といった主従関係を示す基本的な示達文書が出された明証がえられない段階では、そうした位置付けには慎重であるべきであろう。駿河郡南部の今川領における葛山氏の役割は、自立性を保持しつつ駿河国守護の系譜を引く国主今川氏を補佐するという国衆としてのものと考えられる。

以上、氏元の時代になると、その支配は、点から線、さらに面的に広がり駿河郡においては、今川氏の支配がおよんでいた沼津とその周辺を除いて、ほぼその全域が葛山氏の支配領域になっていたと考えられる。また、図

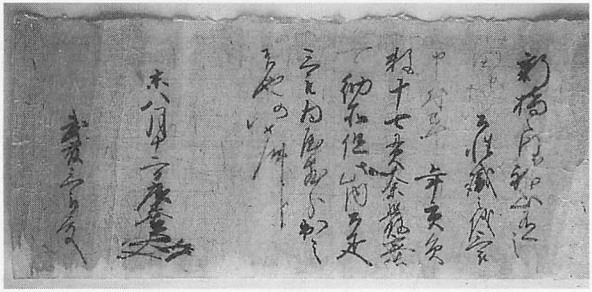

写真2－29　広基判物（武藤禎一氏所蔵）

表2－17に示したように、富士郡を含めて、その支配領域は、足柄路をはじめとして、この地方における重要な交通路をともなっており、交通路の掌握といった特徴を有する領主であったといえる。

広基とは何者か

年次不詳であるが、未年の八月十二日付の広基なる人物が武藤三郎宛に発給した次のような文書が神山（御殿場市）の武藤家に残されている（『市史』二－五六二号）。

新橋の内神山にある田地の百姓職の儀、三郎に申し付けおわんぬ。年貢の員数十七貫余りを厳密に納所すべし。ただしこの内百疋を三郎に屋敷分として出すものなり。

文書の内容は、広基が、新橋の内の神山にある田地の百姓職を武藤三郎に認め、年貢として一七貫余りを納めるように命じ、その内、一〇〇疋（一貫文）は三郎の屋敷分として免除するというものである。ただ、新橋と神山は、いずれも現在、御殿場市内の地名として存在するが、かなり距離的に隔たっている。新橋を神山を含めた地名とすると新橋の範囲はかなり広大なものと考えざるをえないが、別に、「神山の内にある新橋分」といった記載の文書も存在し（『同』二－六〇六号）、いずれかが他方を包含するといったような関係とは考えがたく、お互いに入り組んだ状態であったことからくる表現と思われる。武藤三郎は、文書の伝来からいって後述する神山宿の代官・名主である武藤氏の一族であろう。問題は、発給者の広基がいかなる者であるか

ということである。戦前に編纂された『静岡県史料』では、この広基を今川氏の一族とみなしているが、その根拠は何ら示されていない。また、最近刊行された『小山町史』第六巻では、その姓は不明としながらも、今川氏が、葛山氏の強大化をおそれて御厨地方に配置した家臣で、葛山氏と同列の領主であるという趣旨の説明がなされている。ただ、残念ながら、この場合もその根拠は示されていない。では、広基は一体何者であろうか。

改めて、この文書を見なおすと(前頁掲載写真参照)、広基の花押型は、葛山氏広や氏元と同じく横長扁平の形をしており(一八五頁掲載写真2－21参照)、氏元のそれに近似しているといってよい。次に、その実名であるが、この時期この地方に関係する人名で「広」の字をもつ者は葛山氏広であって、氏広から諱(いみな)として一字を授けられたものと考えられる。これらのことから、この広基は葛山氏の一族か、その家臣か、いずれかであったと考えて間違いないであろう。むしろ、このような所領支配にかかわる文書を発給していることから考えると葛山氏の一族である可能性が強いといえよう。もし、そうであるならば、これまでこの文書発給の年次を一五五九(永禄二)年の未年にあてられてきたが、氏広との関係からいえば、これより以前の一五三五(天文四)年か、一五四七(天文十六)年かにあてる方がより適切であろう。いずれにしても、今川氏が葛山氏を牽制するために配置した領主ととらえることはむつかしい。むしろ、葛山氏が、同族衆を従えて領域支配を行っていたと考える方がより妥当といえる。

第四節　葛山氏の領域支配

家臣と領地支配

葛山氏より給地や給分を与えられ、葛山氏の権力を支えた同族や家臣、商・職人は、史料上明らかなものは二一二頁の図表2－18のとおりである。葛山姓を名乗る孫四郎・与介・左衛門佐・三郎の内、前記したように左衛門佐は、一五五七(弘治三)年に駿府で、今川氏の歌会始に参列し、これより以前に当主となっている氏真と饗膳をともにしていることから、葛山氏元それ自身のことであろう。三郎は、その直後に行われた家督を譲った義元の歌会に参列し、やはり饗膳をともにしていることから、今川氏からも厚遇を受けていることがうかがわれ、一五七二(元亀三)年に、武田信玄より駿河郡北部御厨地域の古沢(御殿場市)の地二〇〇貫文を宛行われ(『県史』資8－四五三号)、また、一五七五(天正三)年に長久保(長泉町)の地を知行していたことが知られる葛山三郎と同一人物であろう(『市史』二－八一三号)。ただ、氏元の嫡男の松千代は、この年まだ一〇歳未満であることから、この松千代を三郎とは考えがたく、前記した葛山氏に一時養子に入っていたと考えられる北条長綱の子息であるとも推察される。与介は、朝比奈泰朝夫人の使者を務めており、たまたまなんらかの事情で務めていたのか、それとも、単に同姓だけのことで、駿河郡の葛山氏とはまったく関係のない人物なのか、他に関係する史料がなく明らかでない。広基については、前述したように葛山氏とは断定できないが、その発給した文書の花押型や内容から考えて、同族ととらえてもおかしくない人物である。

次に、給地などを与えられた家臣であるが、典拠文書中に「台所」と肩書きのある野中源左衛門尉は、葛山氏

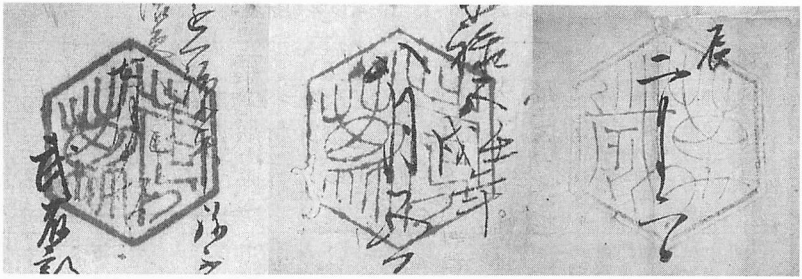

Ⅰ型　　Ⅱ型　　Ⅲ型

写真2－30　葛山氏元印章一覧

の家政を、とくに財政方を取り仕切ったものであろう。また、一五五二(天文二十一)年の佐野浅間社へ検地割付状を発給している植松盛信など三名の者は、このときの検地奉行と考えられ、葛山氏の在地支配の直接的な担い手の吏務役人といえよう。さらに、神山宿(御殿場市)代官武藤氏に与えられた神山政所給の安堵を保障するように命じた氏元の判物の宛名として登場する垪和山城守や渡辺備前守、また、市河権右衛門に富士郡淀士(富士宮市)内新四郎名の知行を申付けるように同じく氏元から命じられている山田次郎右衛門なども、同様の吏務役人、すなわち奉行人といえよう。在地支配の直接的担い手としては、この他に、葛山氏の直轄領を管理する代官が存在した。神山宿の代官であった武藤氏や、口野五か村(沼津市)の代官であった植松藤太郎(右京亮)などである。また、当主に近侍した小者などがいたことも判明する。

これに対して、富士郡山本(富士宮市)などの所領を宛行われた吉野氏などは、九郎左衛門尉が、前述したように甲斐国下遠嶋(山梨県南部町十島)での合戦の際の戦功で、氏広から感状を受け、郷三郎は、一五四五(天文十四)年の河東一乱終息の際の長久保城合戦における戦功に対して、氏元から感状を受けている(『同』二一－四六七号)。さらに、郷三郎の受領名と考えられる日向守が、一五六四(永禄七)年に三河国八幡城(愛知県豊川市)への陣番を務めたり、

図表2－18　葛山氏家臣等知行表

	人名	給地・給分	備考	典拠
同族	葛山孫四郎		富士上方梨木沢にて生害	386
	葛山与介		朝比奈泰朝夫人使者	534
	葛山左衛門佐		駿府に滞在 氏元か	536・538・541
	葛山三郎		駿府に滞在	537・540
	(葛山か)広基		武藤三郎へ判物	562
家臣	野中源左衛門尉		台所役	578
	植松長門守盛信		(検地奉行)	518
	小見主計助盛吉		(検地奉行)	518
	植松兵庫助元俊		(検地奉行)	518
	垰和山城守		(奉行人か)	505
	渡辺備前守		(奉行人か)	505
	山田次郎右衛門		(奉行人か)	622
	吉野九郎左衛門尉		孫九郎か	410
	吉野郷三郎	富士郡㉕久日・㉖山本・㉓小泉・㉔高原関	孫九郎弟	477・552
	吉野日向守	③大胡田20貫文等・総計100貫文	郷三郎か	604
	津田左近	②古沢20貫文・⑬堀之内10貫文		653
	武藤新左衛門	⑩神山政所給2貫文	神山代官・名主	498他
	武藤新左衛門尉	神山内⑧新橋分1貫文	与太郎か	589・606
	植松藤太郎(右京亮)	出陣支度料10貫文，㉑口野尾高・多比村	口野五か村代官	499・511・611
	植松小次郎	㉑口野江浦		611
	植松弥太郎	⑲東熊堂松沢屋敷	大泉寺領へ	582
	町田郷左衛門	口野尾高・多比増分15貫文		511
	町田甚十郎	㉑口野獅子浜		611
	橋本内三	口野獅子浜		611
	富永河内守	㉑口野田連		611
	関孫九郎	⑱石田近辺三か村余田		409
	後藤修理助	⑳沢田郷か　富士関	西修理進跡	478
	市河権右衛門	富士郡㉒淀士内新四郎名		622
	小者秋若		過書銭につき使者	618
	小者衆		口野多比村陣夫	611
寺	⑰岡宮光長寺	上石田5貫文・⑯長久保10貫文	小田原家中積半済	457
	口野多美村竜雲庵	棟別・諸役免除		517
	熊堂大泉寺	松沢屋敷分・先年寄進600文	検地割付	529・582
	⑥田中宝持院	寺領の内7貫文納所		545

社	⑨二岡権現社		禰宜職安堵	528
	⑮佐野郷浅間社	29貫400文・増分寄進	検地割付	506・7, 518・9
商・職人	楠見善左衛門尉		口野江浦問屋	542
	芹沢玄蕃尉・芹沢伊賀守	⑤茱萸沢宿問屋・①須走関・⑦萩原道		530・583他
	鈴木若狭守		⑤竹之下問屋	618
	□□与七・□□四郎	堀内山・⑭千福山・⑫今里山・⑪下和田山等伐採権	轆轤師	454・602
新家臣	橋本源左衛門尉	植松右京亮跡30貫文		647
	三輪与兵衛	古沢・堀之内・志太郡内谷・安倍郡河合	合計50貫文	653
	蘆沢清左衛門尉	安倍郡足洗内10貫文		656

注　1 葛山氏広・氏元の時代に限った.
　　2 ○数字は，図表2－17葛山氏支配地分布図に示した番号に対応する.
　　3 典拠欄は，『市史』二収載の史料番号である.
　　4 新家臣の3名は，氏元の武田氏服属後のものである.

遠江国牛飼原（森町）への野営に駆け付けたことに対して、氏元より大胡田（小山町）二〇貫文などの新知行を与えられているように（『市史』二－六〇四号）、軍事的奉公を通じて葛山氏の権力を支え、そのことによってまた、それぞれが本領を安堵されたり、新恩地が宛行われたりしていた存在といえる。軍事的奉公ということでいえば、植松藤太郎が、前述したように氏元から尾張国出陣に際して一〇貫文の支度料を与えられている。また、口野五か村から徴発される五人の陣夫が、藤太郎の官途名であると思われる右京亮をはじめ、同名小次郎や町田甚十郎、橋本内三、富永河内守などに割り当てられており、口野衆ともいうべき軍団を形成して参陣していたと考えられる。

次に、葛山氏の家臣団の末端を形成していたのが、前述した沼津周辺の石田近辺三か村の余田（新開田か）を宛行われた関孫九郎や、沢田郷（沼津市）の住人で西修理進の跡地を宛行われた後藤修理助、前述した富士郡淀士内の新四郎名を宛行われた市河権右衛門などたちである。関孫九郎の子孫と考えられる関平右衛門が、こののち、武田氏の領国になっての一五七二（元亀

三)年に朝比奈信置から石田の内の関名と松井名を預けおかれている(『市史』二―七五四号)。この名とは、荘園制成立期に、開発者や根本住人の名前をとって、徴税の単位として編成された(名田ともいう)ことにはじまり、その納税責任者は名主と呼ばれていた。関氏は、名字地ともいうべき名田を抱える旧来の名主であったことがわかる。後藤修理助宛の文書を伝える後藤家には、一五二九(享禄二)年の今川氏親後室寿桂尼発給の朱印状が残されており(『同』二―四二〇号)、そこでは、沢田郷西分を抱える後藤善右衛門に対して一六三貫文余りの年貢以下の納所が義務付けられた百姓職が安堵されている。このように、関氏や後藤氏、市河氏などは旧来の名田を抱えていた名主であり、百姓身分のものである。すなわち、村落の有力農民が、その得分を安堵されることによって家臣に組み込まれた存在で、戦国大名領国で一般に軍役衆とか寄子・同心と呼ばれている存在である。

以上、葛山氏の権力を構成するものとして、戦国大名と同様に同族衆とともに、武士身分として葛山氏の家政や在地支配の担い手として台所役や検地奉行、代官として奉公するものや、軍事的に奉公するものなど上級の家臣と、農民身分ではあるが年貢などの納所を請け負い、一定の得分を給分として認められ寄子・同心として軍事的にその末端を構成する下級家臣との二階層が存在したことがわかる。

なお、葛山氏は、上記の家臣以外に、とくに交通路の要衝にあって問屋などの商業・流通業を営むものを、その利便を活用して伝馬管理者や関所管理者として登用し、支配領域の交通路を掌握していたが、そのことの詳細については後述することとする。

検地と貫高制

葛山氏が、その支配領域において、どのような領域支配を行っていたのかについて、次に考えてみたい。ここに掲載した写真は、一五五二(天文二十一)年に、佐野郷において検地を行った

ときのものである(『同』二一－五一八号)。

宛名の宮内丞とは、佐野浅間社の神主柏氏である。差出しの植松長門守盛信ら三名は、検地を実施した奉行人である。分銭とは、年貢高のことであり、田畠共に上・中・下と区分されているが、これは、収穫のとれ具合による等級を示したものである。「田上壱丁　此分銭六貫文」とは、検地の結果、上田の面積は一町歩(一ヘクタール弱)で、年貢高は六貫文ということになる。一反につき六百文の年貢で算定されている。このような数値を反別貫文高＝斗代という。田畠上・中・下のそれぞれの斗代を計算すると次頁掲載の図表のようになる。きわめて整然とした等級別算定がなされていることがわかる。次に、本斗とは、この検地以前に決められていた年貢高で、本年貢ともいう。検地の結果の分銭(年貢高)の合計から本斗(本年貢高)を差し引いた一二貫三五文が、この検地によって新たに踏み出された年貢高で、増分といわれる。ただここでは、増分の半分が差し引かれており、この社領を耕作する農民に対して、恩恵的に免除されているといえる。残り半分の増分六貫一八文と本斗とをあわせたものが、「本増合卅五貫五百十七文」ということになり、これ以後、佐野浅間社領の定納年貢高とされ、耕作

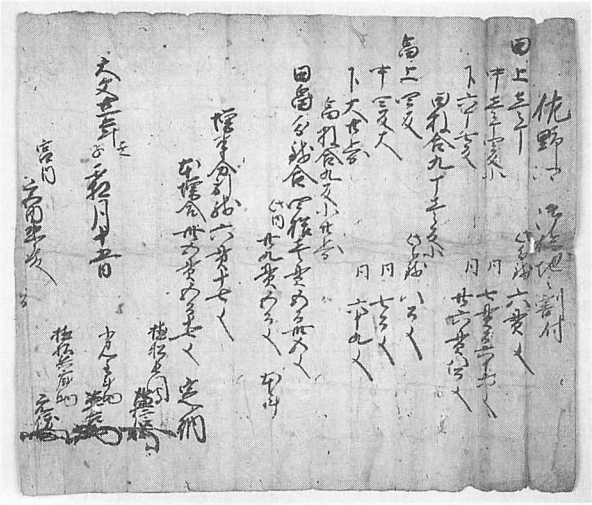

写真2－31　佐野郷検地割付(柏木正男氏所蔵)

図表2－19　佐野郷浅間社領検地割付表

田畠品等	面　積	斗　代	分　銭(年貢高)
田地　上	1町	600文	6貫文
中	1町4反120歩	500文	7貫166文
下	6町7反	400文	26貫800文
合計	9町1反120歩		39貫966文
畠地　上	4反	200文	800文
中	4反240歩	150文	700文
下	260歩	約96文	69文
合計	9反140歩		1貫569文
総　計	10町　260歩		41貫535文
		内　本斗	29貫500文
		増分	12貫　35文
		内引	6貫　18文
		残	6貫　17文
		本増合定納	35貫517文

農民の負担高とされたのである(図表2－19参照)。このように、戦国時代の領主や大名は、検地を実施し増分を踏み出して、領主自身や寺社・家臣の収入を増やしていったのである。

さて、前述の佐野郷の検地割付状から、葛山氏の検地施行原則が明らかとなる。第一点は、田畠共にすべての年貢高が、貫文高で示されていることである。このことは北条氏の検地の原則と同じである。これに対して、今川氏の場合は、駿遠参三か国にまたがる領国の内では、葛山氏や北条氏と同様に貫文高であらわされている地域もあるが、駿河郡でほとんど同時期の一五五二(天文二十一)年に実施された泉郷(清水町)の検地では(『市史』二－五二一号)、田地は米高(米方)、畠地は貫文高(代方)であらわされており、こうしたことは、同じ駿河郡の阿野荘井出郷(沼津市)で、今川義元が住人の杉山惣兵衛に給恩地を与えている場合でも同様にみられる(『同』二－四九六号)。すなわち、葛山氏と北条氏は同じ原則に基づいているが、今川氏とは異なっていることがわかる。葛山氏の検地施行原則の第二点は、前述したように田畠共に上・中・下の三段階に等級わけして斗代が整序な数値で算定されていることである。このことも、北条氏の場合と近似している。北条氏は、等級制をとらず基本的に田地は一律に反別五〇〇文、畠地は同じく一六五文で勘定している。この点、

葛山氏の場合は、独自の方式がとられており、また、より実態に即し合理的な方式といえ、進んだ検地ということができる。なお、今川氏の場合は、田地反別五百文という方式をとっている検地もみられるが大体において一定に定まっていず、この点でも葛山氏との違いが明らかとなる。

佐野郷のように検地の細部までわかる史料は残されていないが、その支配領域において、葛山氏が実施したと考えられる検地は他にもみられる。

その一つは、一五六二(永禄五)年の沼津北方の熊堂大泉寺宛氏元文書で「先辛丑年検地割付以下披見明鏡なり」という文言から一五四一(天文十＝辛丑)年に実施されている例である(『同』二－五八二号)。二つ目は、一五五二(天文二十一)年の獅子浜(沼津市)の植松藤太郎宛氏元文書で、「町田郷左衛門には、尾高増手作とも拾貫文、多比村の増五貫、合せて拾五貫文出すものなり」とみえ、増分記載よりこの年以前に口野郷尾高・多比村(沼津市)での実施が知られる(『同』二－五一一号)。あるいは、佐野郷と同時期の実施とも考えられる。三つ目は、一五五七(弘治三)年の田中(御殿場市)の宝持院宛氏元文書で、「地検増分ありといえども、永く除きおわんぬ」とみえ、やはり増分記載より検地実施がわかる(『同』二－五四五号)。以上三例が直接的に検地例とすることができる。

そして、葛山氏が給人家臣に知行宛行いを行う場合も、先掲図表2－18のように地名表示や面積表示も散見されるが、年貢高表示の場合は全て貫文高表示である。また、葛山氏が直接徴収する段銭・棟別銭・関銭などはいうまでもなく貫文高表示である。こうして在地からの収取は貫文高で統一されていたことがわかる。さらに、次の文書(『同』二－四九九号)のように、給人の軍役も貫文高を基準としている。

今度尾州へ出陣に具足・馬以下嗜むの間、当年より千疋ずつ遣わすべし。いよいよその嗜みを成し、走り廻

るべきものなり。よって件のごとし。

天文十九庚戌
八月廿日（印文「萬歳」）
植松藤太郎殿

千疋とは、一〇貫文のことであり、前述したように植松藤太郎は、尾張国（愛知県）に出陣するに際して、一〇貫文の支度料を与えられ、それによって具足や馬を調達せよというものである。当年よりと記されていることから、一回かぎりの宛行いでなくて、土地つきの宛行い、知行地として宛行われたと考えられる。このように、葛山氏においては、軍役の量も、貫高に応じて負担を命じられている。このように、在地からの収取も、給人に対する軍役もすべて貫文高によって表されるシステムを貫高制といって、北条氏をはじめ東国の戦国大名の施策であった。下総（千葉県）の戦国大名結城氏は、その家法（「結城氏新法度」）で、貫高と軍役の関係を次のように規定している。「五貫の手作持ちは具足・被り物持参で具足馬は貸与され、十貫の所帯（所領）の者は一疋一領にて陣参すべき」ということである。一疋一領とは、自前の馬一疋を引き連れ、鎧兜などの具足を付けて参陣することで、徒歩の兵を数人は引き連れていたと考えられる。北条氏でも、馬上の軍役は一人一〇貫文前後であったと考えられている。おそらく、葛山氏においてもそのような基準で植松氏に一〇貫文の支度料を給付したのであろう。

様々な村落

葛山氏の支配領域においても、その地理的位置の違いから生産や仕事のあり方、それに対する領主の支配のあり方、また、住民の暮らしなどに様々に異なった村落があった。その一つは、黄瀬川流域や沼津周辺の平地において形成された村落の場合である。寺社の門前に形成される場合が多かったが、そ

こでは農作業を中心とした生産活動が営まれており、また、前述したような検地を受け、領主への様々な負担が課せられていた。沼津の北方根方街道添いにある大泉寺領は、一五四一(天文十)年に、葛山氏の検地を受けその支配分は確定していたが、一五六二(永禄五)年に門前の新宅五軒の寄進を受けている(『市史』二－五八二号)。また、同年富士郡山本(富士宮市)の吉野氏の所領においては新家三軒分の棟別役が免除されている(『同』二－五七七号)。

写真2－32　大泉寺の景観(沼津市)

翌年、神山では、新在家に対する棟別役・点役・桑役などの諸役が免除されていることがみえる(『同』二－五八九号)。このように、主として平地に属する村落においては、新宅・新家・新在家といった新しい住民が輩出していることがわかる。これらは、外から移住してきた場合もあるだろうし、開発などによって、本家から独立した場合もあるであろう。いずれにしても、地域周辺が安定し生産活動に集中できた成果といえる。また、葛山氏などの領主が諸役の免除などの特典を与えてそうした新しい住民に保護を加えたということもあろう。佐野郷をはじめ、農業生産を主とする村落においては、葛山氏は、検地を通じてその成果を把握し、米年貢を貫文高に換算して収取するとともに、家屋調査を行って新家を含めて住民から棟別役やその他の諸役を収取していたのである。なかには、それを免除することによって保護を加えもした。

なお、平地村落に限ったことではないが、村落の有力な住人は、それぞれの家で血縁関係のない下人などと呼ばれる者を召抱えたり、小作人を従えていた。こうした従属的な人々が、この時期主人の家から逃げ出し、近隣の町場や隣国へ欠落(逃亡)し、それを大名などが指名手配して召し返させようとしている史料がみられる(『市史』二-七四三、七八八、八四三号)。戦国の動乱が、村落の身分秩序を崩しつつあることを示しているであろう。

次に、街道筋に形成された村落(町場といってよい景観を呈していたと思われる)では、人々の往来や物資の運搬にかかわる営業や仕事に従事し、それぞれ役割の異なる多くの人々が住み着いていた。このような宿場村落については、葛山氏の交通政策にかかわって第四章で後述することとする。

漁村と山村

次に、内浦湾沿岸の口野五か村(沼津市)などにみられる漁村の場合である。口野五か村とは、江浦・尾高・獅子浜・多比・田連である。この内浦湾では、岬や小島で囲まれた小さな入江の入り口に網を張り、魚群を追い込んで漁猟する建切網漁と呼ばれる漁法が行われていた。その漁場が網度といわれ、特定の有力な漁民の所有のもとにあり、それぞれの持ち分に応じて漁獲物の配分を受けた。このような網度持のなかでもっとも持ち分が多く、網舟などを所有している家が津元と呼ばれ、配下に多くの小脇者(網子)を抱えていた。尾高の植松氏などがその代表的存在である。植松氏は、葛山氏から口野五か村の代官を命じられ、棟別銭五貫文を給恩として(『同』二-五一一号)、また、前述したように出陣の支度料として一〇貫文(およそ田地二町)の知行地を与えられ、口野衆ともいうべき軍団の中心的存在であった。葛山氏は、その植松氏に、本来は領主葛山氏に納めるための「立物」(漁獲物)を取るための漁猟で、漁獲されたイルカなどの内三分の一を与えることを認めている(『同』二-五八八号)。また、獅子浜の南北の百姓中(漁民)に、イルカが回遊してきた場合すぐに出漁し

て捕獲することを命じ、漁獲物の内それぞれに網一帖分を配当し、その他のものを上納するように言い渡している(『同』二－五八六号)。このように、内浦湾にはイルカなど大型の魚群も回遊することがあり、食用や油の原料に供されていた。さらに、江浦では、楠見善左衛門尉に問屋を申し付け、伊勢船による太平洋水運や小舟による沿岸水運と結びついてその経済的利益を吸収していた(『同』二－五四二号)。

写真2－33　口野の景観(沼津市)

次に、葛山氏支配領域には、富士山や愛鷹山、箱根連山などの山麓が含まれていたが、そこに形成された山村では、桑木や茶が栽培され、養蚕や茶の生産が行われていた(『同』二－五三〇号)。葛山氏は、それらに課役をかけており、それらが単に自家消費のために生産されていたということではなく、商品として販売されていたといえる。また、山では材木の切り出しや、炭焼き、あるいは木製品の生産などが行われており、轆轤師に対する木取山からの伐採権を認め、棟別役などの諸役を免除している一方、急用に際しては配下の職人を集めて奉公するように命じている(『同』二－四五四、六〇二号)。また、山林の採取利用に対する税として「山之口」が設けられたりしている(『同』二－四九七号)。

以上、平地村落・漁村・山村を問わず、地域にふさわしい生産活動が展開され、葛山氏はそれに応じた支配を行っていた。鍛冶(かじ)・番匠(ばんしょう)・

写真2-34　茶畑の景観(桃園)

大工などの職人も村落に居住していたことが、寺社に残されている棟札などからうかがえる(『市史』二-四一一、六〇七号)。葛山氏の支配領域を含む河東地域においては、富士浅間社の風祭神事(二百十日前後に行われる祭礼、『同』二-五一六号他)や富士下方五社(河東地域の浅間社、『同』二-五三三号)の造営、あるいは、佐野浅間社造営のための勧進(『同』二-五〇七号)が、村々を廻り、喜捨を集めていた。これは、こうした地域の住民の信仰心に支えられていたとともに、この時期になると、代官や奉行人がかかわっているように家ごとにかけられた課税のように勧進が行われていたといえる。一五六七(永禄十)年に行われた吉原湊(富士市)渡船の修理のための一升勧進などは、「難渋の輩は、重ねて下知を加える」と記されており(『同』二-六二一号)、半ば強制的に行われていたことがわかる。

なお、一五三一(享禄四)年に、「勝山記」の筆者が、本寺である沼津の光長寺へ参詣に来たとき、近江国(滋賀県)より猿楽の一団がやってきており、長沢(清水町)で演能を見物したことを記しているが(『同』二-四二三号)、おそらく周辺の村々の住民も見物したことであろう。ときには、こうしたことで生産活動の疲れや領主への負担の苦しみを癒していたことがうかがわれる記事である。

第五節　葛山氏の滅亡と戦国の終焉

今川氏の滅亡

今川義元は、一五五四(天文二十三)年に最終的に成立した駿甲相三国同盟によって、領国の東部地域が安定したことによって、三河・尾張国(愛知県)への進出に力を注ぐことになる。とくに、当主義元に代わって総大将として指揮を執っていた太原崇孚雪斎が、一五五五(弘治元)年に没した結果、翌々年の正月までには、今川家の家督を嫡男氏真に譲り、義元が雪斎の跡を継ぎ三河国平定、尾張国侵攻に専念することとなった。そして、一五六〇(永禄三)年五月、三河守に叙任され、三河国主という大義のもとに、二万五千の大軍を率いて尾張国へ進軍したが、同月十七日、桶狭間(名古屋市)の地で織田信長の攻撃を受けて討ち死にする。なお、この義元の軍事行動に葛山氏元も出陣していたと考えられるが、その軍功のほどは不明である(『市史』二―五六五号)。

この結果、それまで今川氏に抱えられていた三河松平家の盟主である松平元康(徳川家康)が、今川氏から独立して三河国を領国化するにつれ、今川氏は、同国からの撤退を余儀なくされる。また、引き続いて、遠江国の有力な家臣である犬居城(春野町)の天野氏や井伊谷城(引佐町)の井伊氏、あるいは、引間城(浜松市)の飯尾氏などの造反が相次ぎ(いわゆる遠州忿劇)、その対応に周章狼狽する状態であった。

こうした状況をみて、武田信玄と徳川家康は、大井川を境として、武田氏が駿河国を、徳川氏が遠江国を手に入れるという密約をかわして、ついに一五六八(永禄十一)年十二月に、東西から今川氏領国に進入し、挟撃する

写真2－35　薩埵山の景観

こととなった。今川氏の当主氏真は、武田氏が富士川沿いに下って侵攻してきたのに対して、清見寺（清水市）から薩埵山（同上）にかけて防戦態勢を調えたが、自軍から多くの離反者を出し、持ちこたえることができず、わずかの手勢をともなって、駿府（静岡市）から重臣朝比奈氏が城代を務める遠江国懸河城（掛川市）に山伝いに敗走する。懸河城では、いまだ同盟関係のつづく北条氏の支援を受けながら、徳川氏の包囲と攻撃に抗戦しながら年を越して約半年籠城して持ちこたえる。しかし、それも結局は退勢を挽回することはできず、同年五月に、北条氏政の嫡男で、氏真の妻の甥にあたる国王丸（氏直）を養子として、駿河国の名跡を譲り、また、家康とは、いずれ武田氏を敗退させたあとは、同国を氏真に戻すという条件を受け入れて、懸河城を開城した。氏真は、天竜川河口の懸塚湊（竜洋町）から北条氏の船で海上を渡り、駿河郡沼津に上陸して、近くの大平城（戸倉城か）に一時滞在したあと、北条氏の庇護をしばらく受け、その後流浪の身となる。ここにおよそ九〇年つづいた戦国大名今川氏は滅亡することとなったのである。

信玄の駿河国侵攻に際して、「今川記」などでは、今川氏の家臣二十一氏が離反したと記している。二十一氏という人数については確証はないが、今川氏の一門や有力家臣である瀬名・朝比奈・三浦氏などで、一族が分裂

相模国早川（神奈川県小田原市）に落ち着き、

して、信玄に内通し、その侵攻を助けたものが出ており、こうしたことが、信玄の進撃を容易にし、氏真の敗走を決定付けたといえる。そして、葛山氏元も、当初今川軍に属していながら、他の内通者と同じく信玄に与みして、今川氏を見捨てたのである。氏元の娘はやちの夫である瀬名氏詮も、同じく内通者の一人であった。おそらく信玄側からの事前の工作があってのことと思われるが、巨大な戦国大名に囲まれた国境地帯にあって、領域支配を維持して生き長らえるためには、情勢に機敏に対応して出処進退を決定する必要があったといえよう。しかし葛山氏にとって、この選択は、結果としてその存在をも危うくするものであった。

北条氏と武田氏の抗争　武田信玄の駿河国侵攻に対して、北条氏政は、娘の婿であり、同盟関係にある今川氏真救援のためにすぐさま軍勢を派遣して、一五六八（永禄十一）年の暮れのうちに沼津近辺から駿河郡北部にかけて制圧しており、同盟者の由良成繁を通じて越後（新潟県）の上杉氏に、「かつら山要害・こうこく寺と申す地利、この方よりのっとり候」と報じている（『市史』二－六三八号）。北条軍は引き続いて西進して富士川を越えて蒲原城から薩埵山を占領し、武田軍の補給路を遮断した。これに対して武田軍は、駿府を占領したものの退路を断たれた状態となり、翌年の一五六九年四月には本国に撤退している。一方、北条氏は、蒲原城に北条長綱の子息新三郎氏信を配置し、興国寺城（沼津市）に垪和氏続を入れて守備させるなど（『同』二－六五八、六八五号）、河東地域の占領経営に取り組む。

そのひとつは、今川氏を見捨てた葛山氏の支配領域を接収していくことにあった。一五六九年閏五月三日には、葛山氏の本領である葛山堀内や佐野郷が、北条氏の重臣清水康英の子新七郎に与えられている（『同』二－六六七号）。引き続いて、葛山氏の支配下にあった神山（御殿場市）の武藤氏や口野（沼津市）の植松氏、あるいは、轆轤師

などが、葛山氏から与えられていた給地や給分を、北条氏から安堵されてその支配下に組み込まれている(『市史』二－六七二～六七四号)。こうして、葛山氏は、武田氏に内通し、今川氏を見捨てた結果、その城館や本領を失うばかりでなく、駿河郡におけるその支配権を北条氏に奪われることとなった。葛山氏滅亡の始まりであるが、その後の経過については後述することとして、しばらく、駿河郡の動向をみておきたい。

まず、同年閏五月から六月にかけて、北条氏は、これまで今川氏と通交のあった越後の上杉氏と同盟関係を成立させることによって(『同』二－六七六～六八一号)、武田氏を牽制し、同じ頃駿河郡北部の深沢(御殿場市)に石工などを動員して新たに城を築き(『同』二－六六一、六九七号)、相模国玉縄(たまなわ)城(神奈川県鎌倉市)主の北条綱成(ほうじょうつなしげ)らを入れ、武田氏の侵攻に備えた。

写真2－36　深沢城址の景観

本国に撤退していた武田氏は、その後も、駿河郡や伊豆国、あるいは富士郡にしばしば進出し、北条氏との間で戦いを繰り返していたが、同年十二月に、信玄自身が再び駿河国に侵攻して、蒲原城の北条氏信を破り(『同』二－六九二号)、駿府を陥(おとしい)れる。この結果、富士郡以西の駿河国の大部分は、武田領国となり、駿河郡を占領する北条氏との間で、同郡の争奪が引きおこされる。

一五七〇(元亀元)年十二月、武田軍は、信玄自ら大軍を率いて深沢城攻めを敢行する。この際武田軍は、甲斐国の中山や黒川(塩山市)の金山衆を動員して、城塞の地下を穿ち攻めたり(『同』二－七二四、七二八～七三五号)、器量のない今川氏真が国を滅ぼしたのは天罰であって、それを救ける北条氏には道理がなく、自軍の攻撃は天命にかなっているといった趣旨の千数百字に及ぶ矢文を深沢城に送るなどして(『同』二－七一九号)、攻勢をかけ、ついに翌年正月に開城させ、勝利を得る。この結果、駿河郡の支配は、武田氏の手に移り、北条氏の支配領域は、わずかに黄瀬川の東南部から内浦沿岸にかけての地域に限られる。

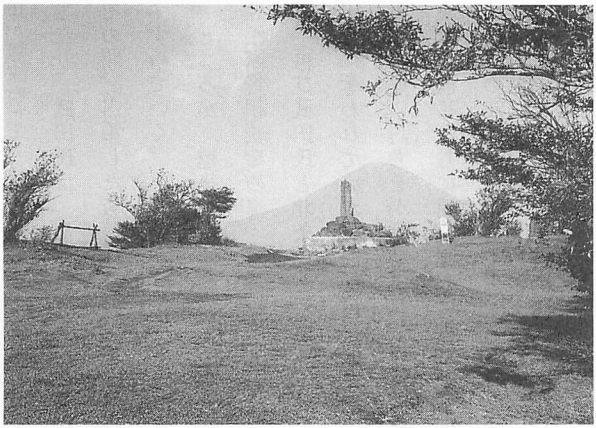

写真2－37　足柄城址の景観

北条氏は、深沢城を武田氏に開城したために、武田氏の侵攻を恐れて、その防御のために、新たに足柄峠上に城砦を築き、その足柄城(小山町)と、当時の東海道である箱根道に登る麓に構築されていた山中城(三島市)、さらには北伊豆の中心にあたる韮山城を結ぶラインを、領国の西辺を防衛する国境線として強化してゆく。一方、武田氏は、一五七二(元亀三)年に、上洛をめざして信濃国(長野県)から遠江国に攻め入り、同国三方が原(浜松市)で徳川家康を破ったが、三河国に進入した時点で、信玄が病に倒れ、翌年四月に亡くなる。跡を継いだ勝頼は、再三にわたって徳川氏を攻めるが、ついに一五七五(天正三)年に、同国長篠(愛知県新城

市・鳳来町）で、徳川・織田の連合軍の前に大敗を期する。その結果、今度は徳川氏が、武田領国に攻め入ることとなり、武田氏は、その対抗上、北条氏と縁組を結び同盟関係を構築して（天正五年）領国東部の安定を企図した。その間、占領した駿河郡において南北に走る足柄路沿いの宿駅に伝馬制を整備するなどして、駿河国の領国化をすすめていく。

ところが、越後国において、一五七八（天正六）年に上杉謙信が亡くなり、いずれも養子の景勝と景虎との間で翌年家督相続をめぐって御館の乱が起こり、北条氏から養子に入った景虎に対抗して、景勝は武田氏に同盟を求め、再び武田氏と北条氏が対立することとなる。一五八二（天正十）年二月末から三月にかけて、北条氏政は、武田方に奪われていた駿河郡戸倉城（沼津市）を奪還し、さらに沼津（三枚橋城）から西へは吉原城（富士市）、北へは深沢城に追い討ちをかけいずれも自落させ、駿河国東半国（河東地域）を手に入れる（『市史』二－八九二号）。一方、家康は、前年三月に遠江国高天神城（大東町）の武田方を攻撃し落城させ、この年二月には駿府に入り、引き続いて、武田方の江尻城（清水市）主穴山信君を味方に引き入れ、興津から甲斐国へ軍をすすめる。そして、織田信長が、嫡男信忠を先陣として信濃国高遠城（長野県）および高島城（同諏訪市）を攻めさせた上で、新府城（山梨県韮崎市）の武田勝頼を総攻撃し、ついに、三月十一日に武田氏を滅亡させる。

ここに、北条氏としては、積年の敵である武田氏が滅亡したわけで、駿河郡はもとより、駿河国への進出をはかるが、新たに成立した信長・家康の同盟関係のもとで、動きがとれず、関東制覇の方に力を注いでいくこととなる。

葛山氏の滅亡

一五六八（永禄十一）年暮れの武田信玄の駿河国侵攻に内通し、今川氏を見捨てた葛山氏元は、信玄の大軍の一翼として翌年二月に武田氏の一族であり重臣である穴山氏らと共に、富士大宮城（富士宮市）を守る富士浅間社大宮司家の富士氏を攻めている（『同』二－七五一号）。引き続いて、同月十四日には、橋本源左衛門尉に、北条方に組み込まれた植松右京亮の知行分三〇貫文を新給恩として宛行っている（『同』二－六四七号）。また、三月二十八日には、三輪与兵衛に、駿河郡堀之内と古沢および志太郡内谷（岡部町）、安倍郡河合（静岡市）の地など合わせて五〇貫文の知行を、氏元の次男竹千代に奉公したことをもって与えており（『同』二－六五三号）、さらに、四月六日には、蘆沢清左衛門尉に、安倍郡足洗（静岡市）の地一〇貫文を河東において与える三〇貫文の内として与えている（『同』二－六五六号）。これらの知行地の内、駿河郡内については、この時点で北条氏によって占領され、氏元の支配のおよぶところではなかったことから、空手形ともいうべきものである。ただ、そのような地でも宛行うということは、本領であり、将来の奪還を見越したものであるといえよう。これに対して、安倍郡や志太郡の地は、武田方の侵攻によって、新たに武田氏の領地となった所であり、信玄より氏元に与えられ、家臣に分配されたものと考えられる。このようにして、城館をはじめ本領や支配地を失い、これまで

写真2－38　富士川橋上付近の景観（芝川町）

の自立的支配の根拠となっていた独自の支配領域を失った氏元は、その奪還を企図しながらも、武田氏の領地支配や家臣編成のなかに完全に組み込まれたといえよう。しかし、前述したように、この直後には、退路が危うくなった武田軍は甲斐国に撤退しており、上記の新たな領地も一旦は水泡に帰してしまうのである。氏元は、その基盤をすべて失ったともいえる。

こののち、氏元は、一五七〇(元亀元)年三月二十日に、庵原郡内房郷橋上(芝川町)の船役所に対して、瀬名氏縁故の人物の渡船通行と、家臣などの通行に便宜を与えてほしい旨朱印状を出している(『市史』二－七〇一号)。この朱印状は、氏元の発給した文書の最後のものであるが、それまでの発給文書とは様式的に異なり、文書の袖に葛山と記した上に印文「萬歳」の朱印の捺された奇妙な形式となっている。また、文書に記されている瀬名氏とは、娘婿の氏詮のことと考えられ、ともに今川氏を裏切った間柄であり、その内容からみてもかなり私的な色合の強い文書といえる。朱印状の内容から、家臣などがこの橋上の渡り場を利用する機会が多かったことが推測され、氏元自身もこの近くに居を構えていたと思われる。この内房郷橋上の地は、富士郡吉原湊や富士大宮から甲斐国へ往還する際に、興津と甲府とを結ぶ身延街道に交わる地点に近く、富士川の渡り場として交通の要衝にあたるところである。前述してきたように、葛山氏のこれまでの支配領域は足柄路をはじめとして重要な交通路をともなっており、その掌握が領域支配の重点のひとつであったことを考えれば、こうした富士川の渡り場の近辺に居していたのは、その領主的特徴を示すものといえよう。

同年十二月四日に、武田氏は、後述する御宿監物に、それまでに与えていた津渡野但馬守父子知行分六九貫文の代わりに、葛山本領由野(芝川町)の内から七〇貫文を与えるという朱印状を出している(『同』二－七一六号)。こ

のことから、氏元の本領が由野にもあったことがわかる。由野は、橋上から北にひと山越えたところで、あるいはこの辺りに居していたのかもしれない。ただ、その本領も、この時点で御宿氏に与えられ削減されており、そうしたことを考えると、武田氏家臣ではあるがかなり不遇をかこっていたように思われる。

そして、氏元は、各種戦記物によれば、共に信玄に内通し、今川氏を見捨てた瀬名氏詮とともに、信玄に「御約束の通り駿河を両人に下され、今川と名乗り申すように」と訴えたが、一笑に付され、その結果、「信玄へも逆心を起こし」とか、「小田原を引き入れ、甲府をかたむけんとす」とか、「陰謀露見して」とか、信玄に反逆したことが記され(『同』二－七八五～七八七号)、そのために信玄の追及を受けることとなり、最後は一五七三(天正元)年二月に、信濃国諏訪湖(長野県)に身を投げている(『同』二－七八四号)。

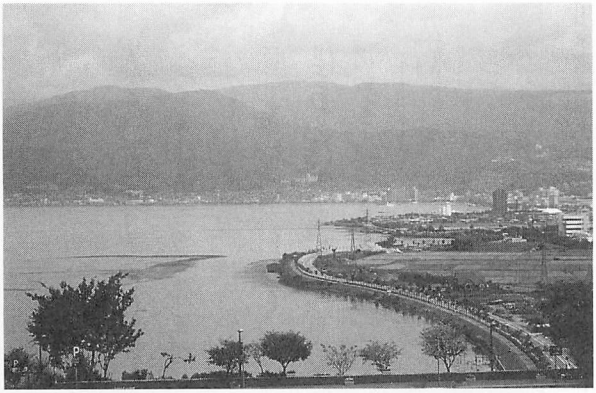

写真2－39　諏訪湖の景観(長野県)

遠くさかのぼれば、鎌倉時代に将軍家御家人として駿河郡葛山の地に居城をもうけ、一族からは将軍源実朝の近臣となり紀伊国に一寺を興した者(願性)も出し、室町時代においても在地に領主権を根付かせ、一方では将軍家奉公衆の一員として関東の抑えとして立ち働き、戦国動乱期にあっては、強大な戦国大名領国に囲まれ、常にそれらの脅威にさらされながらも、姻戚関係を取り結んだり、政治的・軍事的に、あるいは社交界において行動をともにして脅威を和らげつつ、そ

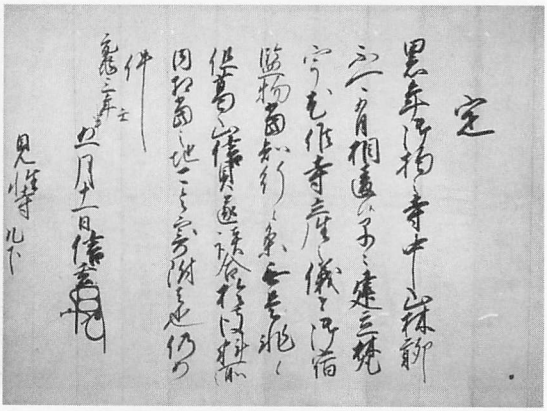

写真2-40　武田信玄判物(普明寺所蔵)

の支配領域を拡大し、独自の領域支配を自立的に確立してきた葛山氏も、その最後の選択を誤ったともいえ、ここに悲劇的な最後を迎えたのである。葛山氏は、事実上ここに滅亡した。

葛山信貞・御宿友綱

葛山氏元が、諏訪湖に身を投げる前年の一五七二(元亀三)年五月十一日に、武田信玄は、見性寺の寺領が現在御宿監物の所領となっているので、葛山信貞と談合を遂げ、その料所(直轄領)から与えることを同寺に約束している(『市史』二-七七一号)。ここに葛山信貞の名前がみえることから、この時点ですでに葛山氏の当主が氏元から信貞に代わっているとみることができよう。氏元は、前述したような「陰謀露見」ということで武田氏に捕らえられていたのであろうか。

この信貞は、「為和集」の注記をはじめ(『同』二-四八二号)、「今川家譜」や(『同』二-七八五号)、武田・葛山氏の諸系図(『同』二-付録「中世系図集」)などで、ほぼ一致して、信玄の子で、氏元の娘を妻とし、葛山氏を嗣いだことが記されている人物である。氏元の娘には前記した瀬名氏詮に嫁いだはやちの他におふちという娘がおり、おそらくその女婿であろう。

次に、右の文書であるが、現在千福の普明寺に所蔵されており、見性寺は、同寺の前称とも考えられるが、同寺には、すでに一五四五(天文十四)年に、宛所を普明寺とする信玄の制札が出されており、前称とするのには疑

問の残るところである(本書二八六頁参照)。それゆえ、文書にみえる監物の所領も信貞の料所も普明寺の近くとか駿河郡内に存在したとは決めがたい。いずれにしても、信貞は、一五七六(天正四)年の信玄の葬儀には位牌をもつ役を務めており(『同』二-八二六号)、また、一五七八(天正六)年の武田・上杉両氏の同盟関係成立に際して、当主勝頼に代わって上杉景勝に祝意を伝えているなど(『同』二-八三九号)、武田氏のなかでも一族として重きをなしていた。

以上のように、信貞が、葛山氏を嗣いだといっても、それは上述してきた駿河郡を中心として自立的領域支配を行っていた葛山氏を継承したというよりは、武田氏が、駿河国での支配を円滑に進め、強力に行うために、有力国衆葛山氏の名跡を乗っ取ったということであろう。そのような信貞も、一五八二(天正十)年の武田氏の滅亡の際に、甲府善光寺(ぜんこうじ)で織田信長に討たれ、葛山氏は名実ともに亡びるのである。

図表2-20　御宿若丸(綱貞)所領表

所領地	貫文高	米高
御宿　段銭共	120貫文	
千福　段銭共	139貫943文	
菅古　段銭共	11貫文	
棚頭　段銭共	8貫文	
平山　段銭共	28貫721文	
焼津		140俵
丸子		71俵
油野(由野)	50貫文	
沢田名倉名	61貫文	
久足	100貫文半田兵部丞知行得替	
合計	518貫文664文	211俵
総計	581貫964文	(1俵=300文)

では、一五七〇(元亀元)年十二月に、武田氏が、深沢城の北条氏を破って、駿河郡の大半を手に入れて以後、葛山氏の支配領域を引き継いでいたのは誰であろうか。それは、右の文書に見える御宿監物である。

御宿氏は、駿河郡御宿を名字地とする在地土豪で、諸系図によれば、葛山氏の一族であった。この時期の当主は、監物友綱で、武田氏に仕え、前記の葛山信貞の軍代を務めていたとか、医術に長けて

いたとか伝承されている(『市史』二－付録「中世系図集」)。友綱は、一五八〇(天正八)年に、それ以前に数度にわたって武田氏から与えられた給地を子息若丸(綱貞)に譲渡している(『同』二－八六五号)。その内訳は、図表2－20のように駿河国内一〇か所五八二貫文近くになる。この内、駿河郡内に六か所三六〇貫文近く存在し、いずれも氏元の本領のあったところである。友綱は、また、一五七六(天正四)年に、武田氏の駿河・富士両郡の伝馬制が調えられたときに、葛山氏の時代にも茱萸沢宿(御殿場市)の問屋であり伝馬を管理していた芹沢氏に同宿の伝馬の管理を命じている。このように、友綱は、旧来の葛山氏の駿河郡における支配を受け継ぐ形で、その支配を実現している様子がわかる。しかし、そのすべてを継承したということでもなく、また、自立的に行えたということでもなく、武田氏の一家臣としての支配であったといえる。いいかえれば、武田氏は、葛山氏の名跡を乗っ取り、友綱にその権限を与えて同郡の領国化をはかったということであろう。御宿氏は、武田氏滅亡後、小田原に居住し、北条氏に仕えたようである(『同』二－九一五、九四一号)。

家康・秀吉の登場
―戦国の終焉―

一五八二(天正十)年に、武田氏を滅亡させたあと、織田信長は、戦後処理として駿河一国を徳川家康に与えた。この結果、それまで駿河郡に存在した北条領も狩野川以南の内浦沿岸を除いてすべて徳川領となり、家康家臣の松平康親が三枚橋城(沼津市)に入り、また、同じく家康の家臣酒井忠次が須走(小山町)や佐野郷の住人に対して郷中の勤めを果たすよう命じた判物を出しており(『同』二－八九八、九〇〇号)、新たな領地の経営に乗り出している。須走郷に対しては、富士参詣についての郷中の権利を認め以前のように行われるよう申し付けたものであり、佐野郷に対しては、武田方へ付き従った百姓が舞い戻ってきた場合に、それらが抱えていた耕作に関わる権利を調べるように、佐野浅間社社家柏氏など郷内の有力な住人四名に

写真2－41　徳川家康七ヶ条定書（湯山博氏所蔵）

命じている。このように、これまで駿河郡にまったく関係なく新たに外部から入ってきた領主が、直接郷内の諸事を命じるようになったのである。新時代の到来を思わせるできごとである。

一方、北条氏は、駿河郡の領地を手放した結果、同年五月八日に、領国の防御のために足柄城について当番衆の心得を記した十四か条にわたる詳細な定書を出しており（『同』二－八九九号）、同盟関係にあるとはいえ、信長と連合する家康に対する警戒心を高めていた。ところが、同年六月二日に京都本能寺において、信長が明智光秀の謀反のために自害したことにより、北条・徳川両氏の間は一挙に緊張関係が増していくことになる。北条氏は、武田氏滅亡後信長の家臣滝川一益の治める上野国（群馬県）を攻め、さらに信長の領国となっていた信濃・甲斐国へ侵攻した。一方、家康も甲斐国に侵攻し、両者は一触即発の状況となったが、十月に和議が成立し、家康が信濃・甲斐国を擁し、三・遠・駿三か国を含めて、五か国の大大名となり、上野国は北条氏の領国となった。

この結果、駿河郡は、しばらく平穏な時期をむかえる。翌年には、家康は、三枚橋城の松平康親（その死後、嫡子康次が引き継ぐ）を、富士・駿河両郡の郡代に任じ（『同』二－九〇五号）、代官岡田元次が、沼津の日枝社や西光寺の寺社領を安堵し、諸役の免除を言い渡している（『同』二－九〇六、九〇七号）。また、興

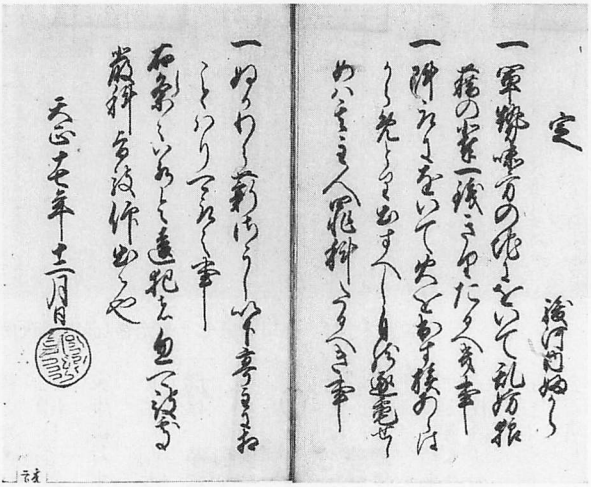

写真2－42　豊臣秀吉定書写(国立公文書館内閣文庫所蔵)

国寺城(沼津市)を普請して家臣松平清宗に守備させ、領国の東部を安定させ、信長の後継者としてにわかに台頭してきた豊臣秀吉との戦いに備えた(『市史』二－九一七号)。一五八四(天正十二)年の、家康と秀吉の対決となった小牧・長久手(愛知県)の戦いは決着が付かず両者の和談が成立する。北条氏は、家康が秀吉と結ぶことを警戒して、一五八六(天正十四)年三月に、氏政と家康が三枚橋近くで対面して同盟関係の強化をはかっている(『同』二－九二六号)。しかし、結局同年十月に家康は上洛して秀吉に臣従を誓うこととなる。秀吉は、家康らを取次役として関東・奥羽惣無事令を発して、諸大名の交戦を私戦とみなしその停止を命じた。これに対して、北条氏は、秀吉の東進に備え、領国の総動員態勢を準備するとともに、足柄城の補強普請などを行っている。この間、一五八七(天正十五)年九月九日付けで、重臣清水康英の子に、葛山・長久保(長泉町)の本領七千四百貫文余りを安堵し、軍役を命じている北条氏当主氏直の判物写が伝わっているが(『同』二－九二九号)、この時期北条氏が駿河郡内の地について知行権を保障するような権限も力もなく、検討の要する文書といえよう。家康は、一五八九(天正十七)年から翌年にかけて、領国に検地を実施し、農政の統一をはかるために年貢・夫役の納入に関する七か条の

定書を各郷村に与えていった。裾野市域内では、十二月十四日に御宿に、同二十四日に大森と深良に、二十七日に佐野郷に出されている(『同』二－九四三～九四五号)。また、深良郷には検地の結果を示す二十五日付の年貢割付状が残っており(『同』二－九四八号)、徳川氏による検地を通じての在地掌握が進められていたことがわかる。

しかし、ほとんど同時期の十一月二十四日に、京都で秀吉が、諸大名に北条氏の討伐を布告し、出陣を命じており(『県史』資8－二二一八号)、事態は急速に変転していくこととなる。すなわち、豊臣方の軍勢が通過する東海道筋や周辺地域の郷村に対して、軍勢の押妨(おうぼう)を禁ずる定書と禁制が一斉に頒布され、駿河郡内でも、前者の定書が深良と竹之下に伝来し、後者の禁制が御厨・茱萸沢などに伝来しており(『市史』二－九四九～九五三号)、在地においても緊張の度合いが増していったであろうことが推察される。翌年三月はじめには、家康軍をはじめ諸大名の軍勢およそ二十数万が黄瀬川(沼津市)周辺に集結し(『同』二－九六五号)、秀吉も京都を発し、月末には三枚橋城に着いている(『同』二－九七〇号)。一方、北条方も、この年の正月には、領国の軍勢を小田原城に集め、また、韮山・山中・足柄城といった領国の西辺をかためる諸城などに配置して、迎え撃つ態勢を築いていた。しかし、一大名と統一しつつある中央政権との軍事的・政治的・物質的力の差は明らかで、北条氏は三か月余りにわたってよく持ちこたえたが、ついに、一五九〇(天正十八)年七月五日に小田原城の開城を余儀なくされ、早雲以来五代、およそ一世紀にわたって東国に君臨した戦国大名北条氏も滅亡するとともに、戦国動乱の幕がおろされたのである。秀吉は、小田原城において北条氏の旧領国をはじめ周辺諸国の国割りを実施し、家康に伊豆国と関東八か国をあたえ、駿河郡を含む駿河国には秀吉譜代の家臣中村一氏(なかむらかずうじ)が配置された(『県史』資8－二四九八、二四九九号)。ここに新しい中央集権的な統一政権の時代が始まったのである。

第四章　道をめぐる様々の動き

第一節　関・渡・宿の展開

道路と交通

はじめに二つの視点を示しておきたい。一つは領域支配的な視点、もう一つは社会関係的な視点である。

裾野市域を含む駿河郡は、東海道の交通の要衝にあったといわれる。道路と交通こそは、この地域の特色を代表していると考えられるが、ここで一章を立ててこの問題を取り上げるにあたって、

江戸時代以降、東海道といえば江戸と京都を結ぶ道路であるとする考えが定着したが、東海道の起源は、古代に日本列島をブロック化した、いわゆる五畿七道制にあり、伊賀国から常陸国にいたる太平洋岸の一五か国を指すものであった。この五畿七道は、観念的には中世にいたっても畿内―畿外の別として根強く残存し、鎌倉幕府草創期に源頼朝が朝廷から寿永二年(閏)十月宣旨(一一八三年)をうることができたのも、畿内の飢饉を打開するために、東海・東山道からの流通を確保する必要があったからである。これは、元徳の飢饉(一三三〇年)を機に立ち上がった後醍醐天皇の場合も同様であった(第二章第一節参照)。このように交通は、国家の存立を左右するものであり、それゆえに交通路支配権は、のち戦国大名にとっても重大な意味を持ったのである。

道路と交通の問題を考える上で、もう一点注意しなければならないのは、それが単なる人や物資の輸送といった、いわゆる運輸の問題に留まらなかった、ということである。とりわけ前近代にあっては、「道路」も「交通」

も、今日以上にはば広い意味で用いられていた。たとえば「道路にその隠れなし」(『政基公旅引付』一五〇二(文亀二)年十二月三日条)といわれる場合の「道路」の意味は「世間」に等しいし、「交通」は「きょうつう」と読んで男女間の営みを表した。つまり、「道路」であれ「交通」であれ、そこで表現されているのは、人と人とが行き交うこと、そして行き交うことによって作り出される社会関係である。さきの「きょうつう」でいえば、黄瀬川に「遊女」の宿が展開したのも、そこが人の往来する交通の拠点だったからである。

さて、第一節では第二節の前提として、戦国時代以前の道路と交通について扱うが、ここでは史料不足から、トピックス的に関・渡・宿の三つの問題を取り上げる。さきの二つの視点に即していえば、領域支配的な観点から通行料の勧進(関・渡)を取り上げ、人の往来が結ぶ社会関係の観点から黄瀬川宿を取り上げることにする。

円覚寺と関所

不特定多数の人から喜捨を求めて集財することを勧進というが、寺社造営のための勧進は、棟別銭とよばれる家屋別課税や、関銭のような人別通行税に形を変えて、次第に強制的に集財されるようになっていった。次に引くのは、一四〇六(応永十三)年閏六月十五日、鎌倉円覚寺が鎌倉府(関東幕府)に訴え、法堂造営のために伊豆国府中関所(三島市)の関銭徴収権を認められた史料である。

伊豆国府中関所の事、箱根山水飲関所の替えとして、円覚寺法堂造営の間、寄附するところなり。早く事書の旨を守り、関務を全うし、急速にその功を終えらるべきの状、件のごとし(『県史』資6－一三七八号)。

ここで「急速にその功を終えらるべし」とされるように、関所から造営料として関銭徴収が認められるのは、一般に年期を限ってのことであり、期限が来ると、右のように、改めて別の関所に権利を得る手続きが必要となっていたようである。また、右にいう「関務の全う」のためには、関所付近の交通に明るい在地領主の代官請

負に依存することが必要であった。そしてこの伊豆国府中関所の代官を毎年一五〇貫文で請け負ったのが、大森頼春である(『市史』二―二八二号、第二章第二・三節参照)。この大森氏の交通路支配に関して、解釈が分かれうるのが、次の史料である。

円覚寺造営要脚関所の事、大森・葛山関務半分の替えとして、寄附するところなり。早く箱根山葦河宿の辺りにおいて、在所を構え、年記三か年を限り、厳密にその沙汰を致さるべきの状、件のごとし(『市史』二―二五六号)。

一三八〇(康暦二)年六月、関東公方足利氏満が、円覚寺に対し、「大森・葛山関務半分の替え」として、箱根山葦河宿(神奈川県箱根町)あたりに関の「在所」を設けることを認めた史料である。従来、ここにみえる「大森・葛山」については、人名ではなく大森関・葛山関という地名である、と解釈してきたが、「関務半分」とみえることより、むしろ大森・葛山氏が半分ずつ請け負った関の代官職と考えるべきではないだろうか。実際、右にみた伊豆国府中関所についても、大森氏が関務の代官請負を行っている。おそらくここで円覚寺は、大森・葛山氏の代官請負を廃し、直務(円覚寺の直接支配)によって関銭を徴収しようとした、ということであろう。右の史料でわざわざ「在所を構え」と書かれているのも、新たに直務の拠点を設けること、とすれば理解しやすい。

そして、もし右の解釈が正しいとするなら、さらに注目すべき事実が浮かび上がってこよう。大森・葛山が地名でないとするなら、ここでいう「大森・葛山関務半分」なるものが、特定の関所に限定されない、より抽象化された権利として通用していた、ということにもなるからである。要するに、円覚寺にとってみれば、どの関所から造営料を取るかが重要なのではなくて、誰が定額を請け負ってくれるか、という点こそが重要だったわけで

ある。従って右の史料は、この慣行を否定し、直務へと方針転換したもの、ということになる。大森氏や葛山氏が、駿河郡や、これに程近い伊豆国府中・箱根山近辺において、こうした交通に関わる慣習ないし秩序を形づくっていた可能性は、次頁の図表2－22にみる鎌倉時代の「佐野の地頭」や、次節に見る戦国時代の葛山氏の交通路支配から推しても、充分に有りうべきところではないだろうか。

渡と律宗、交通と勧進

さて、室町時代の駿河郡域の交通秩序の特殊性を、別の形で示してくれるのが、一四〇二(応永九)年五月二十六日付の足利義満御判御教書である。

遠江・駿河両国の渡、橋本ならびに天竜・大井・富士河極楽寺、木瀬河同末寺霊山院　等知行分の事、寺用においては元のごとく弁済せしむべし。奉行職に至っては今川上総入道法高、先例に任せ沙汰致すべきの状、件のごとし(『市史』二－二七七号)。

右は、交通路に深く関わっていた律宗寺院が、遠江・駿河両国の渡の通行料を「寺用」として勧進する権利を持っていたことを確認するとともに、実質上の宛所である両国守護今川氏の奉行職の権益を明確にした史料である。これによると、鎌倉の極楽寺が、西から順に、浜名湖西岸の橋本、天竜・大井・富士川という、広域の勧進権を有していたにもかかわらず、極楽寺に最も近いはずの黄瀬川については、極楽寺ではなく、同寺の末寺にあたる霊山院(沼津市)こそが勧進権を有していたことが明らかとなる。すなわち、遠江・駿河両国にあって、駿河郡域の黄

図表2－21　勧進エリアと守護権

駿河守護権	駿河郡分郡守護権	黄瀬川
		香貫霊山院
駿河守護権		富士川
		大井川
遠江守護権		天竜川
		橋本
	鎌倉極楽寺	

瀬川のみが、霊山院という現地固有の秩序に従っていたことになるのである。これは、駿河郡域の守護権がしばしば分郡守護に委ねられた経緯（第二章第二節参照）に相応しているというべきであり、概念図を描けば、図表2－21のようになろう。

律宗が勧進できる交通路支配の圏とは、そのまま守護権のおよぶ統治権的支配の圏を意味したのである。

黄瀬川宿と人の往来　戦国期以前の交通の問題を考える上で避けられない今ひとつの課題は、東海道の宿の問題である。そこでまず「宗尊親王鎌倉御下向記」（『市史』二－一五八号、全文は『清水町史』資Ⅲ－六八号）によって、前項と同様の概念図を、図表2－22として描いてみよう。

図表2－22　宿駅担当と守護権

駿河郡	鮎沢	佐野	甲斐国守護
	蒲原	興津	駿河守護権
	阿野原	木瀬河中	佐野の地頭
	岡部	手越	駿河守護権
	菊河	懸河	遠江守護権
	橋本	池田引間	北条朝直
			北条時頼

東海道の宿駅を担当したのは基本的には守護であるが（佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』）、この図表2－22によれば、橋本から菊川までの遠江国の宿駅はすべては守護北条朝直が担当しているのに対し、駿河国守護北条時頼が担当しているのは岡部から蒲原までである。しかるに駿河郡の宿駅のみは、駿河国守護の担当からはずれているのであり、ここからも、駿河郡域には固有の交通秩序が存在したことが明らかとなろう。

さて、中世駿河郡域の宿駅を代表するのは、何といっても黄瀬川宿（沼津市）である。図表2－22には裾野市域の地名として佐野がみえるが、宿駅としての佐野の史料は、わずかに「遊行八代渡船上人廻国

記」(『市史研究』十二号－補三号)があるのみで、右の宗尊親王の史料にしても、夜の宿泊地ではなく昼の休憩地であった。従って宿の問題に言及するにあたっても、裾野市域だけでは捉えきれず、駿河郡域の特殊性という形でみていくほかはない。そうした観点から注目されるのは、一一九〇(建久元)年、上洛した源頼朝が鎌倉へ帰還した際の行程である。『吾妻鏡』でこれをみていくと、京都を発った十二月十四日以降、鎌倉に帰還する二十九日までの記事のうち、黄瀬川宿に泊まった十二月二十六日のみが、唯一詳細な記述を残している点が目を引く(『市史』二－九一号)。これによれば、黄瀬川宿こそが東海道往還における「御馬乗替」のポイントであったらしく、まさに同宿が関東への玄関口であったことを示すものといえよう。黄瀬川宿はまた、物資輸送の拠点として船が着くことから、「着瀬川」とも宛字され(『市史研究』十二号－補三号)、また人の行き交う場にふさわしく、曾我仇討ちの亀鶴で有名な遊女の営業拠点ともなっていた(『市史』二－一〇三号、『清水町史』資Ⅲ－五七、五八号)。一般に中世の遊女は、摂津国淀川の江口(大阪市)・神崎(兵庫県尼崎市)に代表されるように、水上交通の要所に展開することが多く、黄瀬川宿もまた同様の空間であったことが知られるのである。とりわけ黄瀬川宿は、鎌倉幕府の膝下にあって、将軍の富士野狩場から程近い遊女の宿として重要視され、頼朝は寵愛の武士里見義成を「遊君別当」に任じて遊女統括と訴訟処理を扱わせてもいる(『清水町史』資Ⅲ－五五号)。頼朝はまた、京都から鎌倉への帰路、黄瀬川駅(宿)において伊豆・駿河両国の訴訟を一括して親裁しており(『市史』二－一〇四号)、黄瀬川宿は、様々な人が行き交う分、様々な利害が交錯する場でもあったことがわかる。

やがてこの黄瀬川宿には、人の行き交う場として特別なイメージが付託されることとなり、『真名本曾我物語』では、再起した源頼朝が北条政子と黄瀬川宿で再会したことが、「夫妻は二世の契り」として描き出されている

（『清水町史』資Ⅲ－三九号）。そして出会いの場としての黄瀬川はまた、他方では男女の別れの場でもあり、一二三八（嘉禎四）年、将軍藤原頼経に従って鎌倉へ下向中の御家人笠間時朝は、連れてきた池田の傀儡（人形芸を行なう遊女）を黄瀬川で帰らせ、「かたみにかかる涙なりけり」と別れを惜しむ歌を詠んでいる（『市史』二－一四七号）。実際黄瀬川宿は、歌の世界において「誰着せ川の泣かれ（流れ）ても」と詠まれたごとく、藍沢宿の「また逢い沢を頼むらん」と対をなすものとしてイメージされていたのである（『同』二－一八〇号）。

しかしながら、こうして華やかに栄えた黄瀬川宿も、足柄路にかわり箱根路が一般化したこともあって（『同』二－一七四号）、南北朝以降、急速に衰退したらしく、史料からは忽然と姿を消してしまう。鎌倉時代にみえる藍沢（鮎沢）宿や、南北朝以降も史料に散見する竹之下・間門・車返といった諸宿についても、その実態は一切不明である。『経覚私要鈔』の一四六八（応仁二）年条巻末に引用された、「京都より鎌倉に至るまでの宿次第」にいたっては、蒲原宿と三島宿の間に記される宿は、わずかに車返のみとなっているのである（『同』二－三四四号）。なお車返宿の位置は、裾野市深良との伝承もあるが（第五章参照）、この史料によって、三島以西の沼津市三枚橋あたりであったことが、改めて確認されよう。

いずれにせよ、東海道の往還に関する史料は、鎌倉時代にピークを迎えて以降、誠に寂しいものとなる。しかしながら、僧や文人の往来を示す史料が依然散見される（『同』二－二三八、二四五、二五五、三五〇、三五三～三五六、三五八号）ことをも付け加えて、この節の結びとしたい。

第二節　交通の発展と伝馬制

葛山氏の領域支配の展開する駿河郡は、古代から官道の足柄路が黄瀬川に沿って南北に走っている。

戦国期の交通路

中世になると東海道として沼津から分かれて箱根路が使われだし、郡の南部を東西に走っている。まさに東西の日本を結ぶ交通路の結節点ともいえる地域である。戦国期には、こうした主要道以外に、中世を通じて形成されてきた多くの脇道がさらに整備され、主要道と各地域とを結ぶ交通路も発達した。その背景には、民間信仰としての富士浅間社に参詣する富士信仰の広がりがあった。また、流通経済の発展や、軍事的必要に迫られての物資の運搬や軍勢の移動、さらには、京都の荒廃を逃れて地方をめぐる公家や僧侶・文人の往来といったことが、道の整備や宿泊、物資の中継ぎのための様々な施設の発達を促したといえる。

そのような交通路の発展としては、一つは、郡北部御厨地方で足柄路の萩原（御殿場市）辺りで従来の竹之下宿（同上）を通って相模国に入る道以外に、二岡社（同上）前を通って長尾峠を越えて箱根権現社（神奈川県箱根町）に通ずるいわゆる道者道が形成されていることである。また、北条氏によって足柄城（小山町）が構築されると竹之下宿から足柄峠への道も生まれる。さらに、萩原から須走（同上）への富士参詣の道や竹之下宿から古沢（御殿場市）の市を通って直接須走にぬける道が発達し、籠坂峠を越えて甲斐国へ通じている。二つ目は、郡中央部の裾野市域内の佐野郷で、足柄路から分かれて愛鷹山の北側の須山・十里木から勢子辻を通って富士郡に入るいわゆる十里木道も発達したと考えられる。この道は、源頼朝が巻狩の際にも通ったという伝承があり、古くから使われて

図表2－23　駿河・富士郡交通路概念図

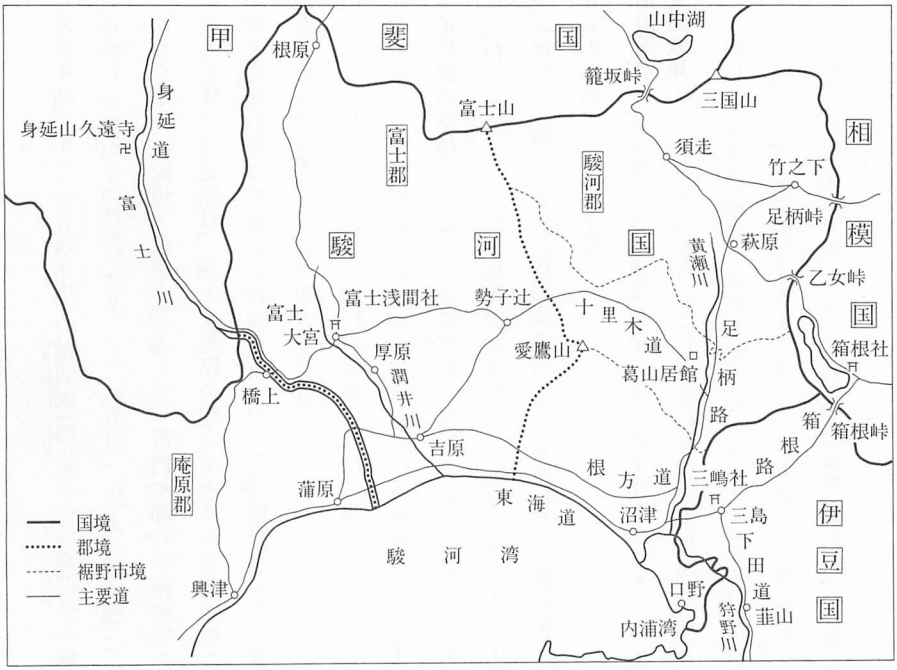

いた道であるが、葛山氏の城館に通じる枝道もこの道から分かれており、また、勢子辻から富士郡吉原湊（富士市）や富士大宮の浅間社（富士宮市）へ通じる道も分かれていて、葛山氏にとっては政治・軍事・経済的に不可欠の道であったといえる。三つ目は、愛鷹山の南側裾を走るいわゆる根方街道である。この道は、浮島沼低湿地との境界を通る道で、古代の東海道であったと考えられているが、中世においても黄瀬川宿辺りで足柄路に合流する道として利用されていた。とくに、戦国期の河東一乱後、今川氏がこの道添いに興国寺城（沼津市）を構築することによって、その軍事的利用度は高まったと思われる。また、郡外ではあるが、三嶋社の前より南へ下田街道が走り、伊豆国の中心韮山城下に通じる道も多くの旅人などによって利用されていたこと

は、天文年間末年（一五五四年頃）の備前国（岡山県）の法華門徒が鎌倉や江戸の法華寺院に参詣する際に通行していることからもわかる（『県史』資7－二二六五号）。以上、戦国期には、足柄路自体いく筋も走っていたであろうが、そこから分かれた脇道・枝道が発達して、郡内や郡外の諸地域を相互に結びつけていたのである。

こうした陸上交通路は、海上交通路の起点である津や湊と結びついていたことはいうまでもない。駿河郡では沼津湊と内浦沿岸の口野五か村（沼津市）の一つ江浦湊などが、駿河湾から遠州灘における太平洋水運の湊として発達していた（『市史』二－五六四、五六九号）。

次に、こうした陸・海上交通路の要衝には宿・問屋・市が成立し、物資の運搬や流通、人々の往来を促進していたのである。郡内では、古くから成立していた黄瀬川宿（沼津市）や竹之下宿に加えて、前述した御厨地方における足柄路の分岐点の近くの茱萸沢宿（『同』二－五六三号）、中央部の神山宿（同上）（『同』二－五七八号他）などが新たに史料に見える。また、茱萸沢宿（『同』二－五三〇号）・竹之下宿（『同』二－六一八号）・大岡庄（沼津市を中心とする。『同』二－四三一号）・江浦湊（『同』二－五四二号）には問屋が成立し、さらに、御厨地域には古沢の市などが存在した（『同』二－六一七号）。

葛山氏の交通政策　葛山氏の交通政策の第一は、道を往来する人々の通行路の規制である。北条氏か葛山氏かその家筋については明らかにしがたいが、大永年間（一五二〇年代）に郡北部の御厨地域を支配していた氏尭が、二岡社（御殿場市）禰宜の要請を受けて、三山（いわゆる伊豆走湯山・箱根・三嶋社の三所権現のことか）に参詣する道者は二岡社前の道を通行するよう命じられており、近年開かれた新道を閉鎖している（『同』二－四一二号）。こうした通行路の規制は、氏元も、一五六七（永禄十）年に、古沢市で商売をする商人に対して、茱萸沢・二岡社

前・萩原を通行するように規制し、それ以外の道を通行した場合は、その場で馬や荷物を没収することを茱萸沢宿の問屋である芹沢氏に命じている(『同』二－六一七号)。

交通政策の第二は、外部から葛山氏の支配領域に通ずる道に関所を設けていることである。史料のうえでは、すでに、氏尭が、長尾峠から下ってきた二岡社に「交之道者関」を寄進しているのをはじめ、氏元は、籠坂峠から下ってくる道の須走に、同じく道者関を設置し、前記茱萸沢宿の芹沢氏に管理させている(『同』二－五九〇号他)。また、根方街道の沢田の住人後藤氏に、「富士之関」を宛行っており、葛山氏の方から役人を派遣している(『同』二－四七八号)。さらに、富士郡山本の家臣吉野氏に、吉原湊と富士大宮を結ぶ道(身延道)に設けられたと考えられる富士高原(富士宮市)の定関の管理権を安堵している(『同』二－五五二号)。

関所設置の目的は、一つは支配領域を出入りする人々や物資を点検し、領内の安全を確保するという軍事目的にあったが、二つ目には、通過する人々や物資、また運搬する馬などから関銭(過書銭ともいう)を徴収するためである。関所を寄進したり、管理権を宛行うということは、その関銭徴収による得分を与えるということである。氏元が、須走関の管理者芹沢氏に与えた一五六三(永禄六)年と一五六五(同八)年の二通の朱印状によれば(『同』二－五八三、五九八号)、それ以前公方今川氏に、徴収した関銭の内から一二〇貫文を上納しなければならなかったものが、半分の六〇貫文に減額されていること、その代わり、従来芹沢氏に与えられていた馬一二頭分の関銭の権利を取り止め、その分については関銭の徴収をしないで通すこと、葛山氏には一〇貫文を上納することなどが記されている。この結果、この関所における芹沢氏の収入が、従来と比べて増えたのか減ったのかは明らかでないが、関銭が、今川氏と葛山氏と芹沢氏との三者で分配されていることがわかる。関所の管理を委ねられてい

写真2-43　葛山氏元朱印状(芹沢豊氏所蔵)

る芹沢氏や、領域の支配者である葛山氏が、その得分にあずかることは理解できるが、直接この地域、この関所に関わりのない今川氏が得分をえていることは注目すべきことであり、そのことについては後述する。なお、このような関所における関銭の徴収は、一種の関税的性格をもち、領域内の物資の流通量や価格を規制するという経済的効果をもっていたことも考えなければならない。

交通政策の第三は、伝馬制を整備したことである。伝馬制については、次項で述べることとするが、一五五三(天文二十二)年に、茱萸沢宿問屋芹沢氏が伝馬を勤めることを命じられており(『市史』二-五三〇号)、一五六二(永禄五)年には、神山宿の伝馬役相論を氏元が駿府(静岡市)で裁許しており、その管理を同宿の代官武藤氏に委ねるとともに、駿府および小田原、そのほか近辺の所用についても伝馬を勤めるように命じている(『同』二-五七八～五八〇号)。

以上、交通路支配を領域支配のひとつの特徴としている葛山氏は、通行路の規制、関所の設置、伝馬制の整備などの交通政策を通じて、支配領域の流通の促進と財政的利益、また、軍事的安全を確保していたのである。

今川氏伝馬制の成立

戦国期における伝馬とは、大名や葛山氏のような領域支配者が、主として公用の荷物を運搬するために、宿ごとに馬や馬を牽く人間(口付と呼ばれた)を一定の数用意させて継送させる交通体系

で、伝馬を抱える宿の運送業者は、伝馬役として公用伝馬に従事する代わりに、その営業を保証され、諸役を免除された。公用で伝馬を利用するものは大名などから伝馬手形を受け取り、原則として無賃で利用することが出来た。私用で利用する場合は有賃となり、運送業者は、その稼ぎ(駄賃)から一定の割合で伝馬銭を上納した。また、運送業者を統御するのが宿の管理者で、多くの場合、問屋を営む宿の有力者が勤めた。

前述したように、一五六二(永禄五)年に、神山宿の伝馬役相論を葛山氏元が駿府で裁許しているが、そこで、神山宿の伝馬が「苅屋(刈谷)・笠寺陣の時より相定む」(『同』二－五七八号)とか、「先年苅屋・笠寺出陣の時相定む」(『同』二－五七九号)と記されている。ここにみえる刈屋(愛知県)は三河国の地名であり、笠寺(同名古屋市)は尾張国である。いずれも、今川氏が三河国平定、尾張国侵攻を行う際に、陣営がおかれ、戦闘が行われたり、拠城とされたりした地点である。葛山氏がそうした軍事行動に参加したことを示す史料としては、前述したように、一五五〇(天文十九)年に植松藤太郎に尾張国出陣支度料を与えた文書をはじめ(『同』二－四九九号)、一五六〇(永禄三)年の桶狭間の戦いまで、図表2－14に示したようにおそらく幾度かあり、「先年」が何年のことか確定することはむつかしい。問題は、なぜ、駿河郡神山宿の伝馬のことが、遠く離れた戦場に出陣する際に定められたかということである。もちろん、軍勢の移動については、多量の物資の運搬を必要とすることから、こうした出陣に備えて伝馬制が調えられることは考えられることであるが、しかし、それが、葛山氏の支配領域内にとどまっているかぎり効果を持たないわけで、駿河郡から三河・尾張国への全行程、すなわち今川領国内における伝馬の制の一環として結び付けられたものでないと意味をもたない。

今川氏は、一五六〇(永禄三)年に駿河国丸子宿(静岡県)に、一五五八(永禄元)年に三河国御油宿(愛知県豊川市)に

写真2－44　葛山氏元朱印状（武藤禎一氏所蔵）

二通の伝馬掟を出している（『県史』資7－二六四五、二七四三号）。丸子宿に対しては、伝馬銭の徴収について「先年相定む」と記されているだけで何年のことかはっきりしないが、御油宿に出されたものでは、「当宿伝馬の儀、天文二十三（一五五四）年に判形（はんぎょう）をもって、五ヵ条議定す」と記されている。また、今川氏の発給文書では、伝馬の文言が、一五五一（天文二十）年から散見されることから（『同』資7－二〇四一号）、今川領国における伝馬制は天文年間末年ごろに調えられたとみることが出来る。おそらく神山宿にみられる伝馬の制も、それに接続する形で同時期に調えられたものといえよう。駿河郡内における伝馬文言の初見も一五五三（天文二十二）年であり時期的に一致する（『市史』二－五三〇号）。

このように、葛山氏の伝馬制が独自の制定によるものでなく、今川氏の伝馬制と結びついて調えられているのは、それが、広域にわたる交通体系であることによるとともに、前節でも記されているように、室町幕府が海道路次ならびに宿々の管理を守護に委ねていたことに由来するといってよい。すなわち、駿河国守護を継承する今川氏が、たとえ、駿河郡を中心として独自の領域支配を行っていた葛山氏の支配領域であっても、交通体系にかかわる事柄については上位権力としてその権限を行使したということである。前記した須走関で徴収された関銭の一部が今川氏に

上納されたこともその権限によるものといえよう。

葛山氏は、今川氏の伝馬制に組み込まれた領域内の伝馬について、その統轄と維持に努めていた。そのことを示すのが先記の神山宿における伝馬役相論についての裁許である。神山宿の伝馬に従事する運送業者には、伝馬屋敷を抱える者と、散在(脇)の者とのふたつの階層が存在して、両階層の間で上納すべき伝馬銭の負担をめぐって相論となったことについて裁定を下しているのである(『同』二－五八〇号)。また、茱萸沢宿の者に対しても、葛山氏の家臣の誰から給分や保護を受けているにしても、伝馬銭(駄賃)の上納者に限って伝馬稼ぎを認めることを宿の管理者芹沢氏に命じている(『同』二－五六三号)。このように運送業者の特定やその負担の割り当てなど伝馬を事実上維持する事柄について、葛山氏は領域支配者として問屋を通じて統括していたといえる。

神山宿問屋武藤氏　葛山氏の支配領域内において、その交通政策を受けて、宿や伝馬を管理したり、近辺の関所を管理して、人々の通行や物資の運搬を円滑に実施し、その統制や収益の上納を行っていたのは、各宿に存在した問屋である。この時代の問屋は、海上交通の起点である津や湊、陸上の主要街道上の要衝の地に形成された宿場町において、領主への年貢物の輸送を行ったり、往還する旅行者や商人のための旅宿を営業したり、商品の輸送や保管、売買を行い、また、高利貸などの金融業を営むような多面的な経済活動を行う商人兼運送業者である。領主は、そうした問屋に軍需物資の調達や輸送を委託し、種々の特典と保護を与え、伝馬制などの交通体系を編成し、流通経済を統制していたのである。

葛山氏も、前述したようにその支配領域内の各宿や湊に存在した問屋を掌握していた。それらの内、比較的史料の残っている神山宿の武藤氏と茱萸沢宿の芹沢氏について、その具体的姿をみておきたい。

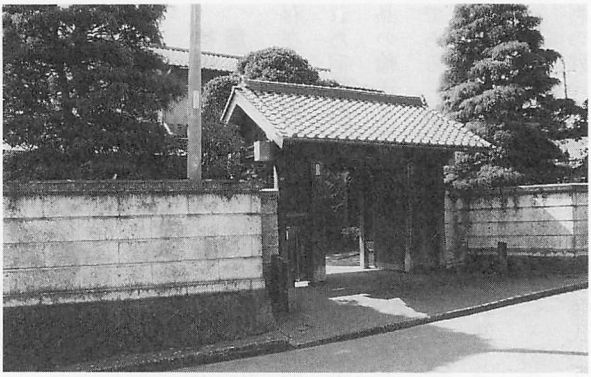

写真2-45　武藤家の景観(御殿場市神山)

武藤氏は、一五五〇(天文十九)年に、葛山氏元から神山政所給として二貫文与えられ、翌年にも確認されている(『市史』二-四九八、五〇五号)。政所とは、ここでは宿の諸機能を統括するために設けられた現地の役所と考えられ、武藤氏は後に代官という肩書きで記されており、代官所に準ずる機関であろう。政所給とはその給分である。ついで、一五五三年には、神山で抱えている門屋五軒分の棟別役と点役が免除されている(『同』二-五二三号)。棟別役は、住屋に対してかけられる税で、通常貨幣で納められる。点役とは、様々な名目でかけられる税を総称したもので雑税のことである。この文書ではさらに、「郷中でその改めを成すにおいては、私曲なく走り廻るべし」と記されており、武藤氏は、上記した特典を認められる代償として、葛山氏が行う住屋や田畠の郷中改め(検地)に際しては協力することを命じられている。特典付与に対する奉公である。このあと、前述したように、武藤氏が管理する神山宿の伝馬役相論に関する氏元の文書が出されている。武藤氏は、伝馬屋敷の者一人と散在の者一人とをともなって、駿府にでかけ裁定を受けている。その翌年、武藤氏に代替りがあり、新当主与太郎に、神山に新しく屋敷を構えた新在家に対する棟別・点役・桑役が免除され、さらに門屋一軒と父の隠居屋敷にかかる諸役が免除されている(『同』二-五八九号)。武藤氏の支配下の住民や従属する人々が増え、それにともなって、葛山氏からの特典も増

し、その成長ぶりがうかがえる。武藤氏には当主の家以外に一族もいたようで、一五五九(永禄二)年に、武藤三郎なるものが、葛山氏の一族か家臣のいずれかである広基から新橋に入り組んでいると思われる神山の田地について、そこから一定の得分の取得を認める百姓職という権利が認められ、また、年貢一七貫文(約四町の田地分)納所を請け負う代償として屋敷分の年貢を免除されている(『同』二－五六二号)。さらに、当主の武藤氏には、神山に入り組んでいる新橋分の田地の年貢一貫文を屋敷分として免除されている(『同』二－六〇六号)。このように、武藤氏は一族で神山と新橋にかなりの広さの自己所有の田地をかかえ、また、神山の田地については武藤氏以外の百姓の持ち分についても年貢を徴収して上納しており、武藤氏が名主と記されているのもそのような村役人的務めをはたしているからといえる。

茱萸沢宿問屋芹沢氏

茱萸沢宿の問屋芹沢氏が、史料上最初にあらわれるのが、前述した伝馬文言の初見である一五五三(天文二十二)年十一月六日付の葛山氏元判物である(『同』二－五三〇号)。そこでは、武藤氏の場合とほとんど同じように、茱萸沢内における居屋敷と門屋十軒分の伝役・棟別役・桑役・茶役とその他の諸役が免除され、伝馬を命じられている。伝役とは、前述の点役のことであろう。茶役が免除されているが、前述したように、この地域では商品として販売することを目的として栽培されたものといえる。

次に芹沢氏が文書にあらわれるのは、一五五九(永禄二)年である(『同』二－五六三号)。そこでは問屋の権利が安堵されているとともに、茱萸沢宿中の給衆で、「何れの被官」であっても、駄賃を入れるものには伝馬を申し付けよと命じられている。この「駄賃」とは、伝馬利用者から支払われた「駄賃」に対してかけられた伝馬銭のことで、駄賃の一部であることからこのように記されたのであろう。また、宿中給衆とは、「何れの被官」とも記

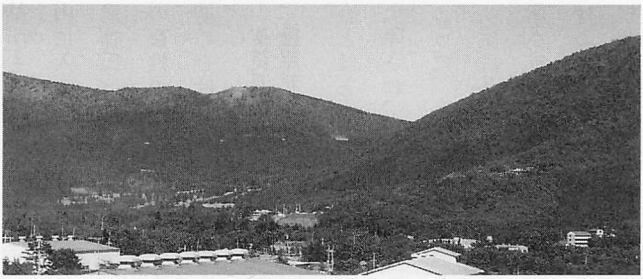

写真2－46　須走の景観(小山町籠坂)

されていることから、宿の住民で、それぞれ異なる者から給分を受けているということであり、茱萸沢宿やその住民が、葛山氏家臣一人の所領であるとか支配を受けていたということではなく、複数の家臣の所領なり支配が入り組んでいたということを示している。そうしたことから、葛山氏にとっては、伝馬を含めて宿を管理する者として、問屋の芹沢氏に期待する面が大きかったといえよう。芹沢氏が茱萸沢宿だけでなく須走関の管理も委ねられていたことは前述したとおりである。また、富士山に派遣された警固衆の兵粮を調達して、その経費は新橋から上納される年貢で相殺するように命じられている(『市史』二－五九九号)。この富士山の警固衆というのは、富士山頂から籠坂峠を通って三国山にかけては、駿河国と甲斐国との国境線であり、葛山氏の支配領域の北辺である。敵対者の外からの侵入に対する監視や警戒、対抗するために派遣されたものであろう。

芹沢氏は、また、先述したように古沢市で商売を行う商人の通行に関して茱萸沢宿などを通行するように命じた葛山氏の判物を受け取っていることから(『同』二－六一七号)、こうした商人に対しても何らかの権利を有していたと思われる。さらに、武藤氏や竹之下宿の問屋鈴木氏とともに、おそらく今川氏の命令によると思われる葛山氏の武田氏に対する塩留めに応じて没収した塩荷の納入を命じられている(『同』二－六一八号)。

また、芹沢氏は、一五六七(永禄十)年に、甲斐国都留郡の領主であり武田氏の重臣である小山田信茂から、領

内山中（山梨県山中湖村）の二か所の関所通行の関銭を年間一〇〇疋分免除されており（『同』二－六一六号）、その商業活動は隣国にも及んでいたことがわかる。また、この小山田氏からは、場所は不明であるが、伝馬に使う馬の秣を刈り取る土地の給与を受けており（『同』二－六二〇号）、この年はまだ武田氏と今川氏とは同盟関係にあり、葛山氏とも友好関係にあったものと思われる。以上、茱萸沢宿の芹沢氏は、葛山氏の支配領域においてもその北部に所在する関係上、須走関所の管理を含めて、武藤氏よりも防衛的性格の強い役目を負うとともに、隣国にも及ぶ広範囲の商業活動を行っており、きわめて多岐多様な活動を行っていたといえよう。葛山氏は、こうした武藤氏や芹沢氏のような在地の有力な住人を掌握して領域支配を実現していたのである。

武田氏の伝馬制

武田氏は、一五七一（元亀二）年正月の深沢城攻撃によって北条氏に勝利して以降、滅亡する一五八二（天正十）年まで、駿河郡を基本的に支配し、その領国化をはかった。その領国化政策のなかでもっとも目立ったものは、伝馬制の整備である。武田氏の伝馬制については、一五二〇年代の大永年間の信虎時代においてその先蹤がみられるが、甲斐国などの本領国全体の交通体系としての伝馬制ということになれば、一五六〇年代の永禄年間の信玄の時代に待たなければならなかった。そして、駿河国を領国化して後の一五七〇年代の天正年間における勝頼の時代になって完成したとされている（柴辻俊六「武田氏の伝馬制度」『信濃』二六巻一号他）。

一五七五（天正三）年十月に、庵原郡蒲原に出されたのを皮切りに（『県史』資8－九三七号）、翌年三月にかけて、ほぼ同文の武田氏の伝馬掟が、富士郡根原郷・厚原郷（いずれも富士宮市、『同』資8－九七四、九七五号）と、駿河郡竹之下郷・茱萸沢郷・沼津郷にあい前後して出されている（『市史』二－八一六～八一八号）。これらのことから、こ

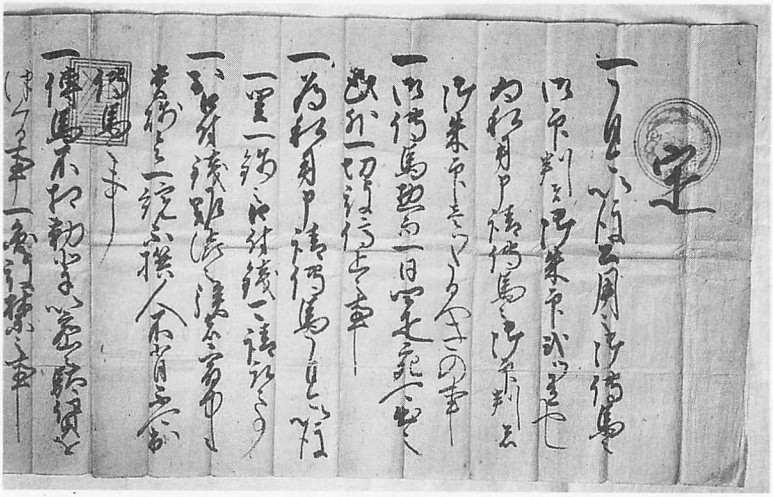

提供小山町生涯学習センター）

の時期、甲斐本国から、新領国駿河国への交通体系として富士山の東西を走るふたつの道筋（駿河郡筋と富士郡筋）で伝馬制が調えられたことがわかる。富士川沿いの身延道については、江尻城（清水市）主穴山氏の本領を通過する道筋であることから、すでにそれなりの交通体系が調っていたと考えられる。なお、以上の伝馬掟の事例は、もちろん現存しているもので、実際には、もっと両筋の数多くの宿に出されたであろう。

駿河郡筋の三郷に残る伝馬掟は、すべて七か条から成っている。その内容は以下のとおりである。第一条は、公用伝馬と私用伝馬の区別を、伝馬手形に捺されている朱印の数（二つと一つ）によると規定している。第二条は、公用伝馬は一日四疋とする。ただし、竹之下郷以外の二郷には、火急の公用については別に下知するという付たりがある。第三条は、私用伝馬の口付銭（駄賃）は一里一銭とする。第四条は、口付銭を払わない者には伝馬を出すことを禁ずる。第五条は、伝馬を勤めないでひそかに駄賃稼ぎをする者は禁じる。第六条は、伝馬を勤めるものは普請役を免除する。第七条は、小田原の

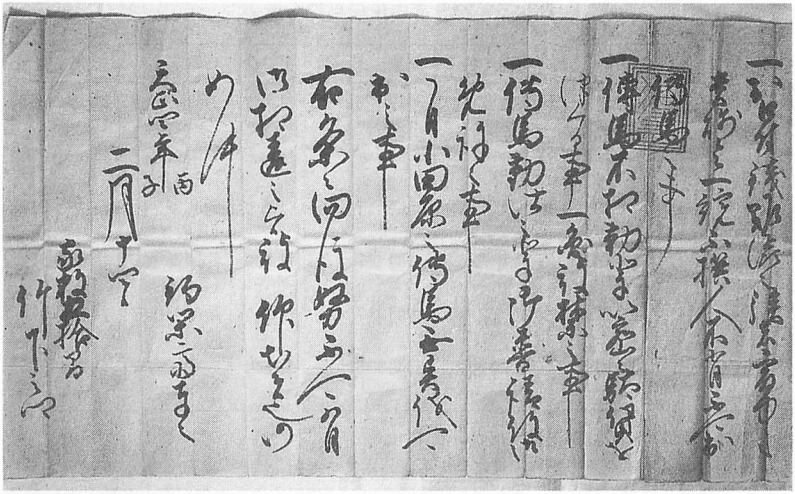

写真2－47　武田氏伝馬掟（鈴木光明氏所蔵

北条氏が認めた通行・運搬については伝馬をだすこと。以上である。ここにみられる武田氏の伝馬制の仕組みは、基本的に今川氏や北条氏の伝馬制と同じといえる。なお、富士郡筋の三郷の伝馬掟には、上記の七か条目はなく、根原郷以外は六か条である。根原郷の七か条目は、甲斐国九一色（山梨県上九一色村）に準じて諸役を免除するというものである。次に、これらの三郷では、口付銭が一里六銭となっているが、これは、武田領国では一里が北条領国の六倍の長さであることから異なってきていることで、駿河郡筋の伝馬と距離に対する駄賃の額は同じである。基本的仕組みは同じであるが、それぞれの道筋や宿に応じた規定がなされており、武田氏伝馬制の完成度がうかがわれる。

次に、これらすべての伝馬掟には、次頁図表2－24のように宛所に家数が記されている。武田氏は、家屋調査のうえ、こうした伝馬制を調えていることがわかる。その日その日の必要伝馬が、公用・私用を勘案しながらこれらの家に割り当てられたのであろう。前述した宿の問屋の勤めといえよう。

図表2-24　武田氏伝馬掟一覧表

年　月　日	郷宿名	家数	条　数	第2条	奉者名	典　拠
1575(天正 3)年10月16日	蒲原伝馬衆中	36間	6カ条	付あり	釣閑斎・武藤三河守常昭	県史4-937
1576(天正 4)年 2月14日	竹下之郷	50間	7カ条	付なし	釣閑斎(長坂光堅)	市史2-816
1576(天正 4)年 2月14日	裳沢郷(茱萸沢郷)	25間	7カ条	付あり	釣閑斎(長坂光堅)	市史2-817
1576(天正 4)年 2月14日	沼津郷	30間	7カ条	付あり	釣閑斎(長坂光堅)	市史2-818
1576(天正 4)年 3月21日	根原之郷	20間	7カ条	付あり	跡部美作守勝忠	県史4-974
1576(天正 4)年 3月21日	厚原郷惣司	25間	6カ条	付あり	武藤三河守常昭	県史4-975

注　1 竹下之郷の家数は書き直されている.
　　2 条数および第2条の欄の相違については，本文を参照.
　　3 典拠欄の県史・市史は，それぞれ『静岡県史』・『裾野市史』の資料編の巻数と史料番号

以上、この時期に富士・駿河郡両筋にわたって定められた武田氏の伝馬制は、武田氏の伝馬制の変遷からみてもより整備された姿を示しているといえるし、東国の諸大名領国における伝馬制についてみてもひとつの完成されたものといえよう。武田氏は、これ以降、伝馬の不正使用や伝馬従事者の不法行為に対して繰り返し点検と処罰を命じている。軍需物資の大量輸送が必要となり、それを支える流通経済の発展や人々の往来が盛んになることによって、各大名にとっては、広域にわたる交通体系の整備確立が必須となってきていることを表しているといえよう。

第五章　中世の宗教・文化の様相

第一節　仏教信仰の浸透

駿河郡域における諸宗派の教勢

まず、中世の駿河郡域における仏教信仰の波及の状況を把握し、ついで次項において市域における浸透の傾向を指摘することにする。同郡域において、中世史料によって確認できる寺院を一覧にしたのが図表2－25である。これは、現時点において文字史料によって認められる事例をまとめたものである。そこには、当地方の中世に展開していた主要な寺院は、ある程度把握されているのではないかと考えられる。そうした意味で、限定的ながら当地方における仏教の浸透の度合を知る手掛かりとなろう。また、各宗派の教勢を俯瞰することも同様に可能と考えられる。

地域的には、御殿場市周辺の事例が、若干少ないように思われる。ただし、一四二四(応永三十一)年の梵篋寺の事例は、史料的に確認できるものとしては古い時期に属する。また、長泉町においても今のところ文字史料では確認できていないが、それなりの浸透があったと推定される。

次に、図表2－25によりながら各宗派ごとに、その浸潤の様相をみていきたい。中世においては近世と異なり、同じ場所、同じ建物でありながら宗派をかえる転宗がかなり行われたとされている。そのことは、各宗派の消長をより鮮明に示すことになるが、またそれは同時に、時代ごとの宗派の実相把握を困難にしているともいえる。

図表2－25　文字史料によって確認できる中世駿河郡域の寺院

所在地	寺院名	異　名	宗　派	初出典拠・参考事項
裾　野　市				
桃　園	定輪寺		曹　洞　宗	(337)
佐　野	蓮光寺		時　　宗	(補　14)
深　良	興禅寺		曹　洞　宗	(566)，臨済宗寺院としてみえる
千　福	普明寺		曹　洞　宗	(補　25)
裾野市か	見性寺			(771)
「葛山ノ近所」	大円寺			(821) 大幡寺のことか
	ノ薬師堂			
	大幡寺			(250)，「くさの庵」は前身か(補　4)
沼　津　市				
「阿野庄大塚郷」	清源庵		臨　済　宗	(554)
「阿野庄井出郷」	真如寺	「椎木道場」(566)	臨　済　宗	(490)，善得寺末寺(566)
「阿　野　庄」	長寿寺		臨　済　宗	(228)，建仁寺末(285)
「阿　野　庄」	「赤野山」			(772)，赤野山広大寺(柳沢)あるいは観音堂(同)の前身か
「阿　野　庄」	光厳寺		真　言　宗	(補　57)
「阿　　野」	青竜庵		臨　済　宗	(566) 善得寺末寺
阿　野か	興国寺		臨　済　宗	(490)「善得寺末寺」
青　野	妙泉寺		法華宗本門流	(587)
石　川か	潮音寺	「駒　瀬　観　音」		(524)
井　出	大泉寺	「大川寺」か(556)	曹　洞　宗	(442)
原	徳源寺		臨済宗妙心寺派	(566) 善得寺末寺
原	瑞松庵	「瑞松院」(641)	臨　済　宗	(566) 善得寺末寺
原	松蔭寺	「松　隠　庵」	臨済宗(白隠正宗)	(566) 善得寺末寺
今　沢	祥雲寺	「正　運　庵」	臨済宗妙心寺派	(922)
中沢田	大中寺		臨済宗妙心寺派	(312)，善得寺末寺(566)
南小林	西園寺	「上石田西延寺」	臨済宗妙心寺派	(947)
「上津池」(岡一色)	三明寺			(補　7)
岡　宮	光長寺		法華宗本門流	(171)
東熊堂	大泉寺	「大仙寺」(947)	浄　土　真　宗	(529)
「椎路邑」	松寿庵			(補　46)
三芳町	蓮光寺		臨済宗妙心寺派	(490)「蓮光寺道場断絶」
出口町	乗運寺		浄　土　宗	(補　47)
幸　町	大聖寺		臨済宗妙心寺派	(641) 善得寺末寺
下河原町	妙覚寺		日　蓮　宗	(421)，「大善坊」は妙覚寺の塔頭か(468)
下河原町	妙海寺		日　蓮　宗	(397)
宮　町	西光寺		時　　宗	(380)「沼津道場」，(474)「西光寺」
本郷町	霊山寺	「尺　迦　堂」	曹　洞　宗	(151)
大　平	桃源院		曹　洞　宗	(342)

大　平	徳楽寺	「得　楽　寺」	臨済宗妙心寺派	(566) 善得寺末寺
大　平	鷲桂寺(庵)	「寿　慶」(641)	臨済宗妙心寺派	(566) 善得寺末寺
大　平	幽洞庵		臨　済　宗	(566) 善得寺末寺
大　平	臥竜(雲)庵		臨　済　宗	(566) 善得寺末寺，臥雲寺(大平)か
大　平	光厳寺		臨　済　宗	(566) 善得寺末寺
大　平	向丘寺	「向　岳」(641)	臨　済　宗	(566) 善得寺末寺
多　比	竜雲寺(庵)	「竜雲院」(636)	臨済宗妙心寺派	(517)
沼津市カ	牧御堂			(250)
清　水　町				
戸　田	藤泉院	「藤　泉　院」	曹　洞　宗	(509)
戸　田	法善寺		臨済宗妙心寺派	(566) 善得寺末寺
堂　庭	下郷堂 庭観音(堂)			(283)
御殿場市				
東田中	宝持院		曹　洞　宗	(413)
中　丸	蓮静寺		法華宗本門流	(391) この時点では「須走」に所在
	梵篋寺	「般若梵篋寺」(311)		(309)
	覚智院			
小　山　町				
菅　沼	甘露寺		曹　洞　宗	(264)
生　土	乗光寺		臨済宗円覚寺派	(275)
湯　船	本蓮寺		法華宗本門流	(341)
竹之下	宝鏡寺	「法経寺」	曹　洞　宗	(899)
比定地不詳				
「富士」	円通寺		臨　済　宗	(566) 善得寺末寺

＊宗派・地名は原則的に現在のものである．
＊番号は，『市史』二ならびに『市史研究』十二号補遺の史料番号である．
＊「　」は史料からの引用を示す．

そうした事情や制約を考慮したうえで、各宗派の状況について概観していきたい。

一二四四(寛元二)年の「十八道私記奥書」(『市史』二－一五一号)にみえる香貫郷尺迦堂北僧坊は、現在の霊山寺(沼津市)のことと考えられている。一二九〇(正応三)年に成立した「西大寺興正菩薩御入滅之記」(『同』二－一八二号)には「霊山寺成真」とあり、真言律宗であったことがわかる。真言律宗は叡尊(興正菩薩)が起唱した真言宗の一派で、成真が同僧の弟子

であったことも確認できる(『市史』二－一八三号)。以上のことより同寺が、中世初期における、当地方の真言律宗の拠点のひとつではなかったかと推定される。なお、霊山寺はその後、どのような変遷を経たかは明らかではないが、曹洞宗に転宗し現在に至っている。

天台宗については、日蓮や日蓮宗僧侶の伝記などをまとめた「本化別頭仏祖統記」によれば光長寺二世日春が日蓮に帰依する前、「岡宮天台宗僧空存」(『同』二－二三五号)とある。伝承の域を出ないが、鎌倉時代中頃には、当地方に天台宗の浸透があったと考えるうえでひとつの材料となろう。なお寺伝によれば、文永年間に、日蓮がこの地に草庵を結び、一二七六(建治二)年に、弟子の日春・日法が堂宇を建立したとされている。転宗が考えられるひとつの事例であろう。

浄土宗については、戦国期の武田氏の朱印状(『同』二－八四〇号)を所蔵している乗運寺、一か寺のみが確認される。しかし、これは必ずしも実態を反映したものではないであろう。中世のものと思われる石造物の残存状況等を勘案すると、もう少し浸透していたのではないかと考えられる。

臨済宗はほぼ郡内全域によく展開している。とくに沼津市などの西部地域については、中期以降に関して、ある程度はっきりした状況が把握される。なお、乗光寺(小山町)には、一四〇二(応永九)年に、渡来僧の開山である瞭庵明聴が没し、その骨器の銘文が伝えられており、希少な事例といえる。

曹洞宗は、主に北駿地域で確認できる。これらのなかには中世も半ば過ぎ、とくに戦国期に曹洞宗となった例も含まれると思われる。図表2－25にみえない寺院を含め、当地方の転宗を考える場合、戦国期の曹洞宗の動向は重要であろう。

日蓮宗については、ほぼ全域に浸透していたといってよい。光長寺（沼津市）の寺伝では、開山が日蓮で、日春（空存）と日法がともに二世とされている。現在、同寺は法華宗本門流の四大本山のひとつとして重きをなしている。その他当地方には有力な寺院も多い。身延山を近くにひかえるといった地理的条件も影響していよう。

浄土真宗は、駿河郡域においては、十分な展開がはかられなかったと思われる。図表2－25にはみえないが真楽寺（沼津市）など、中世以来と考えられる寺院もある。しかし全体としては、さほどの教勢は認められない。とくに、日蓮宗との比較において考えると、その落差が大きいといえる。

時宗の西光寺（沼津市）は、宗派の拠点として重要な役割を果たしていた。しかし、同宗も駿河郡域全体への展開という点からすると、限られていたと思われる。

以上、中世といっても時期により差異があろうが、概観してきたところでは、当地方の仏教寺院の存立状況は、この時代の全般的傾向と大きく相違するものではないといえよう。

市域における教勢　ここでは裾野市域における仏教諸宗派の中世の教勢はどのようであったのか、前掲図表2－25から考えていきたい。

まず、臨済宗寺院として興禅寺（深良）の存在が、戦国期の「臨済寺諸塔頭以下書立」（『同』二－五六六号）の記載から確認できる。しかし、その後転宗し、現在は曹洞宗である。前述したように駿河郡全域に臨済宗が浸透していることを考慮すると、この変化は特徴的といえる。

曹洞宗の寺院としては定輪寺（桃園）と普明寺（千福）がみえる。市域には、駿河郡の他の地域と比較して、曹洞宗寺院がよく展開しているといえるが、その中心は定輪寺であったと思われる。同寺は、同宗の寺院として、市

域のみならず当地域を代表する存在であったといってよい。また、普明寺は定輪寺二世安叟宗楞を開山としている。これら二か寺の動向については後述する。普明寺所蔵文書にみえる見性寺(『市史』二－七七一号)については、市域の寺院か否かについても検討が必要と思われる。普明寺について述べるところで、同寺に関しても触れたい。

次に、市域には比定地不詳で大幡寺がある。同寺は語韻から大畑にあったかとも思われる。なお、一四一四(応永二十一)年七月二十八日に真言宗醍醐寺(京都市)の僧持円に同寺の別当職が与えられている(『同』二－二八七号)。

また、『今川家譜』が書かれた場所として、「葛山ノ近所」と記された大円寺薬師堂が存在した(『同』二－八二一号)。歴史的に重要な寺院であるが、近世文書においてもみい出されず、今のところその所在地を確認することはできない。大幡寺に比定する説もあるが、さだかではない。なお、『駿河記』『駿河志料』ともに、大畑に「伴東院」がかつて存在したことを載せている。『駿河志料』によれば七堂伽藍を備えていたという。この伴東院と、大幡寺・大円寺などとの関係が解明されれば、新たな事実がうかび上がってくるのかもしれない。今後の検討課題である。

図表2－25にはみえないが、葛山城址の麓に存在する浄土宗仙年寺(葛山)は、古い石造物も残り(『同』二－二六六、二六七号)、また寺伝からしても、中世以来の歴史を有することは確実と考えられる。近世において、市域には浄土宗寺院が、駿河郡域全体からみればよく展開したといえるが、それに同寺の果たした役割は大きいと思われる。

後述するように、時宗蓮光寺(佐野)も、中世のかなり早い時期から、寺もしくはその前身となる堂宇が存在し

ていたのではないかと推定される。時宗の当地域における拠点であったとも考えられる。

浄土真宗については、現存する二か寺（法雲寺・長教寺）は開山の関係年次から、近世初期の成立と推定される。信徒の有無については不明であるが、中世における具体的な宗教施設の存在を示す史料は確認できない。

日蓮宗についても、市域内では確認することができない。近世を通じても、本妙寺（三島市）の隠居寺的な意味合いで安楽寺（久根）が存在した以外は、事例を認めることができない。これは前述のように、駿河郡全体でみた場合日蓮宗はよく浸透しており、そのちがいが特徴的であると指摘できる。

以上、駿河郡と市域の寺院の存立の状況を比較した場合、前者では臨済宗・日蓮宗系が多く、後者では曹洞宗が多いといった傾向が浮かび上がってくる。このような全体的特徴を念頭におきつつ、市域における仏教信仰展開の具体的状況をみていきたい。

第二節　宗教者来訪の伝承と事跡

空海来訪の伝承　中世前期における市域の仏教信仰について、その教化、浸透の状況に関し順次みていきたい。

来歴が史料的に明確である場合はともかくとして、多くの寺院がそうであるように、その開創について、漠然としているとき、何らかの由緒が創作されるものである。その際、諸国を巡り、数々の秘蹟を残した空海などは、仮託するにもっとも相応しい僧侶であった。全国に空海開創を伝える寺院は多い。ただし、それを単に歴史的な真偽としてとらえるのでなく、宗教的な営みとして評価することも大切であろう。現在市域に真言宗の寺院はないが、長い歴史のある寺院に、空海の来訪が伝えられている。このことは、真言宗から他宗への転宗を想定させる。そのいくつかを紹介したい。

まず、現在曹洞宗の寺院であるが、定輪寺については、『駿河志料』に「往時真言地」とみえ、近代に造立されたものであるが、由緒を記した石碑にも空海開創といった内容が刻まれている。光明寺(公文名)は、『駿河記』に「開基弘法大師　大同三年子草創　旧真言宗」と、具体的に記されている。また、興禅寺においても空海開創と伝承されている。なお、同寺は、『駿河記』に「開山夢想正覺国師　観応年中建之」とみえる。「夢想正覺国師」とは臨済宗に隆盛をもたらした僧侶、夢窓疎石のことで、一三五一(観応二)年に没している。同僧を開山とすることは、ある時期臨済宗であったことを確認できる同寺よりすれば、法脈の相違などはあるが、むしろあり得ることといえる。すなわち同寺は、真言宗から臨済宗、そして曹洞宗と変遷したと推定される。また、後述す

るが、時宗蓮光寺の史料にみえる善栄も、元は真言宗の僧侶であったという。

寺歴の長さというより奇観の地という点から、いかにも空海が修行したのに似つかわしいといった心情を背景として関連づけられる場合もある。浄土宗の依京寺（葛山）がそれにあたる。同寺は、景ケ島という風光明媚ななかに建っている。「景島山略縁起」（『市史』二－四六一号）は、讃岐の霊場のことなどが引かれ、そうした風景と空海とを結びつけている。なお、参考までに記せば、同史料のなかには西行が同寺を訪れ、仮住居したとの伝も記されている。また、同寺の本寺である仙年寺には、近世に作成された縁起の軸が所蔵されており、そこにも空海の伝承が記載されている。

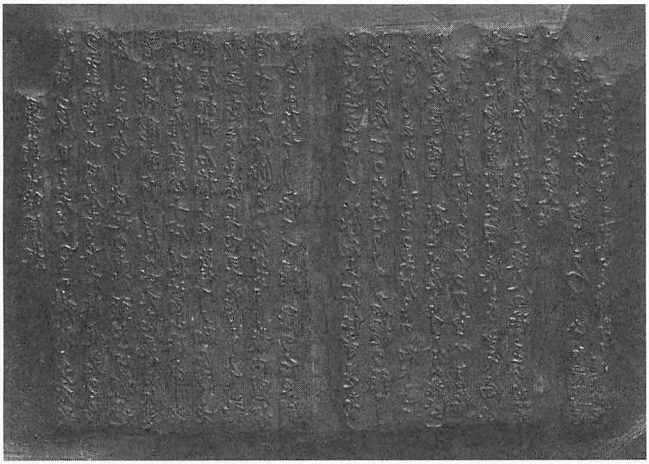

写真2－48「景島山略縁起」版木
（6枚の内の冒頭部分　仙年寺所蔵）

日蓮の来訪と霊場の成立

日蓮が書き残した書状のなかに、市域に来訪、通行したと考えられるものがある（『同』二－一七〇号）。なお、同僧については、既に第一章第二節でも触れられている。この書状は、一二七四（文永十一）年五月十七日付であるが、「けかち」、すなわち飢饉のさなかの厳しい状況下で認められた一文である。「日本国に流浪すへきみ（身）」「御房たちもみなかへして、但一人候へし」など、信者よりすれば身につまされるような文言も記されてい

る。そこには次のような行程が記載されている。十二日「さかわ」(酒匂宿、神奈川県小田原市)、十三日「たけのした」(竹之下宿、小山町)、十四日「くるまかへし」(車返、沼津市か)、十五日「ををみや」(大宮、富士宮市)、十六日「なんふ」(南部、山梨県南部町)、十七日「このところ」(身延山、山梨県身延町)、であり、足柄路を通っていることがわかる。祖師が訪れ、あるいは宿泊したことが確実な場所は、信心篤い者にとって、いずれも大切な場所と意識されよう。ましてや祖師が困難な状況下であったとすれば、その思い入れも一層深くなろう。「車返」は、こうした特別な場所のひとつである。

また、一二八二(弘安五)年十月、日蓮の遺骨は武蔵国池上から身延山に運ばれ、その途次やはり「車返」を通行している(『市史』二-一七六号)。その行程は、二十一日「池上宿」(東京都大田区)、「飯田」(神奈川県横浜市)、二十二日「湯本」(神奈川県箱根町)、二十三日「車返」(沼津市か)、二十四日「上野」(富士宮市)、「南条七郎家」、二十五日「身延山」であり、こちらは箱根路を通ったと思われる。

「車返」の場所については、沼津市三枚橋で、かつて本光寺(現在は沼津市本字千本、本門法華宗)が所在していた付近と考えられている。時代がへだたっているが、『名所方角抄』(『同』二-三八四号)にも「沼津車返」とみえ、この近辺とすることが適当のようにも思われる。

しかし、一方で市域に「車返の霊場」(深良)と呼称される小堂がある。地域に信仰が息づき、「おむしぼし」の際には、毎年、日蓮宗の静岡宗務所長を始めとする僧侶多数が参列し、題目が唱えられる(『裾野市史調査報告書第二集　深良の民俗』一二四頁参照)という。地区の人々にとって大切な、日蓮ゆかりの霊場と意識されている。

この小堂に関しては、文献史料や周辺に残る石造物によって、近世においては浄土宗西安寺(深良)の末寺で

あった西福寺である可能性を指摘できる。もっともこの霊場の成立は、それを承知のうえで、明治の中期に地域の熱心な信者によって、そこが「車返の霊場」であると再認識されたという経緯をたどる。

裾野市の車返の霊場は、信仰の拠点を求める強い宗教心がそのように発現されたということであろうか。それは、事の真偽は別として、霊場を霊場たらしめる要件でもある。日蓮来訪の史実が、熱烈な宗教心により、近代に至り新たな伝承と、それにもとづく事物の創造をもたらしたといえよう。

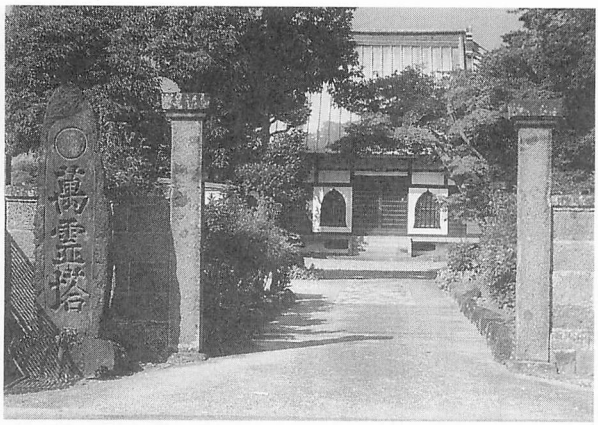

写真2－49　蓮光寺の景観(裾野市佐野)

一遍・遊行上人の来訪と佐野蓮光寺

真言宗から時宗への転宗の次第を記した軸物が、蓮光寺に所蔵されている。そのなかで来訪するのは、時宗の開祖一遍である。それは「起録」(『市史研究』十二号－補一四号)と題されており、一七二六(享保十一)年、功徳山八葉院住持(朱印があり東陽か)覚阿上人が「書写」したと記されている。蓮光寺においては、享保年間(一七一六～一七三六)まで住持はすべて覚阿を名乗っている。この軸を書写、あるいは創作した覚阿は、十六代の東陽院覚阿観冏和尚と比定される。同僧は一七三五(享保二十)年六月三日に没している。

さて、同史料によれば、一遍と、蓮光寺の時宗としての開山である善栄の邂逅は、一二八二(弘安五)年七月初旬の頃とされる。一遍

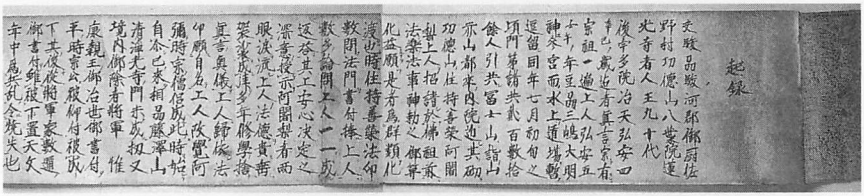

（蓮光寺所蔵）

は、門弟等二百数十人を引き連れ、富士山に詣でた。その折、真言宗の住持として既に当地にあった善栄を招いた。同僧はそこで仏法に関するいくつかの問題を書きつけにして尋ねた。一遍はそのひとつひとつに答え、その上で「安心決定之深意」を諭し、授けたという。一遍の信ずる仏教の奥義を伝えようとしたということであろう。これに善栄は深く悟るところがあり、感涙し、真言の教義を捨て時宗に帰依し、覚阿弥と改名した、とされる。それ以来清浄光寺（神奈川県藤沢市）の末寺になったという。以上のような伝えは、象徴的に描写され、こうした由緒の一典型であるともいえる。

なお、一遍の信頼のおける伝記ともいえる「一遍上人絵伝」には、一遍が一二八二（弘安五）年七月十六日、京都に上るため片瀬（神奈川県藤沢市）を発ったと記載されている。日付は不明であるが、続けて三嶋社（三島市）に立ち寄ったことも記されている。また、富士山の挿画もある。さて「起録」には、「宗祖一遍上人弘安五壬午ノ年、豆州三嶋大明神エ参宮」とあり、「絵伝」の詞書と整合する。また、同史料において一遍の富士参詣登山は「同年七月初旬之頃」とされている。片瀬を七月十六日に発ったとすれば、若干の時間的相違はあるが、基本的には一遍の事跡に従って叙述がなされたといえよう。

ところで文中に蓮光寺の庇護者としてみえる惟康親王は、後嵯峨天皇の皇子で、鎌倉幕府七代将軍である。同親王より、寺領を与えられたともみえる。なお『駿河志料』は、この史料の内、由緒以外の部分を一部引用し、惟康親王は寺伝の誤りで、駿河守藤原惟

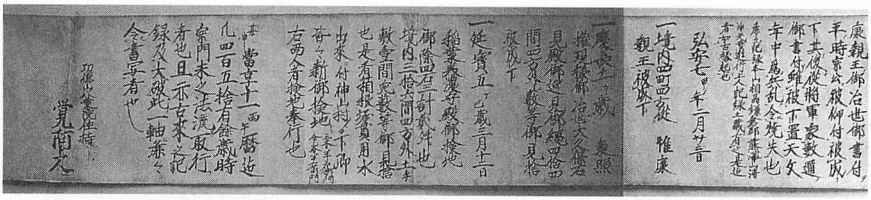

写真2－50「起録」

康朝臣ではないか、としている。また、「起録」では、惟康親王の命により蓮光寺に書状を下したという「平ノ時宗」は、鎌倉幕府執権の北条時宗である。かつては、こうした関係の文書数通を所蔵していたが、天文の兵乱によって焼失したとされている。

このような由緒の成立は、蓮光寺の長い歴史を背景として、それを何らかに具現化しようとする意志の所産であろう。もっとも、ここに記された事柄は、あるいは創作であるかもしれない。しかし、次のそれは確実な事跡である。

「遊行八代渡船上人廻国記」（『市史研究』十二号－補二三号）は、遊行八代の渡船上人が、布教のため各地を巡った際の記録である。一三五四（文和三）年のこととして、「十月半にぞ、京にとゞめをき給し遊行の惣衆御道具を捧て沼津宿へぞ参りける、是より佐野と云所にかゝりて甲州へ入給けり」と記されている。沼津宿に立ち寄ったことがわかるが、同地には「沼津道場」（『市史』二－三八〇号）、あるいはその前身の、何らかの施設があったのではないかと推定される。また、同宿に次いで佐野の名がみえる。ここで蓮光寺過去帳により、同寺の時宗としての草創期の住持を記せば、次のようになる。

中興開山	一二九五（永仁三）年三月二十五日没	善榮覺阿弥陀仏
二代	一三一八（文保二）年八月十日没	法智覺阿弥陀仏
三代	一三六〇（延文五）年十二月一日没	貞忍覺阿弥陀仏

時宗に転宗させたとされる善榮、ならびに二代の法智は既に没している。また、二、

三代の間に少し隔たりがあり、三代貞忍が一三五四(文和三)年に当地にいたか否かもわからない。しかし「起録」等の、寺伝に従えば、渡船上人来訪時、寺ないしは、その前身となる何らかの居宅が存在していたととらえられる。

蓮光寺そのものが当時から所在していたとは考えにくいが、渡船上人が佐野の地名を書き留めた意味は大きいように思われる。後に時宗道場ないしは蓮光寺創建の母体となるような、ある種のまとまった信者の存在があった可能性はある。あるいは、少なくとも渡船上人の来訪を契機として、その信者となる者が生じたとは考えられる。この時期に、このような信者集団の想定を可能にする事例は、市域においては少なく、明確な創建の年次は不明だが、蓮光寺の寺歴の長さを示しているといえよう。

仙年寺開山光冏について

空海・日蓮・一遍以外にもさまざまな宗教者が、市域、郡域を訪れている。

仙年寺の開山、文蓮社隆誉上人光冏大和尚は、近江国(滋賀県)蒲生郡の生まれと伝えられている。江戸増上寺三世音誉聖観のもとで得度し、修行に励んでいたとされる(『浄土宗大辞典』)。増上寺は、いうまでもなく、浄土宗六大本山のひとつで、近世において徳川家の菩提所となる寺院である。

仙年寺過去帳には同僧に関し、「往昔武江城内龍之口在之　三縁山増上寺第四世移転ス」と記されている。仙年寺に来る前、かつて「龍之口」(東京都千代田区)に住んでいたとされる。また、同寺を開創した後、増上寺の四世となったとしている。これは、増上寺の側の史料によっても、その歴住のなかに確かに四世として、光冏の名を確認することができる。その入山の日付については、一四七九(文明十一)年十一月二十六日(『浄土宗大辞典』)とされる。

なお、仙年寺過去帳には、同僧の名が記されている下の、本来没年月日が記される箇所に、「文明十一年七月朔日以之」と記載されている。『駿河記』『駿河志料』は同日を同僧の没年月日としている。しかしそれでは増上寺の入山の日付と矛盾する。同過去帳には前記記載の脇に、後筆で、「明応元年五月十四日寂」と記されている。同年は一四九二年であり、これならば年次の前後に問題はない。しかしなお検討を要すると思われる。

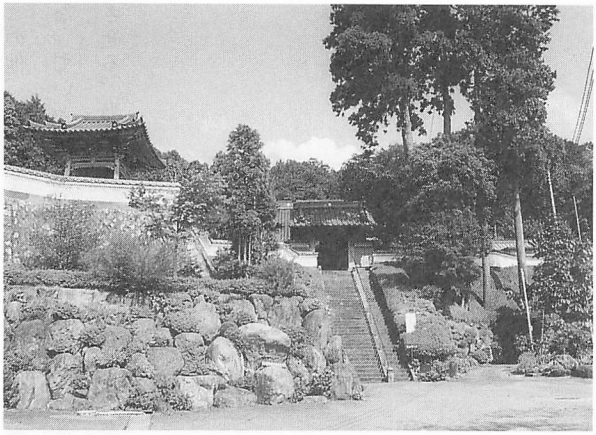

写真2－51　仙年寺の景観(裾野市葛山)

近江に生まれ、増上寺にいた光岡も、来訪者の一人であるといえよう。もっとも、開山となり、ある時期住山していたのではないかと考えられる点が、一過性の宗教者とは異なる。

さて、以上のほかにも駿河郡域を訪れたことがわかる宗教者について、簡単に書き留めておきたい。叡尊は、一二六二(弘長二)年二月に、北条時頼に招請され、鎌倉に下向する途中、浮島ヶ原、原中宿を通っている(『市史』二－一六三号)。時宗第二祖の他阿上人は、『夫木和歌抄』において、「浮嶋かはらにて」として、一首を詠んでいる(『同』二－一九九号)。また、京都建仁寺や南禅寺の住持をつとめた禅僧義堂周信は、一三八〇(康暦二・天授六)年三月頃、上京の途中、浮島ヶ原で大風にあった、と『空華集』に書き残している(『同』二－二五五号)。

さて、これまで本節において空海以来の来歴を概観してきた。

この他、さまざまな宗教者が往来し、種々の事跡を残し、それらのある部分が地域の信仰を形づくることにもなっていった。以上のような事例の豊富さは、現実の、あるいは架空の高僧の来歴を人々が求めていた姿を想像させる。当地方の中世においても強い宗教の影響をうかがわせる。

第三節　禅宗寺院の動向

定輪寺・普明寺の開創

本節では、中世の中期以降の寺院の動向を、市域内に現存する曹洞宗のそれによってみていきたい。寺院の成立には、さまざまな道筋がある。たとえば宗教者が訪れ、人々がそれに感ずるところから開創されたり、あるいは転宗されたりする寺院もある。それがその後、どのような歴史をたどるのかということでもある。その事例として、桃園の定輪寺と千福の普明寺についてみていきたい。

図表2－26に、定輪寺の曹洞宗としての歴代住職を載せた。これによれば、同寺が曹洞宗となるのは中世半ば過ぎのことである。寺歴の明確でない寺院も多いため、若干の留保は必要であるが、少なくとも駿河郡域の同宗の開創において、最も古い時期に属する寺院のひとつであると考えられ、また、同宗の一派である安叟派に関しては最古であるといえる。

ところで、定輪寺の同宗としての草創期の状況については、微妙な問題が残されている。歴代の順については前表で誤りはないと思われるが、どこまでが勧請されたのか、ということである。この場合の勧請とは、実際に住山しなかった僧侶を、尊敬の念から歴代住持のなかに配することである。

さて、多くの寺院においてこうした勧請の問題は、寺伝によるという以外、明確にしがたい。定輪寺の場合、駿河郡域において中心的役割を担う寺院であったがために、この問題が近世にまでおよぶ難儀となった。幕府は、寺院の本末を適宜利用し、統制に役立てたが、寺歴の長短、開創の時期、が本末の決定に大きく関係したからで

図表2－26　定輪寺・興禅寺・興雲寺住持

●定輪寺

世代	住持名	没年月日	世寿・典拠等
開山	春屋宗能	康正 2年(1456) 3月19日	(定輪寺過去帳)75歳
2代	安叟宗楞	文明16年(1484) 9月22日	(同)88歳か98歳
3代	学甫永富	文亀 3年(1503) 4月27日	(同)
4代	融山宗睦	永正17年(1520)12月 9日	(同)
5代	立室乗逮	天文 3年(1534) 5月11日	(同)
6代	晃岩正璨	永禄 3年(1560)10月21日	(同)
7代	明綱英賑	永禄10年(1567) 6月14日	(定輪寺卵塔・位牌)
		6月22日	(定輪寺過去帳)
8代	揚天宗播	永禄12年(1569) 5月25日	(同)
		5月29(5とも判読可能)日	(定輪寺卵塔)
		11月30日	(定輪寺位牌)
9代	林翁存桃	天正13年(1585) 5月10日	(定輪寺過去帳)
10代	餔心秀厳	慶長 3年(1598)11月28日	(同)

●興禅寺

開山	揚天宗播	永禄12年(1569) 5月25日	(興禅寺過去帳)

●興雲寺

開山	揚天宗播	永禄12年(1569)11月10日	(興雲寺過去帳)

ある。そうした状況下で、定輪寺では、本末に関し近世に相論(そうろん)が生じた。そしてその関係文書によって、定輪寺が、中世における開山から三代までの事跡について、どのように認識していたかがわかる。

一六八五(貞享二)年九月の「口上書之覚」(『可睡斎史料集』二巻－二七頁)には、

安叟初開之地ニ而、老師春屋を開山ニ立、二代安叟、寛正五甲申年迄現住被相勤、同年三代学甫江被致伝法附属、

とあり、すなわち安叟が実際に建立したこととなっている。そして、春屋(そうおく)のみ勧請し、開山としたと記している。同じく、曹洞宗安叟派で定輪寺に次いで古い歴史のある普明寺については、

定輪寺ニ相続而、安叟普明寺を被致開闢、文明元己丑年より文明十五癸卯年迄、寺領田畠注文、其外安叟直

開証拠并証文御座候

とあり、安叟が自ら開創したこととなっている。そして安叟が「直開」した証左となる資料を所蔵しているという。これらがそれにあたるかはわからないが、一四七四(文明六)年、普明寺二代の材庵正棟が安叟の肖像画に賛の偈頌を記したという写(『市史研究』十二号-補二六号)がある。一四八三(文明十五)年十二月、「前総持」の安叟が、普明寺の住持職を材庵正棟蔵主に譲った、という写(『市史研究』十二号-補二七号)も伝存されている。これらの史料は、近世において作成された可能性も含め、検討の余地があろう。しかし、普明寺の開創の時期を検討する際参考となる。

定輪寺・普明寺の開山が誰なのかは、近世における海蔵寺(神奈川県小田原市)との一件において大きな意味があった。海蔵寺は安叟を開山としている。従って、歴代よりすれば、定輪寺、普明寺、海蔵寺の順に安叟が開山となっている。ところが本末制度のもとでは、海蔵寺が定輪寺・普明寺の本寺とされた。両寺は、はるかに由緒ある最乗寺(神奈川県南足柄市)こそ本寺であると主張したが認められなかった。ために多少の混乱も生じた。中世の寺歴は近世の本末制度のなかで現実的な重みや意義を持っていた。

僧侶の対立

定輪寺三代学甫の時期、一四八五(文明十七)年九月、詩文に通じた禅僧万里集九が同寺を訪れ、仏徳を賛嘆した漢詩である偈を作している(『市史』二-三五四～三五六号参照)。また後述するように、一五〇二(文亀二)年八月には、連歌師の宗祇を埋葬している。寺勢を充実させていた様子がうかがわれる。

その後、同寺の歴史の画期のひとつになったと考えられるのが、七代より八代住持の頃である。一五六二(永禄五)年以来、寺内において、抜き差しならぬ対立が生じていた。既にこの件に関しては、『裾野市史』第二巻の

写真2－52　揚天宗播像
（興禅寺所蔵）

「解説」（九三三～九三五頁）において触れたので、ここではその一件を略記するにとどめ、その後見出された関係資料や、そこで言及できなかった事柄についてみていきたい。

定輪寺八代と伝えられる揚天宗播は、図表2－26にも示したとおり、興禅寺（深良）・興雲寺（小山町）の開山ともなっている。同じく七代とされる明綱英賑は光明寺（公文名）の開山である。真偽はさておき、一五六五（永禄八）年三月五日付の今川氏真判物（『市史』二－五九六号）には、以下のようなことが記されている。揚天は、一旦、林翁存桃に住持を譲りながら、改めて明綱に渡し直そうと企てた。これを林翁が今川氏に訴え、それを承けて奉行人が派遣されたところ、明綱は寺に「放火」しようとし、さらには林翁に近い僧に対し「刃傷」に及んだ、ということである。

さて林翁は、「定輪寺過去帳」によれば、九代住持となり一五八五（天正十三）年五月十日に没している。明綱については、若干疑念はあるが、図表2－26に示したように、一五六七（永禄十）年六月頃没したと推定される。なお「光明寺過去帳」では、六月二十二日没と伝えている。揚天に関しては、同図表に示す通り没年月日の混乱は激しいものの、当地域に残された資料においては一五六九（永禄十二）年の逝去を伝えている。例外としては、興雲寺所蔵の一七二〇（享保五）年春、十三世恵歓尊智によって記された「巨嶽山興雲禅寺記」（『小山町史』三－寺社編

史料九五）がある。そこには興禅寺（深良）を含めた由縁が記述されているが、揚天が当地方を訪れた時期について、当初は「天正」と書かれていた。しかしそれでは、興雲寺過去帳の開山の没年月日とも符合せず（図表2－26参照）、「天文」と訂正されている。この年次についても疑問がある。いずれにせよ近世中期に作成された由緒であり、その典拠が明確ではなく、天正年間に揚天がこの地域にいたとするのには問題がある。

他方、当地方における曹洞宗の拠点であった最乗寺には、その輪住の記録のひとつとして『報恩院前住帳』が所蔵されている。輪住とは、住持を有力寺院が回り番で行う制度のことである。一五六九（永禄十二）年の輪住寺院としては、「定林（輪）寺宗播和尚代惠暾勤之」と記載されている（『市史研究』十二号－補三五号）。この記載は、いくつかの事実と疑問を付与してくれる。同年、本来であれば揚天宗播が勤めるべき輪住を、惠暾が代理でなしたとされている。揚天が病重く、やむなく代理を出し、同年そのまま息を引き取った、とすれば、自然な経過のようにも思える。しかし、ではなぜ没年月日が複数あるのか。

またそうであるとすると、揚天はまだ住持として定輪寺にあったのだろうか。抗争からは既に数年を経ており、この種の記録にまだ同僧の名がみえるのはなぜか。敗者の側の当事者として追放されるようなことはなかったのだろうか。仮に同寺にあったとした場合、この時代、寺格に関わる最重要ともいえる同行事を、代理によって済ませるということは余程の事態と想定される。重病以外にどのようなことが考えられようか。

いく通りもの可能性があり、また、史料によって揚天の事跡を詳細にすることは困難である。しかし、現時点におけるひとつの帰着として、一五六九（永禄十二）年を境として、没したか、他出したか、いずれにしても、当地域に揚天は存在しなかったと考えられる。

ところで、一連の経過のなかで、今川氏が重要な役割を果たしている。一五六五(永禄八)年の同寺の抗争に対しての裁許においては、今川氏真が三月五日に、まず判物を下し、それを追認するようにして葛山氏元が、四月十五日にほぼ同内容の判物を発している。氏元が氏真の意向を受けて文書を発給していることがわかる。ここに両者の同寺に対する支配関係の一端を認めることができるようにも思われる。

そもそも今川氏の発給文書は、沼津市域において数多く確認できるが、定輪寺のそれは当地域における北限であり多少、突出ぎみといえる。両者の支配領域、権力関係、定輪寺の重要性などについて考えさせられる問題である。今後の検討課題といえよう。

信濃の「揚天宗播」とその後の定輪寺

信濃国に揚天宗播という同名の僧侶がおり、際立った事跡を残している。妙笑寺(長野市)の過去帳には、次のように七代と記され、寺院を移転・建立し、「中興」と称されている。

住十三年退休也、石村江閑居、長秀院建立　　慶長四己亥年

仝七代中興揚天宗幡大和尚　　十一月十四日

此トキ天正八庚辰年、寺ヲ毛野ヨリ当地エウツス　　壽八十二歳

また、長秀院(長野県豊野町)過去帳には、「慶長四亥十一月十四日　開山楊天宗幡大和尚　世壽八二歳」とあり、また、長福寺(長野市)のそれにも「十四日　慶長四年己亥年十一月　当寺開山陽天宗幡大和尚」とある。表記が「揚」が「楊」・「陽」、「播」が「幡」となるなど、微妙な違いはある。しかし同一人物とみなしてよいであろう。北石村の大日堂についても、開山との伝承がある。このように、複数の寺院の開山となっているのである。

妙笑寺・長秀院・長福寺、三寺の忌日に錯誤はない。また、永禄年間以前、信濃における揚天の確実な事跡を、今のところ確認できていない。したがって、駿河の揚天と同一人であったとしても矛盾はない。一五九九(慶長四)年、八二歳で没したとすれば、定輪寺での抗争のあった一五六五(永禄八)年には四八歳頃となる。年令的にも符合する。その事跡についても、信濃においても中興とされ、開山とされ、類似している。一層の慎重な検討を要するが、定輪寺を去った揚天が、新たな土地で活躍していたのかもしれない。

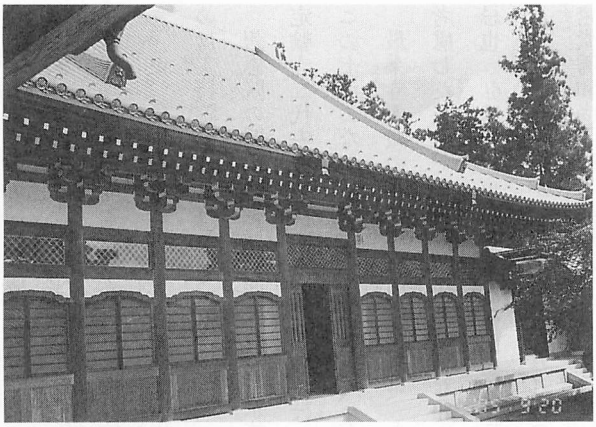

写真2-53　妙笑寺の景観(長野市津野)

なお、揚天後も定輪寺の混乱は続いていた可能性がある。林翁と恵頓(恵暾)の関係は微妙である。まず、最乗寺に代理で輪住したのが、なぜ林翁ではなかったのだろうか。また、恵頓は、一五七九(天正七)年に武田氏より住持職を安堵されている(『市史』二-八四四号)。にもかかわらず定輪寺歴住に名がみえないといった疑問が残る。前後して文書には「再興」(『同』二-七五〇号)「御建立」(『同』二-七七六号)などの文言がみえ、再建されていったことがわかる。ちなみに、一五六五(永禄八)年に、明綱は放火を、「欲」したとは記されているが、したとはされていない。それ以降になんらかの災禍を被った可能性もある。

定輪寺はこうした困難を経た後、近世を迎えることとなる。

普明寺僧侶の進退

戦国期に難儀を経験したのは、定輪寺だけではなかった。同寺の場合、寺内の争いであったが、千福の普明寺は他寺との関係においてそうした状況に至った。

普明寺も定輪寺と同じく、最乗寺の輪住寺院のひとつであった。それを勤められる寺院とそうでないものとがあった。最乗寺には本院・大慈院・報恩院の三院がある。紛議が生じたのは報恩院の輪住に関してで、対峙したのは宝持院(御殿場市)であった。

報恩院の開山は春屋宗能である。宗能は春屋七派の派祖であり、定輪寺開山でもある。同派を形成した一人が定輪寺二代安叟宗楞である。報恩院は一五一六(永正十三)年以降七派の法孫が輪住することとなったとされる。この七派のなかの安叟派寺院として、海蔵寺(神奈川県小田原市)、定輪寺、普明寺、宝持院などがあった。

最乗寺所蔵の『報恩院前住帳』は、ある時期まで、単に派名のみ記し寺名を確認できない場合が多い。それを考慮した上で、普明寺の初見は一五五五(弘治元)年で、「安叟派　普明寺　澤翁岱潤和尚　相当開山和尚一百年忌也　弘治元年也」とある(『市史研究』十二号－補三〇号)。一寺で輪住を勤めていた。おりしも春屋の百年忌であった。ところが、その次の一五九〇(天正十八)年の輪住に際しては、「安叟派　駿州　普明寺存道和尚　報持院(密)密堂秀和尚　両寺而勤之」と、なっている(『市史研究』十二号－補八四号)。

普明寺と宝持院の寺歴を整理すると、普明寺開山は安叟宗楞であり、同寺二代の材庵正棟は宝持院開山である、また、同寺三代の傑叟尭俊は宝持院二代である。こうしてみると、安叟が実際に建立したか、勧請開山かは別として、寺格に関し、普明寺が、宝持院に対し優越意識を持っていたとしても、不思議ではない。輪住は、それなりに経済的な負担をともなったであろうし、大変な勤めではあったが、おそらくこの時代においては、自寺の

名誉に関わる重大事であった。それを一寺で執り行っていたものを、寺格からすれば下とみなしていた近隣の寺院に、割り込まれるようにして、同列で行うとなれば、紛議も生じようというものである。また、このときの宝持院の住持蜜堂秀厳（みつどうしゅうげん）は、同寺に最乗寺の道了尊（どうりょうそん）を勧請したとされている。なかなかに行動的な僧侶であったと考えられる。

事の顚末（てんまつ）について、普明寺に残された報恩院の輪住に関する文書は、次のように伝えている。

（前欠か）

前半回拙寺、後半回宝持院ニ而、只今迄勤来り候輪住年回左ニ書キ出候

弘治元年乙卯　拙寺五代澤翁　拙寺壱ケ寺ニ而相勤候

天正十八年庚寅　拙寺先住存道前半回相勤、後半回宝持院ニ而始而振分為勤候故、輪番後及諍論、依之出奔

寛永二年乙丑　拙寺九代端翁前半回相勤候

寛文七年丁未　拙寺十二代文太前半回相勤候

元禄十五年壬午　拙寺十四代萬禅前半回相勤候

元文二年乙巳　拙寺十六代登因（田か）前半回相勤候

右、拙寺開山安叟派最乗寺両院輪住之訳、御尋ニ付吟味之上書上候通相違無御座候　以上

宝暦十二壬午五月　海蔵寺末　普明寺

写真2－54　普明寺の景観（裾野市千福）

海蔵寺　　大用（印）
御役者中

ここに記された、輪住の事実については、全て『報恩院前住帳』の記載に照応している。普明寺の存道は輪住を勤めた後、おそらくは宝持院の割り込みを不服として、「諍論」におよんだと思われる。ところが、聞き届けられなかったのであろう、ついには「出奔」におよんでいる。宗教者の身の処し方として潔いともいえよう。輪住は以降、両寺で行われ続ける。戦国期の一件であったが、下位の者が上位のそれに無理を押し通したといえよう。

なお、一五四五（天文十四）年十月六日付の武田家制札（『市史』二－四六九号）には、「普明寺」とみえ、また、一五五五（弘治元）年、一五九〇（天正十八）年、いずれの輪住の記録にも同じく「普明寺」とみえる。他方、普明寺には一五七二（元亀三）年五月十一日付、武田晴信判物（『同』二－七七一号）があり、その宛名が「見性寺」となっている。同寺と普明寺の関連を直接的に示す文言は見当らない。しかし、同文書の普明寺における伝存は、一八六一（文久元）年成立の『駿河志料』の記述中に確認できる。もし、この見性寺が普明寺のことであるとすれば、現在確認できるところでは、『報恩院前住帳』により、一五五五（弘治元）年より一五九〇

(天正十八)年の間の名称であったこととなる。その場合、あるいは武田氏の駿河進攻と寺名の変更の間に何らかの関連も考えられる。

一方、『延享度　曹洞宗寺院本末帳』には、駿河・甲斐などに見性寺の名を複数確認できる。そのなかには安叟派の寺院もある。『駿河志料』成立以前に、一五七二(元亀三)年五月十一日付武田晴信判物が、それらの寺院のいずれかから、普明寺に伝わった可能性も考えられ、見性寺の所在についてはさらに検討を要する。

第四節　神社と民衆の信仰

駿河郡域および市域における神社

村落の神社は、多くの場合その地の氏子によって受け継がれてきた。古い由緒来歴が口伝することも多いが、専住の宗教者(社人)がおらず、寺院に比べ文献資料の伝存は少ない。当地域においても例外ではない。

文字資料によって確認できる事例を一覧としたのが図表2－27である。図表2－25の寺院に関する一覧に比較して、さらに、中世の実態を十分反映しているとはいえない。実際にはより豊富で複雑な信仰が浸透していたと考えられる。地域における史料の残存状況の少なさも、神道信仰の特色のひとつのように思われる。この図表によって、駿河郡の中世における神社の展開の傾向を記述するのは難しく、ここでは控えたい。ただ、現在に連なる主要な神社の名の多くを確認できる点を指摘するに止めたい。

さて、市域の神社については、二例が挙げられる。何れも浅間社である。これは富士山に対する信仰である浅間信仰に基づく。富士山の噴火による火山神を浅間神といい、中世においては仏教と習合し、本地を大日如来とし、浅間大菩薩とも称されていた。信仰のための登山も盛んに行われた。富士を仰ぎ見る市域に浅間社の古例が確認できるのは、決して偶然ではない。

さて、須山の浅間社には、一五二四(大永四)年のものとされる棟札(『市史』二－四一一号)が残されている。損耗がはなはだしく、願人や神社を管理していた社人などは明らかではない。

佐野郷の浅間社については、一五五一（天文二十）年十二月晦日（みそか）付判物（『同』二－五〇六号）を初見として、葛山氏元が、寄進・勧進をたびたび行っている。ところで、文中に「佐野郷浅間五社」（『同』二－五一九号）とみえ、また、「佐野浅間宮」（『同』二－五五一号）ともある。神社の存在の仕方として、この「五社」が、一か所に集在していたのか、佐野郷全域に散在していたのか、不詳である。仮に、一か所であった場合、その比定地としては、神主柏（木）氏との関係から、茶畑（ちゃばたけ）の浅間社が有力視されている。ただし、現在、同地に立派な社殿が存在するが、これ

図表2－27　文字資料によって確認できる中世駿河郡域の神社

所在地	神社名	初見典拠・参考事項
裾野市		
大畑	「あしたかの御まつり」	(補12)社あるいはその前身か
茶畑か	佐野郷浅間社	(506)神主柏宮内丞，禰宜助三郎(551)
須山	浅間社	(411)
沼津市		
青野	青野郷浅間	(772)
青野	足高明神	(772)
熊堂	熊野堂	(947)史料には地名としてみえるが堂宇所在の可能性あり
岡宮	浅間社	(補8)，神主諏訪部氏(489)・(497)，富士御宝浅間社神主小佐野越後守に付与(799)
平町	日吉社	(179)いずれかの日吉社へ絵巻奉納，神主与二郎(526)，比定地を断定できないが建久5年の史料にも「日よしのみや」とみえる(補8)
大平	大平郷八社	(512)
沼津市か	白山	(524)
清水町		
八幡	八幡神社	(346)和泉庄内八幡神主職由比氏，八幡神主(525)
函南町		
日守	熊野神社	(補74)神主権禰宜菊池隼人正
御殿場市		
東田中	「二岡七所太権現」	(303)，禰宜神五郎(528)
小山町		
須走	浅間社	(744)

＊地名は原則的に現在のものである．
＊番号は，『市史』二ならびに『市史研究』十二号補遺の資料番号である．
＊「　」は史料からの引用を示す．

写真2－55　茶畑浅間神社本殿(裾野市茶畑)

は安政の大地震以降に移転されたものと伝えられ、かつては、裾野東中学校の南の「モトミヤ」にあったとされる(『市史』七－六四二頁参照)。しかし、そこに所在していたとして、どの程度その場所における歴史をさかのぼることができるかはおぼつかない。

また、佐野郷の範囲についてもあいまいな点があるが、現在の裾野市佐野周辺における旧村社クラスの浅間社としては、佐野(二本松)、二ツ屋が挙げられる。これらについても古歴は不詳であるが、「五社」が散在していたとすれば、比定地の候補となろう。

社人に関しては、「神主柏宮内丞」(『市史』二－五〇六号)、「禰宜助三郎」(『同』二－五五一号)、「柏掃部」(『同』二－九〇〇号)などといった名前を確認できる。

この内、柏掃部とみえる文書は、天正年間、徳川家康家臣酒井忠次が、郷の有力者と思われる四名に、その改を申し付けた判物である。そのなかに名を連ねているところから、柏氏は単に社人であるだけでなく、郷内有力者の一人であったことが判明する。

浅間信仰は、戦国期に当地において、十分浸透していたものと考えられる。一か所にせよ、複数か所にせよ、葛山氏が、それを保護・統制し支配に役立てていたということはいえよう。

民衆の信仰と伝承

浅間信仰に関係し、富士参詣登山については、須走方面に道者の存在を確認することができる。一方、京都聖護院門跡道興は、すはま(須山)口より富士の麓に至って、として歌を詠んでいる(『同』二－三五八号)。

また、市域に熊野信仰のあったことが認められる。この信仰は熊野本宮大社(和歌山県本宮町)・熊野速玉大社(和歌山県新宮市)・熊野那智大社(和歌山県那智勝浦町)の熊野三山に対するものである。三山は、平安時代に成立したとされ、修験道の根拠地のひとつとなった。御師や先達が、ヤタガラスを図案化した牛王宝印を、誓約や魔除けとして配布したことで信仰が波及したとされる。市域に関係しては、一四五八(長禄二)年閏正月十七日に熊野那智社に奉納された願文(『同』二－三三九号)に、「水くほ　渡部五郎次郎兼盛」とある。なお、関係については不明だが、近隣の伊豆島田に熊野神社があり、近世の神主は代々渡辺氏であったと推定される。また、一四七八(文明十)年十月の書立(『同』二－三四八号)には、熊野那智社の檀那として葛山氏の名がみえる。

さて、十三塚・宮方塔などの信仰も、中世の事実に起源している。二条為冬は廷臣で、歌人でもあったとされる。戦乱に際し後醍醐天皇方に参じ、竹之下(小山町)で足利方と合戦し、佐野原(「佐野山」ともみえる　裾野市付近)に退き、一三三五(建武二)年十二月、同地で没したと伝えられる(『同』二－二〇九～二一一号他参照)。当地の人々は、その死を悼み、十三塚(図表2－28)、宮方塔(図表2－29)等を造立し、慰霊した。十三は、為冬ならびにその従士一二人が意識されている。それらは、いずれも近世以降の造立と推定されるが、明らかに近代の作例もある。初めに造られた場所からは移動していることもあると考えられる。しかし、地域的には茶畑、平松にほぼ集中しているといえる。『駿河記』にも「十三塚」という項があり、茶畑・平松の境界に大小ふたつの塚がある、

図表2－28　市内における十三塚伝承を持つ石造物一覧

	刻　　銘	『裾野の石造物』資料番号	種　類	所　在
1	欠	茶畑　43－00	一石五輪塔	茶畑野添
2	欠	平松　3－00	一石五輪塔	平松上ノ原
3	観世音菩薩	〃　5－03	観世音菩薩	平松上ノ原
4	庚申塔	〃　8－00	庚申塔	平松拾三塚
5	妙法蓮華経 神儀士	〃　9－00	刻経塔	平松拾三塚
6	毗沙門天 儀士	〃　10－02	毘沙門天	平松拾三塚
7	欠	〃　11－15	層塔	平松佐野原神社
8	欠	〃　12－10	一石五輪塔	平松佐野原神社
9	欠	〃　12－11	一石五輪塔	平松佐野原神社

＊上記以外の四つの塚は，所在が確認できない．

図表2－29　市内宮方塔一覧

	刻　　銘	『裾野の石造物』資料番号	種　類	所　在
1	妙法宮方塔	茶畑　27－00	刻経塔	不詳
2	宮　　方	〃　28－01	板碑五輪塔	茶畑御所海道
3	妙法　宮方　武士	平松　11－12	刻経塔	平松佐野原神社

＊図表2－28, 29は『裾野の石造物上』より作成
＊全て年不詳

と記されている。ところで、光明寺に、「建武二歳」と刻まれた、大日如来塔（『市史』二－二一八号）がある。これも形状や刻字のされ方などから、近世の造立と考えられる。後醍醐天皇方への慰霊の念からかたち作られたものであろう。その始期は確定しがたいが、人々の、為冬を始めとする後醍醐天皇方への、連綿とした敬慕が感じられる。

また、『駿河記』には、願生寺（茶畑）の開創について、この合戦において「官軍こゝに戦死」とした上で、菩提の為に南朝の僧が訪れ、堂宇を建立したとされている。同寺の山号は南朝山であるが、こうした寺伝に由来するとされる。

佐野原神社（平松）は、明治初年に作成された「駿東郡神社明細帳」によれば、一八七五（明治八）年八月に、二条為冬を祭神として創建されている。相殿の祭神として、従士十二名も祀られている。

図表2－30　十三塚・宮方塔・光明寺所在図

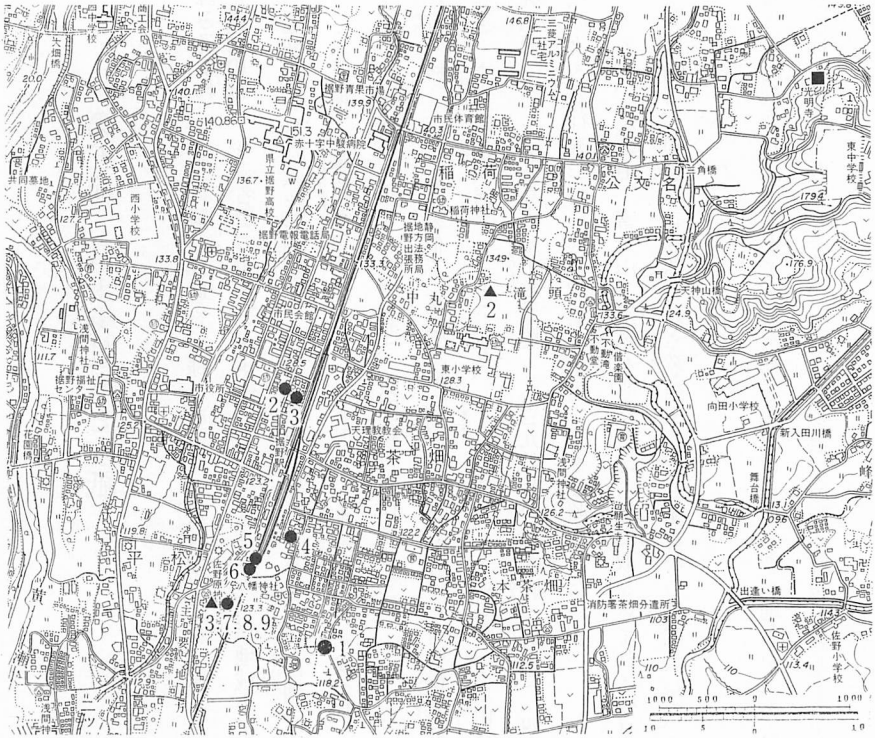

敵味方を問わぬ慰霊の心情の上に、後醍醐天皇方への崇敬も重なり、こうした信仰が継承されたと推定される。中世の史実、伝承が渾然一体となって、現在にまでいたる信仰が形成されていったのではなかろうか。

第五節　富士実景歌と宗祇

詠み込まれた富士の歌

中世の駿河郡域を、様々な文人・貴人等が訪れ、あるいは往来した。全国の名所が記載されている『名所方角抄』(『市史』二－三八四号)にも、当地域の街道筋が紹介されている。

当地域を訪れた人々を列記すれば、西行(『同』二－八九号)、西園寺実氏(『同』二－一二一号)、藤原光親(『同』二－一二四号他)、藤原宗行(『同』二－一二六号他)、海道記の作者某(『同』二－一二九号他)、藤原頼経(『同』二－一四三号)、笠間時朝(『同』二－一四七号)、東関紀行の作者某(『同』二－一五〇号)、藤原為家(『同』二－一五九号)、飛鳥井雅有(『同』二－一七四号他)、高階宗成(『同』二－一八〇号)、日野俊基(『同』二－一九五号)、他阿上人(『同』二－一九九号)、宗良親王(『同』二－二三八号)、宗久(『同』二－二四五号)、太田資長(『同』二－三五〇号)、京都聖護院門跡道興(『同』二－三五八号)、宗長(『同』二－三九〇号)、谷宗牧(『同』二－四六三号)、など多数におよぶ。なお、鎌倉時代の文人の往来については、第一章第二節を参照されたい。

ところで、足柄道、富士山、浮島ケ原などは、歌に取り込まれる情景として、度々用いられた。とりわけ富士山は典型的な、和歌に詠み込まれる歌語・名所、すなわち歌枕として、都などに居ながらにして、想像で創作されることが多かった。

こうした創作状況のなかで、駿河郡域を通行したことが地名の上から確認でき、実際にその場所で詠まれたと判断される富士の歌としては、少なくとも以下の作を確認できる。上洛の途次の藤原頼経(『同』二－一四三号)、

東海道を下向中の東関紀行の作者(『同』二－一五〇号)、鎌倉下向の途中「かへりのほり侍し時、ふしの山を見て」として飛鳥井雅有(『同』二－一七五号)、時宗の僧侶であり諸国廻国の途上であろうか、「浮嶋かはらにて」として他阿上人(『同』二－一九九号)、信濃国へ向かう途中の宗良親王(『同』二－二三八号)、廻国中「すはま口といふ所より富士のふもとに至りて、雪をかき分て」として京都聖護院門跡道興(『同』二－三五八号)などである。

それらには、観念によって多作される情趣とは異なる、少なくとも実景歌としての価値は認められよう。これらの歌は、その後当地における文人等の創作活動のため参考とされ、また、一部の寺社の由緒・縁起作成の際、引用されるなどしている。

連歌師宗祇の葬送　宗祇は定輪寺に永眠している。諸国を巡った著名な連歌師であり、国文学に与えた影響は大きい。その臨終の様子についても既に種々の文献に紹介されている。『裾野市史』二「解説」においても略記した(九三一～九三二頁)。ここでは、埋葬を受け入れた定輪寺の側の状況と、その後について補記したい。

一五〇二(文亀二)年七月三十日、宗祇は箱根湯本で没している。遺骸は輿に乗せられ、峠を越えて定輪寺に運ばれた。その困難は「あしからハさらてたにこえうき山なり」と記されている(『同』二－三八二号)。なぜあえて峠越えの労苦を押して、定輪寺に葬られたのだろうか。臨終の地の近隣に、あるいは道程に寺院はあったことだろう。また前述の通り、市域においても、既にこの時期、少なくとも仙年寺、普明寺などは存在していた。

定輪寺の住持は「天以」と道号を付けた、と記されている。僧の名は記載がない(『同』二－三八五号)。定輪寺三代学甫は、一五〇三(文亀三)年四月二十七日に没しており、かなりの高齢ながら、当時まだ存命であった。同僧ではないかと推定される。同僧は安叟の高弟十人、安叟十哲の一人であり、そのなかの第三に位置づけられて

いた。ちなみに普明寺二代・宝持院開山の材庵は第七であった。学甫の人となりについては、かつて定輪寺に宿泊した万里集九も、「洞下尊宿」、すなわち曹洞宗における優れた老師とたたえている(『市史』二―三五五号)。

定輪寺が、宗祇の塔所となったのは、こうした前提の上に、めぐりあわせの不思議が重なった帰結のように思われる。諸寺のなかから同寺が選択された背景として、弟子たちが師の永眠の場所を思案し、その由緒・現況に配慮したためという側面もあるのではなかろうか。

宗祇が同寺に埋葬されたことは、少なくとも近世後期以降のこの地における文人・俳人等の活動に大きな意味があった。境内にいくつか建つ句碑が、それを端的に物語る。

現在、これらの石碑などと共に小さな五輪塔がある。これはそれまで不明とされていた宗祇の墓として、本堂より山際に奥まった地点から、一九二八(昭和三)年、山田孝雄によって発見・確認された(『東駿地誌』六六八、六六九頁)という。

宗祇没後五〇〇年が真近であるが、これまでの遠忌(おんき)同様種々の記念行事が催されることであろう。